恵庭市地域防災計画

（一般災害対策編）

令和８年３月

恵　庭　市　防　災　会　議

〔　一般災害対策編・目次　〕

第１章　総則
第１節　計画の目的..... １－１
第２節　計画の構成..... １－１
第３節　計画の効果的促進..... １－２
第４節　用語の定義..... １－３
第５節　計画の修正要領..... １－４
第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱..... １－５
第７節　市民及び事業所の基本的責務..... １－１０
第８節　防災計画の周知..... １－１１
第９節　災害対策行動マニュアルの作成..... １－１１

第２章　恵庭市の地勢と災害の概要
第１節　自然条件..... ２－１
第２節　災害の想定..... ２－３

第３章　防災体制
第１節　恵庭市防災会議..... ３－２
第２節　恵庭市災害対策本部..... ３－４
第３節　防災情報等の通信体制..... ３－８

第４章　災害予防計画
第１節　防災教育及び訓練計画..... ４－１
第２節　物資の調達・確保及び防災資機材等の整備..... ４－６
第３節　相互応援体制整備計画..... ４－８
第４節　自主防災組織の育成等に関する計画..... ４－１０
第５節　避難体制整備計画..... ４－１３
第６節　避難行動要支援者対策計画..... ４－１８
第７節　情報収集・伝達整備計画..... ４－２４
第８節　建築物災害予防計画..... ４－２６
第９節　消防計画..... ４－２７
第10節　重要警戒区域及び整備計画..... ４－２８
第11節　水害予防計画..... ４－２９
第12節　風害予防計画..... ４－３１
第13節　雪害予防計画..... ４－３２
第14節　融雪災害予防計画..... ４－３５

第15節　土砂災害予防計画..... ４－３７
第16節　積雪・寒冷対策計画..... ４－４１
第17節　複合災害に関する計画..... ４－４３
第18節　業務継続計画の策定..... ４－４４

第５章　災害応急対策計画
第１節　基本方針..... ５－１
第２節　災害情報収集・伝達計画..... ５－２
第３節　応急措置実施計画..... ５－７
第４節　動員計画..... ５－１０
第５節　災害広報計画..... ５－１４
第６節　避難対策計画..... ５－１７
第７節　救助救出計画..... ５－３１
第８節　災害警備計画..... ５－３３
第９節　交通応急対策計画..... ５－３５
第10節　輸送計画..... ５－４１
第11節　食料供給計画..... ５－４４
第12節　給水計画..... ５－４７
第13節　上下水道施設対策計画..... ５－４９
第14節　衣料、生活必需品等物資供給計画..... ５－５１
第15節　石油類燃料供給計画..... ５－５４
第16節　電力施設災害応急計画..... ５－５６
第17節　ガス施設災害応急計画..... ５－５８
第18節　医療救護・助産及び歯科医療救護計画..... ５－６０
第19節　防疫保健衛生計画..... ５－６５
第20節　廃棄物処理等計画..... ５－６９
第21節　飼養動物対策計画..... ５－７２
第22節　文教対策計画..... ５－７３
第23節　住宅対策計画..... ５－７８
第24節　被災宅地安全対策計画..... ５－８２
第25節　行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画..... ５－８４
第26節　障害物除去計画..... ５－８７
第27節　応急土木対策計画..... ５－８９
第28節　応急飼料計画..... ５－９１
第29節　労務供給計画..... ５－９２
第30節　航空機及び無人航空機活用計画..... ５－９３
第31節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画..... ５－９６
第32節　広域応援要請計画..... ５－１００

第33節　職員応援派遣計画..... ５－１０３
第34節　ボランティア活動の支援調整計画..... ５－１０５
第35節　災害義援金募集（配分）計画..... ５－１０８
第36節　災害応急金融計画..... ５－１０９
第37節　災害救助法の適用と実施..... ５－１１０

第６章　事故災害対策計画
第１節　航空災害対策計画..... ６－１
第２節　鉄道災害対策計画..... ６－５
第３節　道路災害対策計画..... ６－９
第４節　危険物等災害対策計画..... ６－１５
第５節　大規模な火事災害対策計画..... ６－２２
第６節　林野火災予消防計画..... ６－２６
第７節　大規模停電災害対策計画..... ６－３２

第７章　災害復旧計画..... ７－１

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、恵庭市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

１　市の区域を管轄し、若しくは、市の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な防災の組織に関すること
３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
４　災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
５　災害復旧に関すること
６　防災訓練に関すること
７　防災思想の普及に関すること

第２節　計画の構成

恵庭市地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、火山災害対策編及び各資料編によって構成する。なお、これらの計画は、水防法に基づく恵庭市水防計画とも調整を図るものとする。

また、旅行、外出、出張等により、本市で災害に遭遇した場合、本編の必要事項を準用させ、市民と同様、生命と身体の安全確保に努める。

第３節　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成２１年条例第８号）第３条の基本理念により、自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。更には、災害時は自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導ソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、恵庭の「まち」全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

災害対応に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

また、東日本大震災や令和６年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術 、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第４節　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	基　本　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
２	救　助　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
３	水　防　法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
４	市防災会議	恵庭市防災会議
５	本部（長）	恵庭市災害対策本部（長）
６	市防災計画	恵庭市地域防災計画
７	防災関係機関	恵庭市防災会議条例（昭和 37 年条例第 18 号）第 3 条に定める委員の属する機関
８	災　　害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害
９	防　　災	災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める災害
10	災害予防責任者	災害対策基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
11	複合災害	同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第５節　計画の修正要領

市防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより市防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

１　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
２　防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき。
３　新たな計画を必要とするとき。
４　防災基本計画の修正が行われたとき。
５　その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画を修正した場合は、速やかに北海道知事に報告するものとする。

第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

１　恵庭市

機関名	事 務 又 は 業 務
市長部局	⑴ 市防災会議の事務に関すること。 ⑵ 市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 ⑶ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 ⑷ 防災に関する総合的な組織の整備及び計画的な食料、資器材等の備蓄、その他防災予防措置に関する総合調整を行うこと。 ⑸ 災害情報等の収集及び伝達並びに広報、被害状況の調査に関すること。 ⑹ 防災訓練の実施に関すること。 ⑺防災思想・知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
教育委員会	⑴ 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 ⑵ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 ⑶ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 ⑷ 収容避難所の開設管理に関すること。 ⑸ 公立学校における防災教育に関すること。
消防本部、消防署及び消防団	⑴ 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 ⑵ 被災地の警戒態勢に関すること。 ⑶ 市民の避難誘導及び人命救助に関すること。 ⑷ 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

２　指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 札幌開発建設部 (千歳川河川事務所) (漁川ダム管理支所) (千歳道路事務所)	⑴ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ⑵ 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 ⑶ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣に関すること。 ⑷ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ⑸ 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 ⑹ 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 ⑺ 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 ⑻ 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 ⑼ 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 ⑽ 補助事業に係る指導、監督に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道森林管理局 石狩森林管理署	⑴ 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 ⑵ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関するすること。 ⑶ 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ⑷ 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
札幌管区気象台	⑴ 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ⑵ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ⑶ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ⑷ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑸ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	⑴ 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 ⑵ 災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること。 ⑶ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 ⑷ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ⑸ 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

３　自衛隊（陸上自衛隊北部方面隊第７師団第７２戦車連隊）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 北部方面隊 第７師団第 ７２戦車連隊	⑴　災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の協力に関すること。 ⑵　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ⑶　災害派遣要請権者の要請に基づく　部隊等の派遣に関すること。

４　北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
石狩振興局	⑴　石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 ⑵　防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 ⑶　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する

	活動を支援すること。 ⑷　災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 ⑸　市及び指定地方行政機関が実施する防災行事並びに業務の総合調整に関すること。 ⑹　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ⑺　救助法の適用及び実施に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部 千歳出張所	⑴　所管する河川及び道路の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 ⑵　災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。
石狩振興局 保健環境部 千歳地域保健室	⑴　医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 ⑵　災害時における医療救護活動に関すること。 ⑶　災害時における防疫活動に関すること。 ⑷　災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 ⑸　医薬品等の確保及び供給に関すること。 ⑹　食品衛生の指導及び監視に関すること。
石狩教育局	⑴　児童生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 ⑵　避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 ⑶　文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

５　北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
札幌方面 千歳警察署	⑴　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 ⑵　災害情報の収集に関すること。 ⑶　災害警備本部の設置運用に関すること。 ⑷　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑸　犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑹　危険物に対する保安対策に関すること。 ⑺　広報活動に関すること。 ⑻　自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

６　指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便㈱ 恵庭郵便局	⑴　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 ⑵　郵便の非常取扱いを行うこと。 ⑶　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道㈱ （市内各駅）	⑴　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ⑵　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。

NTT 東日本㈱ 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
㈱エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク㈱千歳ネットワークセンター	⑴　電力供給施設の防災対策を行うこと。 ⑵　災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本赤十字社 北海道支部 （恵庭市地区）	⑴　救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 ⑵　災害時におけるボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調　整を行うこと。 ⑶　北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。

７　指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道ガス㈱ などガス事業者	⑴　ガス供給施設の防災対策を行うこと。 ⑵　災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
社団法人 恵庭市医師会	災害時における救急医療を行うこと。
千歳歯科医師会 (恵庭市歯科医師会)	災害時における歯科医療機関係との連絡調整並びに応急医療及びその他の救助に関すること。
社団法人北海道 薬剤師会恵庭支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
社団法人北海道 獣医師会石狩支部	災害時における飼養動物の対応を行うこと。
恵庭土地改良区	⑴　所管する土地改良施設の防災対策を行うこと。 ⑵　市と連携し農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	⑴　災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 ⑵　災害時におけるボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。

８　防災上重要な団体

機 関 名	事 務 又 は 業 務
道央農業協同組合	⑴　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 ⑵　被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ⑶　共済金支払いの手続を行うこと。
恵庭商工会議所	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
石狩東部広域	⑴　災害時における水源地の管理及び水質の確保に関すること。

水道企業団	⑵　災害時における応急給水に関すること。
恵庭市建設業協会	災害時における市所管施設等の災害応急業務に関すること。
恵庭市町内会連合会 （各町内会等）	⑴　自主防災組織の設立など平常時からの防災対策の推進。 ⑵　災害時における被災状況の把握、伝達や、防災関係機関の活動への協力に関すること。 ⑶　避難場所での活動に関すること。
女性ネットワークえにわ	防災に係る男女共同参画の視点を取り入れた指導・助言に関すること。

（資料１）防災関係機関一覧表

第７節　市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

市民及び市内の事業所は、その自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策を図る必要があり、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践に努める。

１　市民の責務

恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自主的な防災活動への参加や防災教育等により、災害教訓の伝承に努める。

また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

⑴　平常時の備え

ア　避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認

イ　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品（救急箱、マスク・消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ　隣近所との相互協力関係のかん養

エ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ　防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災意識、応急救護技術等の習得

カ　町内会や自治会における避難行動要支援者への配慮

キ　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク　ＳＮＳ等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

⑵　災害時の対策

ア　避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難

イ　地域における被災状況の把握

ウ　近隣の負傷者・避難行動要支援者を救助

エ　初期消火活動等の応急対策

オ　避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

カ　防災関係機関の活動への協力

キ　自主防災組織の活動

ク　インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

２　事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、市民への貢献等、事業

所が災害時に果たす役割を十分に認識し、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努める。

⑴　平常時の備え
　ア　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用
　イ　防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
　ウ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
　エ　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
　オ　取引先とのサプライチェーンの確保
⑵　災害時の対策
　ア　事業所の被災状況の把握
　イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
　ウ　施設利用者の避難誘導
　エ　従業員及び施設利用者の救助
　オ　初期消火活動等の応急対策
　カ　事業の継続又は早期再開・復旧
　キ　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第８節　防災計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、基本法第 42 条第 4 項に定める公表のほか、市民に周知を図るものとする。

第９節　災害対策行動マニュアルの作成

この計画を実施するため、恵庭市災害対策本部の各対策部は、平常時から具体的な「災害対策行動マニュアル」を作成し、防災訓練によりマニュアルの実効性を検証するとともに各対策部に常備し、部内の周知を図るものとする。

第２章　恵庭市の地勢と災害の概要

第１節　自然条件

１　位置及び面積

本市は、石狩平野の南端に位置し、北緯 42° 47′ 45″ から 42° 59′ 16″ 、東緯 141° 39′ 10″ から 141° 14′ 07″ の間にあり、東西 34.2 ㎞、南北 23 ㎞で、面積は 294.87 ㎢の広さを有している。

２　地勢

南西部は、後志の山系に連なって起伏があり、北方に至るに従って緩傾斜の丘陵となり、石狩平野の一部を形成している。河川（漁川・島松川）は、その源をこの山地に発して市の中央部を貫流し、石狩川の支流である千歳川に注がれている。

地質は第４紀に噴出した火山灰に腐植土が混じった砂質土壌で、この火山灰の積層は、北方 3cm から南方に至るに従って次第にその量を増し、120cm に達するところがある。

高丘地帯は、山林と原野で本市の概ね２分の１の面積を占め、このうち 67 ㎢が自衛隊の演習場という特殊な性質を有している。北西部は地味肥沃な農耕地である。

３　気象

北海道の南西部に位置しているため、春から夏にかけて太平洋岸より勇払平野を通ってくる季節風があり、時には濃霧を伴うこともある。

四季を通じて、日照時間や降雨は道内他都市と比べてもあまり差はないが、降雪は比較的少なく、気温は管内他都市に比べそれほど高くはない。

なお、昭和５４年（１９９１年）から令和２年（２０２０年）までの各気象要素の平均値及び気温、降水量、積雪、平均風速について次の表のとおり。

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
1月	53.1	-6.2	-1.5	-12.8	1.9	102.7	155	63
2月	52.7	-5.5	-0.6	-12.5	2.1	109.1	140	81
3月	53.5	-0.9	3.4	-6.5	2.5	151	96	70
4月	56.9	5.4	10.7	0.1	3.1	171.3	8	14
5月	82.4	11.1	16.7	5.9	2.8	179.4	0	0
6月	85.5	15.2	20.2	11.1	2.3	151.8	0	0
7月	107	19.1	23.7	15.7	2.1	135.2	0	0
8月	153.8	20.6	25.1	16.9	1.9	143.5	0	0
9月	152.1	16.8	21.9	11.8	1.7	156.6	0	0
10月	109.1	10.2	15.7	4.4	1.8	148.6	1	0
11月	87.9	3.4	8.1	-1.6	2.1	111.5	19	9
12月	67.4	-3.5	1	-9.2	1.8	96.4	116	37
年	1061.3	7.2	12	2	2.2	1657.2	534	84

表　恵庭島松の1991年から2020年までの平年値

年	気温 (S)			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s
	平均	最高	最低			
昭和　54　年	6.5	28.6	−18.6	886〕	60	2.3
55	5.9	27.8	−23.5	961	90	2.4
56	5.7	32.3	−20.4	1,671	84	2.7
57	6.7	29.4	−23.1	814	72〕	2.6
58	6.3	30.4	−21.2	929	85	2.7
59	5.7	31.0	−23.2	608	98	2.6
60	6.1	31.7	−23.6	1,005	76	2.7
61	5.6	31.6	−25.5	915	93	2.4
62	6.4	29.0	−22.3	939	86	2.6
63	6.5	30.1	−21.9	1,091	71	2.6
平成　元　年	7.7	31.4	−17.6	1,283	62	2.5
2	8.3	29.7	−26.8	1,059	72	2.0
3	7.5	29.8	−23.4	876	82	2.1
4	6.6	30.7	−22.1	1,031	78	2.6
5	6.7	26.8	−21.1	952	84	2.5
6	7.3	32.9	−21.8	1,329	101	2.4
7	7.2	31.1	−24.0	1,181	71	2.4
8	6.3	29.1	−26.9	891	115	2.4
9	7.1	29.9	−17.3	1,027	68	2.3
10	6.8	29.9	−25.4	1,008	75	2.1
11	7.4	34.3	−23.4	1,018	84	2.1
12	7.0	31.8	−20.7	1,392	97	2.1
13	6.1	30.3	−26.6	1,117	74	2.1
14	7.0	28.3	−22.0	952	96	2.0
15	6.8	28.3	−24.7	904	55	2.0
16	7.5	32.9	−21.5	973	90	1.9
17	6.7	31.9	−22.6	1,179	92	1.8
18	7.0	33.1	−22.3	1,181	115	2.0
19	7.4	33.5	−18.5	921	81	1.9
20	7.3	28.7	−22.7	822.0	102	1.9
21	7.5	30.6	−19.8	1,087.5	70	2.0
22	7.8	31.8	−22.9	1,173.5	84	2.3
23	7.2	33.1	−23.0	1,078.0	93	2.2
24	7.2	31.4	−22.9	1,098.0	101	2.2
25	7.2	30.2	−22.5	1,271.5	100	2.3
26	7.1	31.1	−23.7	947.5	93	2.3
27	7.9	31.5	−18.3	1,131.5	73	2.2
28	7.2	30.3	−20.4	1,190.0	64	2.2
29	6.9	32.6	−22.0	1,086.5	72	2.3
30	7.3	30.6	−23.4	1,241.5	80	2.3
令和　元　年度	7.6	33.1	−23.8	871.0	68	2.4
2	7.9	32.3	−19.8	909.5	70	2.3

注：『 ］』付きの値は一定以上の割合の欠測を含む。

第２節　災害の想定

１　災害の概況

本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）の被害が最も多く、以下火災、雪害、冷害、霜害がその主なものであるが、北海道の気象の特性等により、本市で発生する暴風雨災害、融雪出水災害、雪害の状況は次のとおりである。

⑴　暴風雨災害

暴風雨災害は、発達した低気圧と台風によるものが多い。台風の平年値（１９９１年から２０２０年までの３０年平均）では、１年間に平均で約２５個発生し、月別に見ると７月から１０月の間に多く、北海道に接近するものは８月、９月に多い。

⑵　融雪出水災害

融雪出水は、山地が融雪期に入る３月下旬から４月中旬にかけて多い。

この原因は、土地が水で飽和され、出水の素地がつくられた状態のところに山腹の積雪が広い範囲で急速に融けると、平地の融雪によって貯えられた水とともに河川、排水溝の流れを活発にして一挙に出水するためである。

⑶　雪害

冬の降水は、本道では気温が低いため殆んど雪となる。

本道の雪質の特徴は、密度が小さく、乾雪が多いといわれており、寒冷な気温との関係もあって降雪が継続し根雪期間が長い。このため、吹雪、雪崩、電線着雪等により、交通、通信等に大きな被害を与えることがある。

２　過去における異常気象の概況（昭和５６年８月水害）

⑴　大雨、集中豪雨をもたらす事例

本節前段でも述べたように、本市の災害発生は集中豪雨等による水害が最も多く、特に千歳川流域の大雨による河川の氾濫は多大な被害をもたらしてきている。

特に昭和５６年８月の前線と台風による大雨災害では、本市においても未曾有の被害を受けたところであるが、このときの気象状況は次のとおりである。

この例は、過去の経緯から見ても最も警戒しなければならない気象現象といえる。

⑵　豪雨をもたらした気象概況

８月３日午後にサハリン南部を通過した低気圧から南西に延びる寒冷前線は、３日昼すぎから夜遅くにかけて北海道北部を南下し、４日夕方まで北海道中央部を北東から南西に横切って停滞した。（図－1 参照）

図－1　昭和 56 年 8 月 4 日 15 時地上天気図

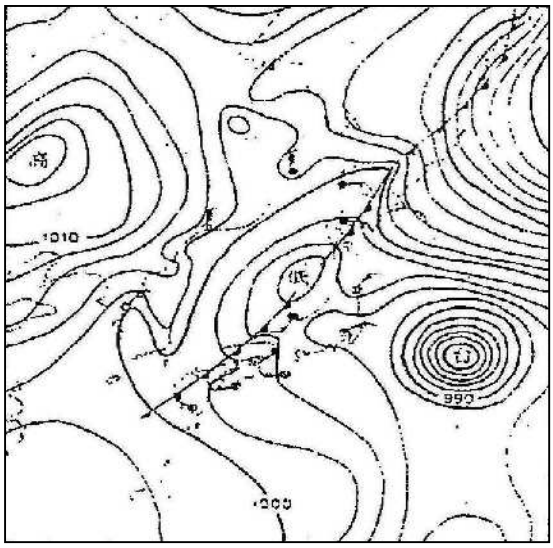

前線の南下に伴って、雨は３日昼すぎから宗谷地方から降り始め、各地に広がり、特に空知から千歳・苫小牧方面にかけては 150㎜ から 260㎜ にも達し、今回の大雨の前半部を形成した。

その後、５日、日中に北海道西岸に低気圧が発生し、その中心から温暖前線が東に、また寒冷前線が南東にのびて日高地方を横切る状態となった。

一方、関東の南東海上を北上して来た台風１２号の外縁部の雨雲が４日夜遅くから北海道に流入し、前線の雨雲と合流したため、４日夜遅くから５日夜遅くにかけて再び強い雨が降り続き、降水量は北海道西部から北部一帯では 120㎜ から 180㎜、日高地方から知床半島にかけて 200㎜ から 300㎜ にも達し、今回の大雨の後半部を形成した。（**図－2**、**図－3** 参照）

図－2　昭和 56 年 8 月 5 日 15 時地上天気図と台風経路

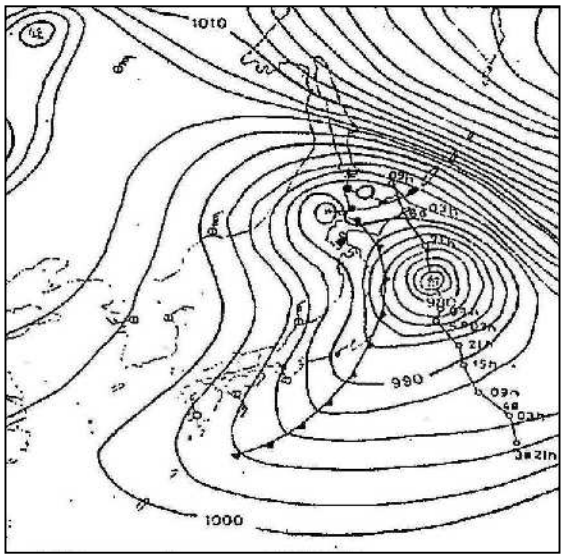

図－3　昭和 56 年 8 月 3 日から 6 日までの合計降水量分布図

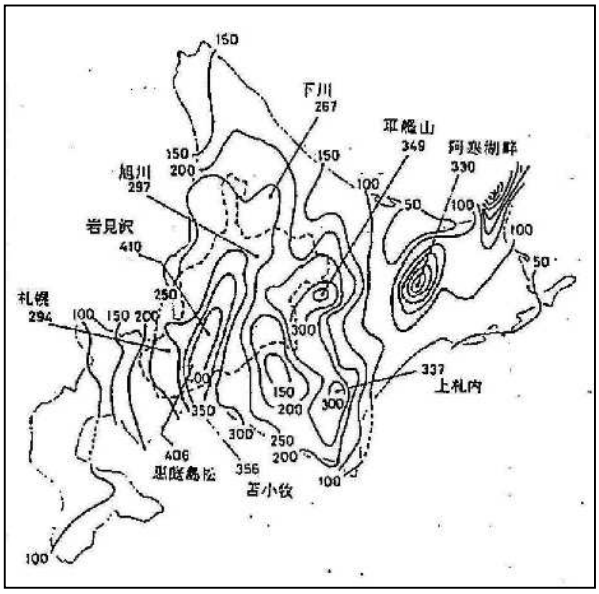

台風第１２号は、その後、三陸沖を北上し徐々に勢力が弱まり、６日３時には釧路南沖で温帯低気圧に変わり、釧路平野を横切って６日９時オホーツク海南部に達した。

６日午後からは天気も回復して、４日間にわたり各地に大きな被害をもたらした大雨はようやく終息した。

今回の大雨による総降水量は、石狩川各流域で 250㎜、多いところでは 300㎜ から 400㎜ を観測し、現在でも日降水量の多いほうからの第１位を記録している地点もある。

〔参考〕表－１　流域降雨量

表－1　流域降雨量

地　域	雨量（㎜）		地　域	雨量（㎜）	
	S56／8 月	S50／8 月		S56／8 月	S50／8 月
恵　　庭	４０６	１６４	支笏湖畔	３１１	１７４
岩　見　沢	４１０	１９９	月　　形	２８０	１７０
美　　唄	４０５	１８２	晩　生　内	２８６	－
滝　　川	３５４	－	札　　幌	２９４	１７５
旭　　川	２９７	１９３	小　金　湯	２７６	２１４
富　良　野	２２６	１６８	栗　　沢	３９７	１８０
長　　沼	４０４	１６８	江　　別	３２６	１６６
夕　　張	２９５	１６４			

※１　S56/8 月…昭和 56 年 8 月 3 日から 8 月 6 日までの総降水量

※２　S50/8 月…昭和 50 年 8 月 22 日から 8 月 24 日までの総降水量

３　過去における災害の主な記録

本市で発生した主な災害の記録は、次のとおりである。

発生年月日	災害の種類	災害の概要			
昭和34年　９月６日	豪　　雨	市内全域	降雨量206㎜	被害額	125,555 千円
昭和36年　７月25日～26日	豪　　雨	市内全域	降雨量134㎜	被害額	94,438 千円
昭和36年　９月16日～17日	台風18号	市内全域−住家一部破損40戸−民有林被害35本−有線放送柱風倒90本			
昭和37年　８月２日～６日	台風９・10号	市内全域	降雨量153㎜	被害額	292,634 千円
昭和39年　６月４日	豪　　雨	市内全域	降雨量103㎜	被害額	284,771 千円
昭和40年　７月12日	豪　　雨	中の桝、北島地区	降雨量 81㎜	被害額	4,123 千円
昭和40年　９月５日～７日	豪　　雨	市内全域	降雨量281㎜	被害額	66,239 千円
昭和40年　９月10日	台風23号	市内全域	降雨量 90㎜	被害額	259,997 千円
昭和40年　９月18日	台風24号	市内全域	降雨量108㎜	被害額	160,733 千円
昭和41年　８月19日～20日	豪　　雨	市内全域	降雨量243㎜	被害額	87,920 千円
昭和42年　５月４日	火　　災	栄 恵 町	住宅店舗11棟	被害額	73,024 千円
昭和43年　５月16日	地　　震	市内全域	震度5	被害額	6,262 千円
昭和44年　２月６日	豪　　雪	盤尻地区　　造材作業員及び家族孤立			
昭和45年　５月12日	豪　　雨	漁太、林田、北島、西島松	降雨量134㎜	被害額	475 千円
昭和45年　９月18日	豪　　雨	市内全域	降雨量150㎜	被害額	52,657 千円
昭和46年　10月５日	豪　　雨	島松地区、柏木地区	降雨量107㎜	被害額	44,360 千円
昭和47年　９月17日	台風20号	市内全域	降雨量184㎜	被害額	10,390 千円
昭和48年　８月17日～18日	豪　　雨	市内全域	降雨量162㎜	被害額	146 千円
昭和48年　10月28日～29日	豪　　雨	島松川付近	降雨量 73㎜	被害額	4,000 千円
昭和49年　４月21日	強　　風	市内全域　　ビニールハウスなどに被害		被害額	172,589 千円
昭和50年　８月23日	台風６号	市内全域	降雨量164㎜	被害額	227,005 千円
昭和54年　10月19日	台風20号	市内全域	降雨量130㎜	被害額	38,108 千円
昭和56年　８月４日～６日	台風12号	市内全域	降雨量406㎜	被害額	2,355,283 千円
昭和56年　８月23日～24日	台風15号	市内全域	降雨量176㎜	被害額	447,028 千円
昭和60年　９月１日	台風13号	市内全域	降雨量144㎜	被害額	51,905 千円
昭和62年　８月26日	豪　　雨	市内全域	降雨量237㎜	被害額	462,000 千円
昭和62年　８月31日～9月1日	台風12号	市内全域	降雨量 32㎜	被害額	88,779 千円
昭和63年　８月26日	豪　　雨	市内全域	降雨量 81㎜	被害額	1,246 千円
平成元年　９月３日～４日	豪　　雨	市内全域	降雨量117㎜	被害額	348,450 千円
平成元年　10月５日～６日	豪　　雨	市内全域	降雨量 97㎜	被害額	7,617 千円
平成2年　４月23日	豪　　雨	市内全域	降雨量178㎜	被害額	101,131 千円
平成11年　９月25日	台風18号	市内全域	風速20m以上	被害額	9,962 千円
平成15年　９月26日	地　　震	市内全域　重症1名骨折	震度4		
平成16年　８月31日	台風16号	市内全域	風速20m	被害額	1,950 千円
平成16年　９月８日	台風18号	市内全域　重症2名骨折	風速31.5m	被害額	219,599 千円
平成17年　９月７日～８日	台風14号	市内全域	降雨量104㎜	被害額	1,676 千円
平成23年　９月２日～６日	台風12号	市内全域	降雨量417㎜	被害額	1,455 千円
平成26年　９月11日～12日	豪　　雨	市内全域	降雨量441㎜	被害額	38,529 千円
平成30年　９月４日～５日	台風21号	市内全域	風速30.0m	被害額	調査中
平成30年　９月６日	地　　震	市内全域	震度5強	被害額	調査中
令和4年　２月22日	豪　　雪	市内全域	積雪深154cm		

第３章　防災体制

災害の予防、応急対策等防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及び運営について定めるものとする。

なお、防災行政を円滑に運営するための組織として、基本法及び水防法に基づく恵庭市防災会議が設置されており、災害時には災害の種類及び規模に応じて、それぞれ恵庭市災害対策本部並びに恵庭市水防本部を設置して応急対策活動を実施する。

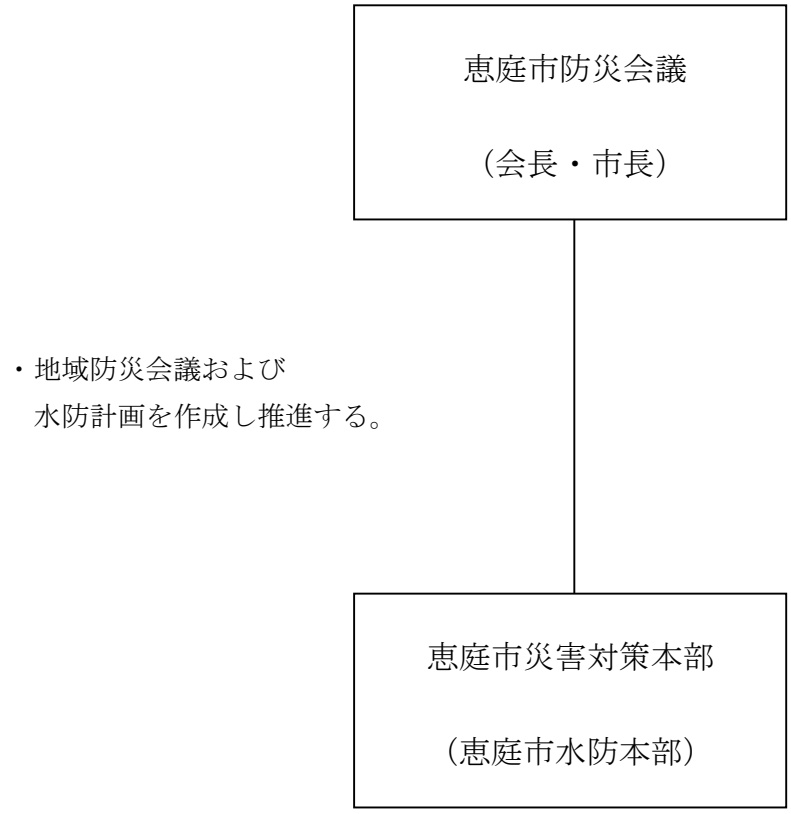

第１節　恵庭市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく恵庭市防災会議条例（昭和 37 年条例第 18 号）第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、本市における防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものとする。

１　防災会議の組織

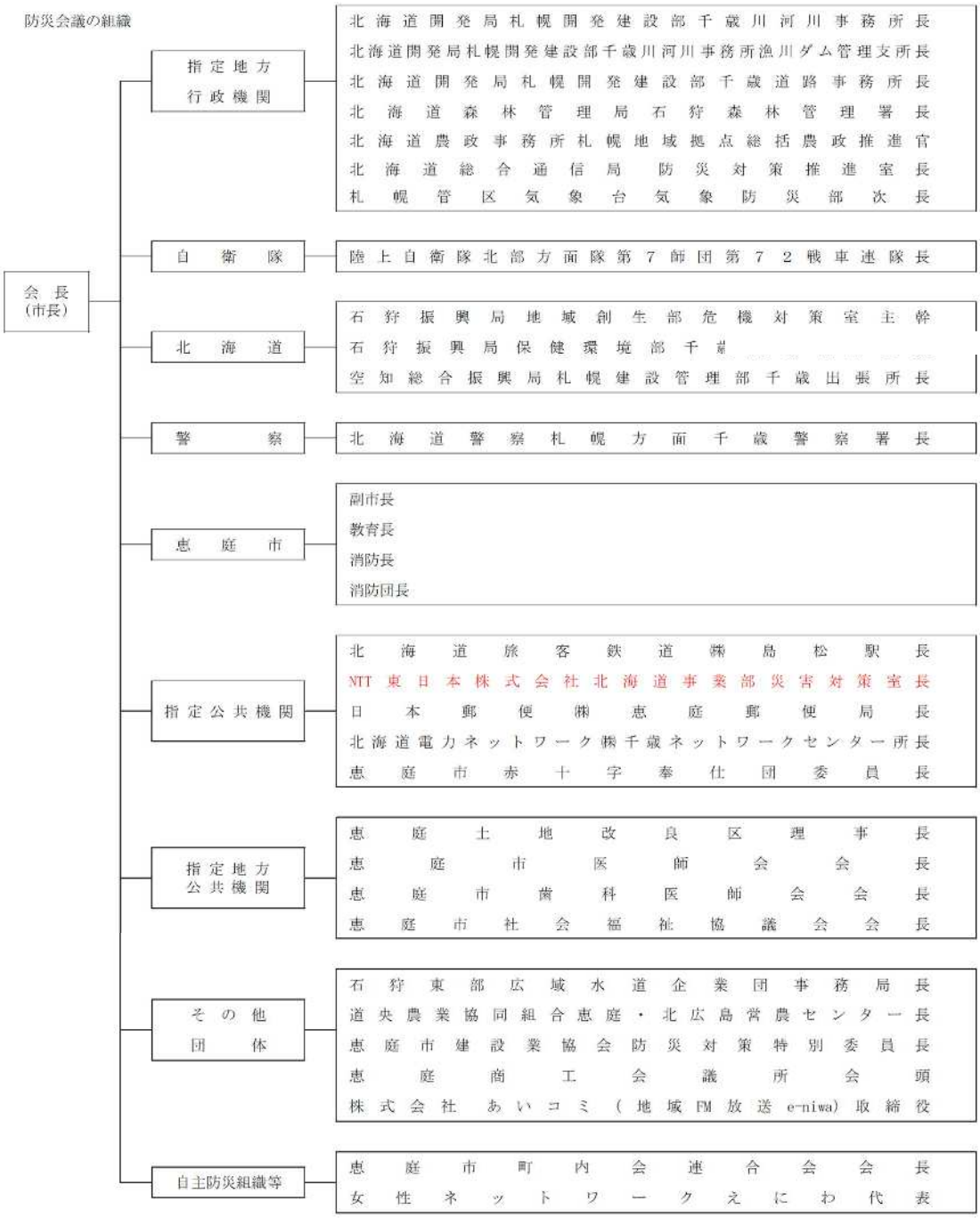

※男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画の観点から、女性委員を積極的に登用するものとする。

２　防災会議の運営

恵庭市防災会議条例（昭和 37 年条例第 18 号）の定めるところによる。

（資料２）恵庭市防災会議条例

（資料３）恵庭市防災会議幹事会運営要領

第２節　恵庭市災害対策本部

恵庭市災害対策本部（以下「本部」という。）は、基本法及び恵庭市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 19 号）に基づいて、災害時において、市防災会議と密接な連携のもとに災害予防、応急対策を実施する。

（資料４）恵庭市災害対策本部条例

（資料５）恵庭市災害対策本部運営要領

１　本部の組織

本部の本部員会議及び部・班を置き、その構成は資料６のとおりとする。

⑴　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

⑵　各部に部長（本部員）、副部長を置く。

⑶　各班に班長（副班長）を置く。

⑷　各部に情報連絡責任者を置き、各部長の指名する職員（副部長）をもって充てる。

⑸　本部長に事故があるときは、その業務を副市長、教育長、総務部長の順に代理する。

２　本部の設置基準等

⑴　本部の設置基準等

本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

ア　本市に影響がある暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ　大規模な災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

ウ　その他災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

⑵　本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等で周知するとともに、防災関係機関、石狩振興局及び報道機関並びに一般市民に、それぞれ迅速な方法をもって周知する。この場合、本部設置場所に別に定める本部の標識（資料７）を掲げる。

⑶　本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

３　本部の運営

⑴　本部員会議

ア　本部員会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

(ｱ) 災害情報及び被害状況の総合的分析と、これに伴う災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。

(ｲ) 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。

(ｳ) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用要請に関すること。

(ｴ) その他本部長が必要と認める事項。

イ　本部員会議の開催は、次による。

(ｱ) 本部員会議は、本部長が必要により招集する。

(ｲ) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ｳ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席する事ができる。

(ｴ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

⑵　部及び班の所掌事務

部及び班の所掌事務は、資料８のとおりとする。ただし、災害の状況等により本部長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

ア　各部は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ情報連絡責任者を定めておくなど、体制を整備しておくものとする。

イ　各部の情報連絡責任者は、次に掲げる事務を行う。

(ｱ) 所管する部にかかわる災害に関する情報を逐次とりまとめ、部長を経て本部員会議に報告する。

(ｲ) 本部員会議から伝達される災害対策に係る指令及び指示事項について部長を経て所管の班長に周知する。

ウ　現地本部

(ｱ) 本部長は、局地的な大規模災害が発生し、又は被災現地の状況把握及び応急対策上必要があるときは、現地本部を設置することができる。

(ｲ) 現地本部の本部長及び職員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

(ｳ) 現地本部は、現地の災害情報等を逐次とりまとめて、本部員会議に報告するとともに、関係機関の現地責任者との連携を密にして応急対策に当たるものとする。

⑶　本部の配備体制

本部長は、本部を設置した場合、次の配備基準により本部の配備体制を決定し、各部長に通知する。なお、本部設置前であっても、市長が認めたときは必要な配備体制をとることができる。

ア　本部の配備基準

種別	配　備　時　期	配　備　内　容
第１配備	１　暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき ２　その他本部長が特に必要と認めたとき	１　災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を開始する ２　状況の推移により速やかに第２配備に移行できる体制とする ・総務対策部（本部班､庶務班） ・支援対策部（広報班） ・経済対策部（経済対策班） ・保健福祉対策部（救護班） ・生活環境対策部（環境対策班） ・水道対策部（給水班、下水道班） ・建設対策部（道路河川班、施設班） ・避難教育対策部（避難対策班、教育対策班） ・消防部隊本部（総務班、第一中隊）
第２配備	１　暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想され、又は発生したとき ２　その他本部長が特に必要と認めたとき	１　災害の発生とともに関係各班所要の人員をもって直ちに災害応急活動が開始できる体制とする ２　状況の推移により速やかに第３配備に移行できる体制とする
第３配備	数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき	災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする

備考　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。また、地震や火山噴火災害の配備基準は、地震災害対策編、火山噴火災害対策編に規定する。

イ　配備体制の変更

本部長は、災害状況の推移により必要があると認めるときは、本部員会議の意見を聞いて配備体制の規模を変更することができる。

４　災害警戒本部

⑴　災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織については、本章第２節「恵庭市災害対策本部」を準用するものとする。

⑵　災害警戒本部の設置基準

ア　暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。

イ　強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、気象の推移により警報の発表が予想され災害対策の諸準備を必要とするとき。

ウ　本部設置前又は本部閉鎖後において、なお災害対策を必要とするとき。

⑶　災害警戒本部員会議の招集

市長は、災害警戒本部を設置したときは、災害警戒本部員会議を招集し、災害対策を実施することができる。

ア　構成員

災害警戒本部員の構成員は、本章第２節「恵庭市災害対策本部」第１項に準用するものとする。

イ　災害警戒本部員会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

(ｱ) 職員の警戒体制に関すること。
(ｲ) 情報の収集・伝達及び発信に関すること。
(ｳ) 関係機関との連絡調整に関すること。
(ｴ) 警戒地域のパトロール・市民周知に関すること。
(ｵ) 局地的に比較的軽微な災害対応に関すること。
(ｶ) 住民の避難準備に関すること。
(ｷ) その他必要な災害対策に関すること。

第３節　防災情報等の通信体制

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する防災情報の受理・伝達及び災害時における情報通信体制は、次のとおりとする。

１　防災気象情報の概要

自然災害を予防するためには、防災気象情報を的確に把握する必要があるが、気象、地象の観測及びそれに基づく予報・警報等の発表は、気象庁（恵庭市の場合は、札幌管区気象台）が所管している。各種防災気象情報は、気象業務法（昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号）及び水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）により、関係機関に通知され、また、報道機関を通じて一般市民にも周知されることとなっているが、恵庭市に関する防災気象情報の概要は次のとおりである。

⑴　特別警報・警報・注意報

ア　特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。気象特別警報には大雨*1、大雪、暴風、暴風雪がある。

イ　警報

大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象警報（大雨*2、大雪、暴風、暴風雪）のほか、洪水、浸水、土砂崩れ警報がある。

ウ　注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。気象注意報（大雨、大雪、強風、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温）のほか、洪水、浸水、土砂崩れ注意報がある。

エ　発表基準

特別警報・警報・注意報は、市町村等ごと*3に発表される。恵庭市の特別警報の発表基準は、表１のとおりで、警報・注意報の発表基準は、表２のとおりである。

*1）大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

*2）大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

*3）テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。恵庭市が属する市町村等をまとめた地域は、「石狩南部」である。

表１

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表２

警報・注意報発表基準一覧表

令和７年５月29日現在発表官署　　札幌管区気象台

恵庭市	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		石狩地方	
	市町村等をまとめた地域		石狩南部	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14
		土砂災害	土壌雨量指数基準	132
	洪水		流域雨量指数基準	島松川流域＝22.7,柏木川流域＝13.7,漁川流域＝36.5,茂漁川流域＝5.7
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm
				山間部　12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	96
	洪水		流域雨量指数基準	島松川流域＝18.1,柏木川流域＝10.9,漁川流域＝19.3,茂漁川流域＝4.6
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	11m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山間部　12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等による被害が予想される場合	
	融雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30%　実行温度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜		最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪		気温0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（13）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

オ　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

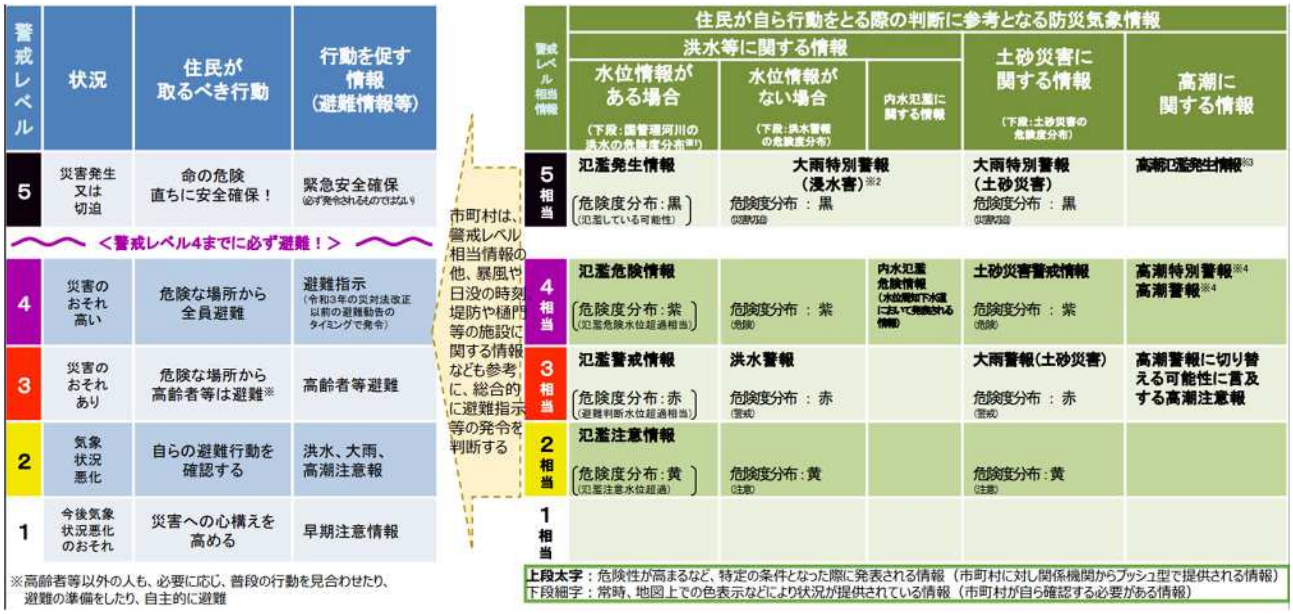

※1）HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸 200m 毎）の現　　況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル２～５相当の危険度を表示。

※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。

※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台
風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。

注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

⑵ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

⑶　水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報により代行する。

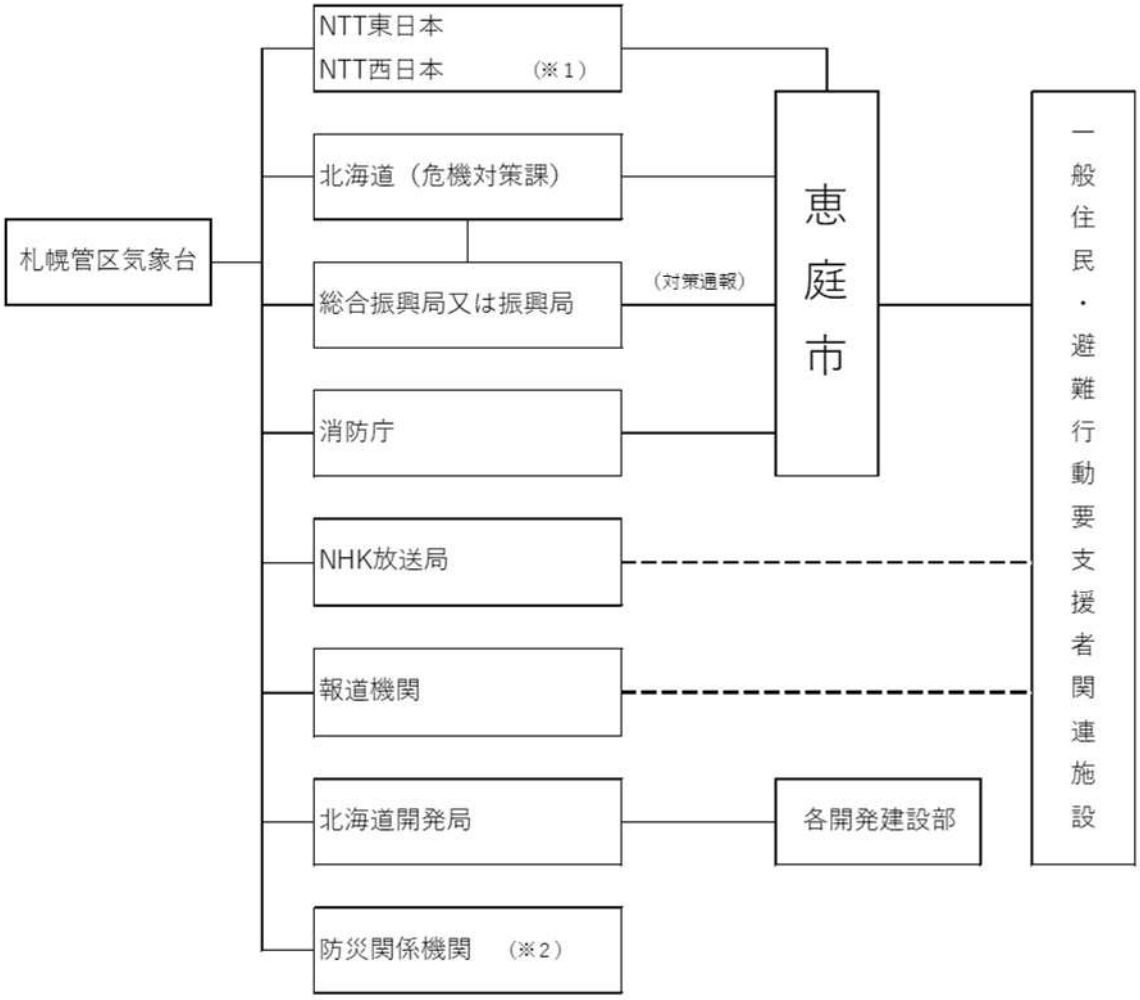

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先

----- は、放送

（※１）NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

（※２）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力（株）等

⑷ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長が防災活動・避難指示等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。なお、これを補足する情報である気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

⑸　指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

恵庭市に対象区間を有する河川は千歳川で、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で次の標題により発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報（発表）又は洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル３に相当。
洪水注意報（発表）又は洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水注意報（警戒情報解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき

(6) 水防警報

水防警報指定河川についての水防警報は、札幌開発建設部または空知総合振興局が次の基準により発表する。

種類	内　容	発表基準
待　機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指　示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（定ぼから水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※　上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(7) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報する。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報し、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 22 条第３項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。

火災気象通報の発表基準は、札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

(8)　気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

イ 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

内閣府 HP より

注） 市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

２　防災気象情報の伝達系統

防災気象情報の伝達は、次の系統図により行う。

○　恵庭市における各種防災気象情報の受理は、勤務時間内は総務部基地・防災課が、また、勤務時間外については庁舎守衛が別記第１号様式「気象台・Ｅｍ－Ｎｅｔ・その他気象関連情報」にて取扱うものとする。

○　基地・防災課長は、その受理した防災気象情報の内容により、上司に報告するとともに、庁内関係部等へ通知する。

○　通知を受けた関係部等は、必要に応じ関係機関等に周知を図るものとする。

⑴　特別警報・警報・注意報

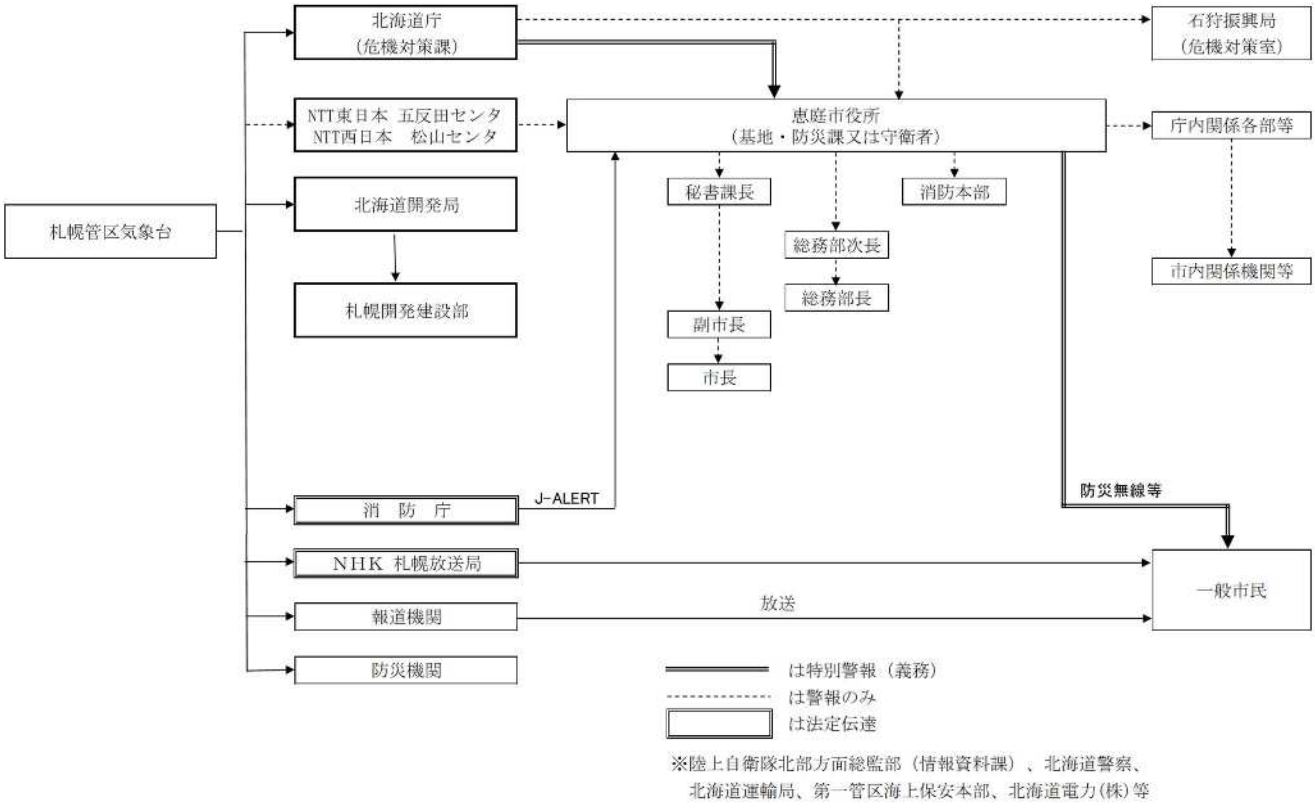

⑵　水防警報

ア　札幌開発建設部が発表する場合

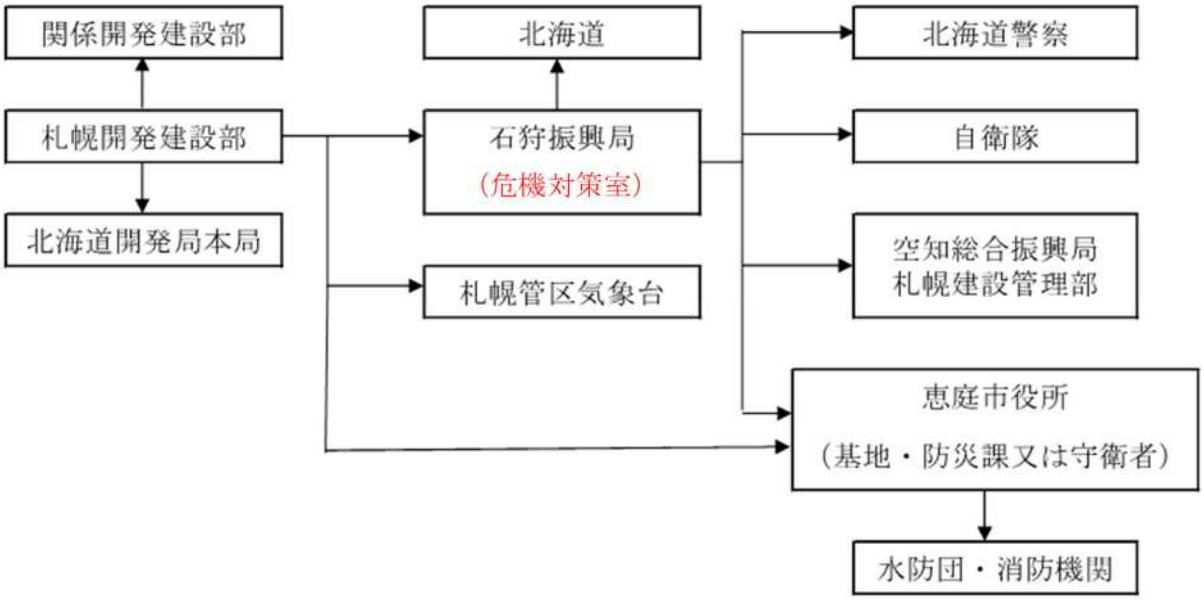

イ　知事が発表する場合

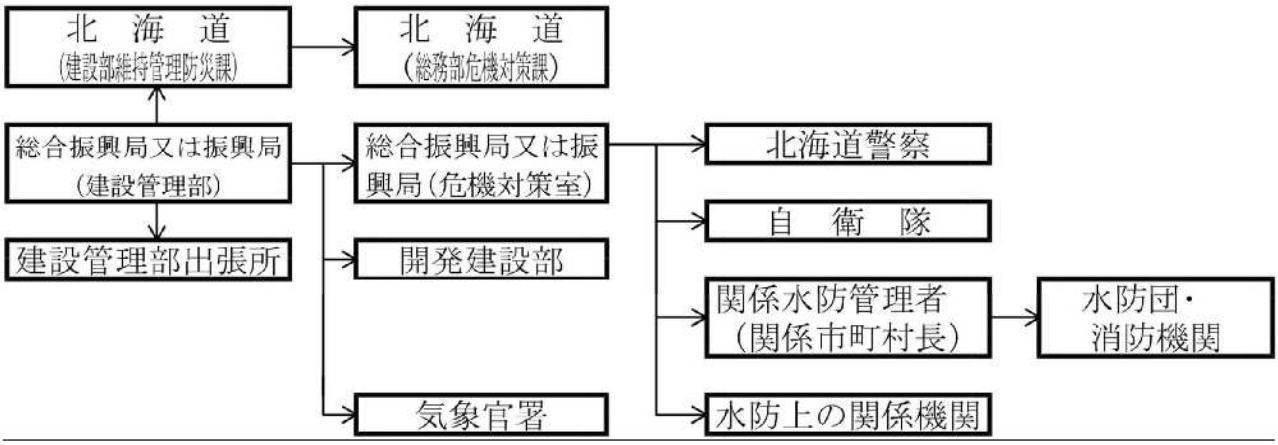

⑶　指定河川洪水予報

北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合

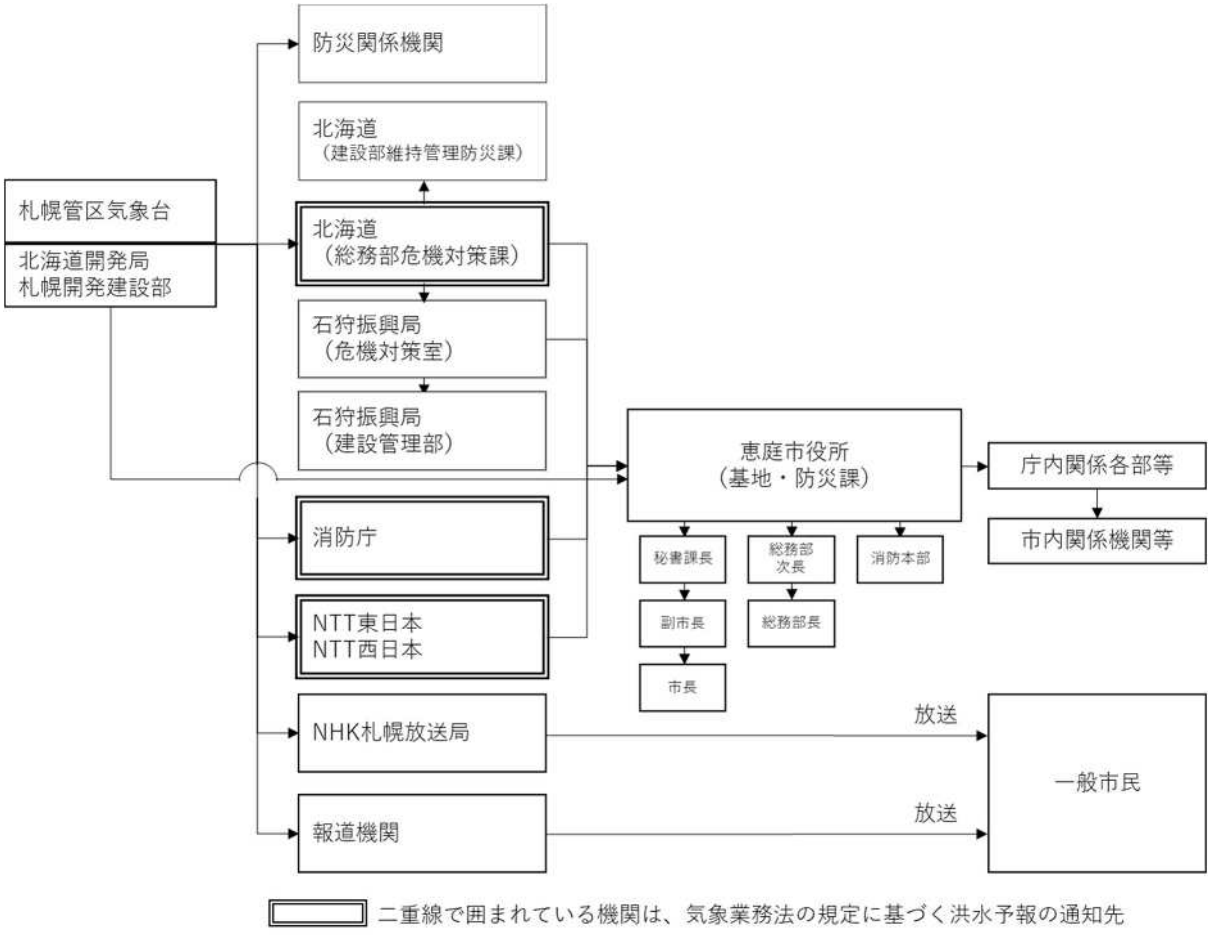

⑷　土砂災害警戒情報

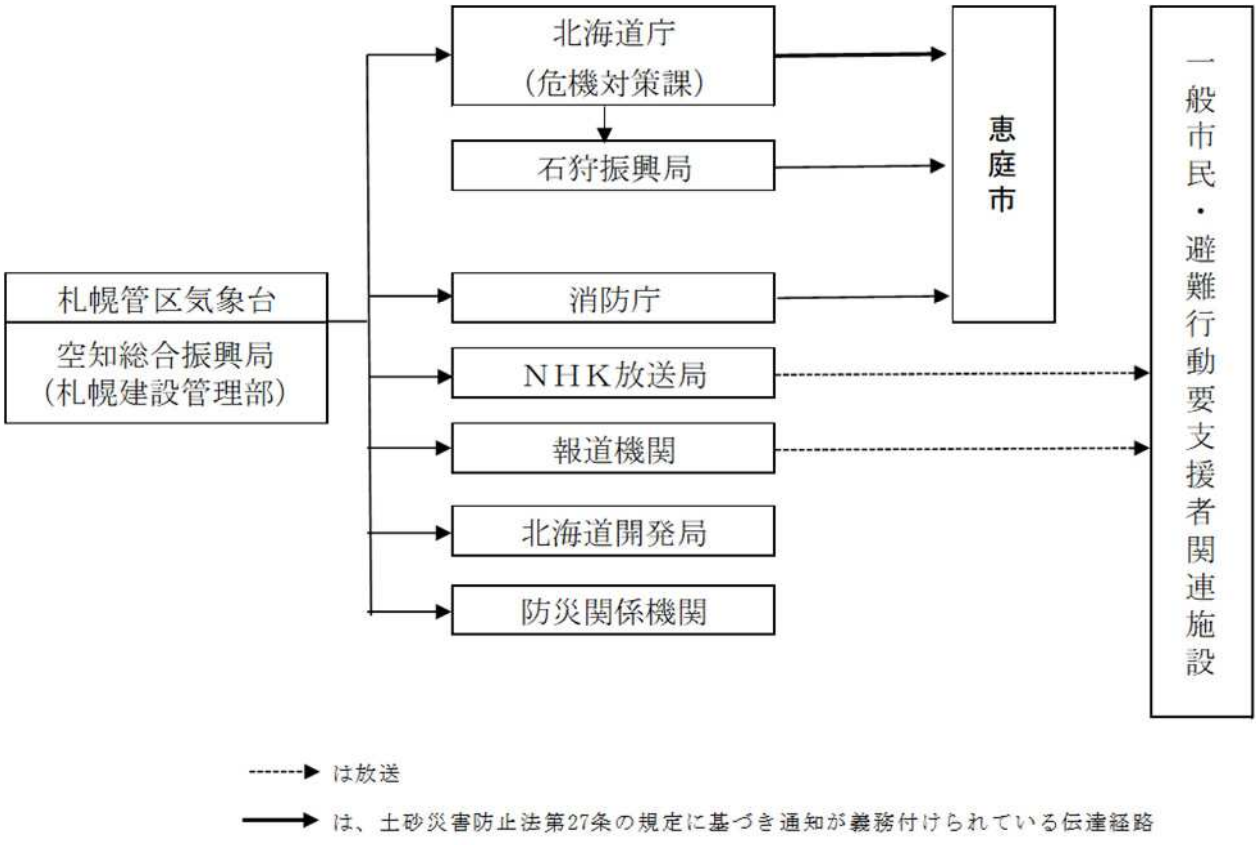

⑸　火災気象通報

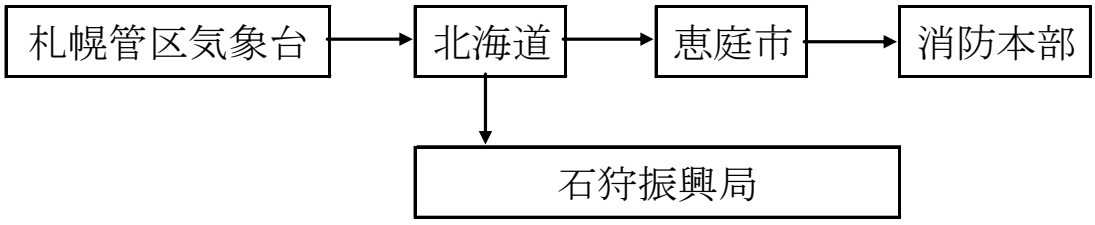

第４章　災害予防計画

災害の予防は、基本法第 47 条に定める災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

また、市、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市町村は当該市町村の地域において災害が発生する恐れのある区域及び災害時孤立地区を把握し、道、市町村及び防災関係機関はこれらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。

第１節　防災教育及び訓練計画

防災についての教育の推進と防災訓練の実施については、この計画の定めるところによる。

１　防災教育

⑴　実施責任（恵庭市）

ア　災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

イ　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

ウ　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

エ　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に 関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害

に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

オ　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

⑵　配慮すべき事項

ア　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

イ　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

ウ　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

エ　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

オ　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

カ　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

⑶　防災思想・知識の普及・啓発及び教育の方法

防災関係者及び市民に対し、次のような方法により防災思想の普及を図る。

ア　広報誌、ホームページ等による普及

イ　諸行事及び防災訓練等による普及

ウ　テレビ、新聞、ラジオ等による普及

⑷　防災思想・知識の普及・啓発及び教育を要する事項

ア　恵庭市地域防災計画の概要

イ　災害に対する一般的知識

ウ　災害の予防措置

(ｱ) 自助（備蓄）の心得

(ｲ)防災の心得

(ｳ)火災予防の心得

(ｴ)台風襲来時の家庭の保全方法

(ｵ) 農作物の災害予防事前措置

(ｶ) 船舶等の避難措置

(ｷ) その他

エ　災害の応急措置

(ｱ) 災害対策の組織、編成、分掌事項

(ｲ) 災害の調査及び報告の要領・方法

(ｳ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領

(ｴ) 災害時の心得

①　家庭内等の連絡体制

②　気象情報の種別と対策

③　避難時の心得

④　被災世帯の心得

オ　災害復旧措置

(ｱ) 被災農作物に対する応急措置

(ｲ) その他

カ　その他必要な事項

⑸　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

ア　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

イ　学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

エ　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

オ　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

カ　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

⑹　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、火山防災の日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

２　防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者は、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

⑴　訓練実施機関

災害予防責任者は、訓練計画を作成し、若しくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

⑵　訓練の実施方法等

訓練の実施については、各関係機関と緊密な連携のうえ行うこととし、その区分及び実施方法はおおむね別表のとおりとする。

なお、訓練の具体的内容については、その都度実施要領を作成して実施するものとする。

⑶　相互応援協定に基づく訓練

市は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

⑷　民間団体等との連携

市は、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含め、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

⑸　複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

【別表】

区　分	時　期	実施場所	実　施　内　容	所　管
総合訓練	４年に一度	適当な場所	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議
水防訓練	適時	水害危険地区	図上又は実地訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達等のほか、恵庭市水防計画に掲げる訓練を実施する。	防災会議
消防訓練	適時	適当な地区	図上又は実地訓練 消防機関の出動、避難誘導、救助、消火の指揮系統の確立、広報連絡等のほか、恵庭市消防計画に掲げる訓練を実施する。	消防本部
避難救助訓練	適時	適当な地区	図上又は実地訓練 水防訓練又は消防訓練に合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、収容避難所の防疫、給水給食等の訓練を実施する。	恵庭市

情報通信 連絡訓練	毎年	適当な 地区	図上又は実地訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	恵庭市
非常招集訓練	毎年	適当な 地区	図上又は実地訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。細部は、中期年次計画で律する。	恵庭市
災害対策本部訓練	毎年	適当な 場所	図上訓練 各種状況下において、関係機関と連携して一連の災害対策本部活動に関する訓練を実施する。細部は、中期年次計画で律する。	恵庭市
その他災害 に関する訓練	適時	適当な 地区	その他災害に関する訓練を実施する。 （他の関係機関で実施する訓練について協力）	防災会議

第２節　物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

市及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に関する事項は、この計画に定めるところによる。

１　食料その他の物資の確保

(1)　市は「災害用物資備蓄計画」（資料９）を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B－PLo）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2)市は、災害時に避難所等で必要となる避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら備蓄するものとし、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

ア　観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。

イ　アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。

ウ　厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図ること。

エ　備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

［備蓄品の例］

食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、塩分タブレット

飲料水・・・ペットボトル水

生活必需品・・・毛布、防寒具、哺乳びん、トイレットペーパー、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、冷却タオル

衛生用品・・・マスク、消毒液

燃料・・・ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他・・・携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

(3)　市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者にに対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、非常持出用品（救急箱、マスク・消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等）の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努めるよう啓発を行う。

また、備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

２　防災資機材の整備

市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。市は非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

３　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

平常時の物資備蓄にかかる空間的および金銭的コストを抑制し、かつ災害時における市民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。

（資料１０）災害時応援協定一覧表

４　備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第３節　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

１　基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど，連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて応援計画や受援計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

２　相互応援（受援）体制の整備

⑴　恵庭市

ア　道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備に努めるものとする。

ウ　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

⑵　北海道

ア　国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、市の受援計画の作成及びその実効性確保に向け、日頃から適切な助言や災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮する必要がある。

イ　市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

３　防災関係機関等

あらかじめ、市、道、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第４節　自主防災組織の育成等に関する計画

災害の防止並びに災害時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　自主防災組織の育成

市は、地域防災活動の推進を図るため恵庭市自主防災組織育成指導要綱を定め、町内会等及び事業所等によるモデル自主防災組織の育成もあわせて、組織の育成と指導強化に努める。

また、自主防災組織の普及のため、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

（資料１１）自主防災組織の編成例・活動内容

２　自主防災組織の活動

自主防災組織にあっては、次の事項等を盛り込んだ自主的活動目標を定め、平常時及び災害時における自主防災活動が行われるよう指導するものとする。

⑴　平常時の活動

ア　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ　地域の安全点検及び危険箇所の把握

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

ウ　防災資機材の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

エ　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(ｱ) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(ｲ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得す

る。

(ｳ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(ｴ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(ｵ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(ｶ) 図上訓練

地域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(ｷ) 避難所訓練

発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日頃から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）北海道2025（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

オ　災害時に支援を要する世帯（避難行動要支援者等）の把握及び日常的な声掛けなど見守り活動

カ　その他の防災上必要と認められる活動

⑵　災害時の活動

ア　地域内の情報の収集及び伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

(ｱ) 連絡をとる防災関係機関

(ｲ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ｳ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ　負傷者の救出、救護及び応急手当

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、近くの医療機関等へ搬送する。

エ　避難誘導

市長等から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ　避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らも行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、地域の自主防災組織等が主体的に又は、近隣の町内会が協力して地域住民による自主的な運営を進める。

カ　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

キ　収容避難所の運営及び市との連絡調整

ク　その他防災上必要と認められる活動

第５節　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所の確保及び整備等に関する事項は、この計画に定めるところによる。

１　避難場所の確保及び標識の設置（資料１２）

⑴　市は、大規模火災、風水害、地震等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所の標識を設置し、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。

⑵　避難場所の整備に当たっては、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の利用に十分配慮する。

⑶ 積雪により、一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所若しくは収容避難所敷地を避難場所として使用できるよう確保に努める。

⑷　市及び道は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。

⑸　冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

⑹　市は災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。

⑺　道は、広域避難や広域一時滞在（２次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。市と道は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

２　避難場所の確保及び管理

市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難場所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。

また、火山など影響範囲の大きい災害については、市の避難所に収容しきれない場合も想定されることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

⑴ 収容避難所の選定要件

ア　救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ　浸水等の被害のおそれがないこと。
ウ　給水、給食等の救助活動が可能であること。
エ　地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
オ　耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
カ　その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。

⑵ 収容避難所の管理

ア　収容避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
イ　収容避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
ウ　休日・夜間等における収容避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

(3) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケア を必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

(5) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、
施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(6) 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(7) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。(8) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(9) 市は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

３　避難場所、避難所の市民及び学校や公民館など住民が集まる施設等への周知

（資料１３、１４）

市は避難場所の指定を行った際、市民及び施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

⑴　避難場所等の周知

避難場所の指定を行った場合は、次の事項につき、市民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

ア　避難場所の名称、所在地

イ　避難時の携帯品等注意すべき事項

⑵　避難のための知識の普及

ア　平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など

イ　避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

ウ　避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

４　市の避難対策

市は、住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、努めるものとする。

また、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ、Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配付・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

⑴　市の避難対策

市は、次の事項に留意し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地

理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア　避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ　避難場所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ　選難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ　避難場所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(ｱ) 給水、給食措置

(ｲ) 毛布、寝具等の支給

(ｳ) 衣料、日用必需品の支給

(ｴ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(ｵ) 負傷者に対する応急救護

(ｶ) 初動対応に必要なマニュアルや資機材の整備

(ｷ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ　避難場所の管理に関する事項

(ｱ)避難中の秩序保持

(ｲ)住民の避難状況の把握

(ｳ)避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(ｴ)避難住民に対する各種相談業務

キ　避難に関する広報

(ｱ)防災行政無線による周知（音声・文字）

(ｲ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(ｳ)SNS を活用した周知

(ｴ)避難誘導者による現地広報

(ｵ)自主防災組織及び住民組織を通じた広報

(ｶ) メール配信による周知

(ｷ) 恵庭市公式 LINE・恵庭市公式ポータルアプリえにわっかによる周知

(ｸ) 地域コミュニティＦＭ

⑵　防災上重要な施設の管理等

ア　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努めるものとする。

(ｱ)　避難の場所

(ｲ)　経路

(ｳ)　移送の方法

(ｴ)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(ｵ)　保健、衛生及び給食等の実施方法

(ｶ)　冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

イ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、

自然災害からの避難を含め非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

⑶　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましいが、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

⑷　災害時孤立地区対策市及び道は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

⑸　避難所運営

避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

５　公共用地等の有効活用への配慮

市、道及び防災関係機関は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第６節　避難行動要支援者対策計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者支援計画」により、その支援体制の整備に関する事項は、この計画に定めるところによる。

１　安全対策

災害時には、高齢者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。

⑴　恵庭市

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者個別避難計画の作成等に努めるとともに、避難支援や安否確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ア　避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

(ｱ)介護保険制度に基づく、要介護３～５の者

(ｲ)身体障がい者手帳を有する者のうち、障がいの程度が１～２級の者

(ｳ) 療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がＡ判定の者

(ｴ) 精神障がい者福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が１級の者

(ｵ) 上記以外の者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

イ　避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ｱ) 氏名

(ｲ) 生年月日

(ｳ) 性別

(ｴ) 住所または居所

(ｵ) 電話番号その他連絡先

(ｶ) 避難支援等を必要とする理由

(ｷ)その他避難支援等に必要な情報

ウ　避難支援等関係者

市は、本人の同意を得たのち次の避難支援関係者に対し避難行動要支援者名簿を提供するものとする。なお、災害時においては、避難行動要支援者の避難支援等のため、本人の同意を得ることなく名簿の利用や避難支援等関係者へ名簿提供を行う。

(ｱ) 消防機関

(ｲ) 警察機関

(ｳ) 民生委員

(ｴ) 社会福祉協議会

(ｵ) 町内会、自治会、自主防災組織

(ｶ) 上記に掲げるもののほか市長が認める者

エ　名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

オ　名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。

カ　名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(ｲ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

(ｳ) 名簿情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

キ　緊急連絡体制の整備

市と避難支援等関係者は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(ｱ) 視覚障がい者

防災行政無線、ラジオ（地域コミュニティＦＭ）等音声による情報提供に努める。

(ｲ) 聴覚障がい者

防災行政無線文字表示付戸別受信機、メール配信、恵庭市公式 LINE、恵庭市公式ポータルアプリえにわっか、張紙、ＦＡＸなどにより情報提供を行う。

ク　避難体制の確立

(ｱ) 市と避難支援等関係者は避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

(ｲ) 市は避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示等を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(ｳ) 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全確保に十分配慮しなければならない。

(ｴ) 市は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普

及・啓発等に努めるものとする。

ケ　福祉避難所の確保

市は、災害時において避難行動要支援者が安心して避難生活が送ることができるよう、福祉避難所を開設するため、人員の確保及び既存の収容避難所や民間の福祉施設との協定等による施設の確保などに努める。

コ　防災教育・訓練の充実等

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

⑵　北海道

道は、市及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた避難行動要支援者の安全対策を行う。

ア　地域における安全体制の確保

災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や市民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

イ　防災知識の普及・啓発

道は、避難行動要支援者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などについて市と連携して啓発等を行うなど、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努めていく。

また、総合防災訓練などの実施にあたっては、道は、市等と協力して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ　福祉避難所の指定促進

災害時に避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができるよう、市における福祉避難所の指定促進を支援する。

エ　災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ　避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

市町村の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要支援者の情報を提供する。

⑶　社会福祉施設等

ア　防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必

要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防本部等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

ウ　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資すため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

２　援助活動

市と自主防災組織や町内会等及び道は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

⑴　恵庭市

ア　避難行動要支援者の確認・早期発見

市と自主防災組織や町内会等は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ　避難場所への移送

市と自主防災組織や町内会等は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ｱ) 収容避難所への移動

(ｲ) 病院への移送

(ｳ) 施設等への緊急入所

ウ　応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

エ　在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、自主防災組織や町内会等の協力を得て、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ　応援依頼

市は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

⑵　北海道

道は、避難行動要支援者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県や市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市において福祉避難所を開設した場合、市の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

３　個別避難計画の作成

恵庭市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

４　外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、出前講座等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国などに向けた交通情報を必要とする訪日外国人観光客等は行動特性

や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1)　支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語・やさしい日本語による広報の充実
(2)　避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
(3)　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
(4)　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第７節　情報収集・伝達体制整備計画

平常時における情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1　市は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的に実施することとする。また、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

2　災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道等を通じた一体的な整備を図るものとする。

3　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

4　情報通信手段の施設については、平常時から整備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等、運用管理体制の整備を図るものとする。

この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5　無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

6　災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要とな

った場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

７　防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

第８節　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、この計画に定めるところによる。

１　建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

２　予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市内の市街地においては、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造･準耐火構造・防火構造等とし、不燃化対策を講ずる。

３　がけ地に近接する建築物の防災対策

市及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

また、市及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第９節　消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。なお、発災時の部隊活動要領等必要な事項は、恵庭市消防計画の定めるところによる。

１　消防体制の整備

⑴　恵庭市消防計画の充実

市は、消防の任務を遂行するため、当該市域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう市消防計画の一層の充実を図る。

⑵　火災防御対策

市の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

⑶　消防の対応力の強化

市は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

２　消防力の整備

市は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

（資料１５）消防組織の現況
（資料１６）消防車両等の現況
（資料１７）消防水利施設の現況
（資料１８）消防機関の位置図

３　消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、市及び消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

４　広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第５章第３２節「広域応援要請計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第１０節　重要警戒区域及び整備計画

災害の未然防止のための施設整備促進及び災害時における迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災上警戒を必要とする区域は、この計画の定めるところによる。

⑴　災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する資料１９～２２のとおりである。

ア　重要水位防区域

市内河川等で、水防上特に重要水防区域及びその整備計画は、別に定める「恵庭市水防計画」による。

・重要水防区域調書（資料１９）

・重要水防区域図（資料２０）

イ　土砂災害警戒区域（資料２１）

ウ　急傾斜地一覧表（資料２２）

⑵　災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に記載する資料２０）のとおりである。

⑶　市内における危険物製造所等所在一覧は、次のとおりである。

・危険物製造所等所在一覧（資料２３）

・危険物屋外タンク貯蔵所在一覧（資料２４）

第１１節　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

１　基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

なお、水防に関する計画は、水防法に基づき別に定める「恵庭市水防計画」による。

また、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第１４節「融雪災害予防計画」による。

２　予防対策

⑴　気象等警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（地域コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

⑵　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項又は主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について浸水区域ごとにハザードマップで定めるものとする。

ア　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路のその他の避難経路に関する事項

ウ　防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　洪水浸水想定区域､雨水出水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合にあっては、施設の名称及び所在地

（資料２５）要配慮者利用施設一覧

⑶　高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては，当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達は、防災行政

無線等を活用し行うものとする。

⑷　洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地については、防災ガイドブック等にて周知する。

第１２節　風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は、この計画の定めるところによる。

１　台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。

２　学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。（家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法）

⑴　戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

⑵　倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取りつけ、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。

⑶　煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

⑷　電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

３　風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、管理方法の周知指導を実施する。

第１３節　雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料２６）に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、実施するものとする。

１　市の体制

市は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

⑴　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
⑵　雪害情報の連絡体制を確立すること。
⑶　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
⑷　積雪における消防体制を確立すること。
⑸　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
⑹　要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
⑺　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
　ア　食料、燃料等の供給対策
　イ　医療助産対策
　ウ　応急教育対策
⑻　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
⑼　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

２　予防対策

⑴　除雪

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

ア　国道は、北海道開発局が実施する。
イ　主要道道及び一般道道は、北海道が実施する。
ウ　市道については、市が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。

⑵　なだれ防止

ア　道路管理者は、なだれ発生が予想される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。
イ　がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

⑶　排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪堆積場の設定に当たっては、次の事項に配慮するもの

とする。

ア　雪堆積場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないように配慮するものとする。

イ　河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。

なお、現在の雪堆積場は、次の４ヶ所である。

(ｱ)牧場あかね橋上流（漁川左岸）

(ｲ)白樺町・旧ゴミ捨て場（漁川右岸）

(ｳ)柏木第２遊水地(柏木川左岸)

(ｴ)戸磯第２調整池　※市専用

(ｵ)恵庭第四墓園　※臨時用

⑷　庁内連絡調整会議の設置

雪害に備え、関係部局の横断的な連携を密にして、市民要望にこたえるため、庁内連絡調整会議（設置期間：１１月１日～３月３１日）を設置する。

３　警戒体制

関係機関は、札幌管区気象台等の発表する予報（注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等や現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

⑴　市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置するものとする。

ア　大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ　雪害による交通麻痺、渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

⑵　雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

４　各交通機関の措置

雪害により主要交通機関の運行が困難となった場合、各関係機関において次の措置を講ずるものとする。

⑴　バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

⑵　鉄道

ア　乗客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し対応する。

イ　食料供給については、北海道旅客鉄道㈱が行うものとし、特別な場合にあっては、市災害対策本部に依頼することができる。

ウ　乗客に避難収容の必要があるほかは、列車内収容を原則とする。

５　住民への啓発

市は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を SNS 等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努める。

第１４節　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料２７）に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、この計画に定めるところによる。

１　市の体制

市は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

⑴　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
⑵　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
⑶　融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
⑷　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
⑸　融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
⑹　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
⑺　水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
⑻　融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

２　予防対策

⑴　気象情報及び積雪状況の把握

市は融雪期においては、札幌管区気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

⑵　重要水防区域等の警戒

本章第１０節に定める区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため市及び河川管理者等は、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア　市は、「恵庭市水防計画」に定める監視を行うものとする。

イ　河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、捨雪及び結氷により河道、導入路が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

⑶　なだれ等予防対策

ア　道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

イ　がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

⑷　交通の確保

道路管理者は、積雪、結氷、滞溜内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

⑸　広報活動

市及び関係機関は、融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第１５節　土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、この計画に定めるところによる。

１　現況

本章第１０節「重要警戒区域及び整備計画」による。

２　予防対策

市は、道や関係機関との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、次のとおり予防対策を実施するものとする。

⑴　北海道

ア　道は、土砂災害警戒区域等を指定するときは、市長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市の地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。

イ　特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。

ウ　特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。

エ　大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の参考となるように空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報を、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

オ　重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市長が避難のための立ち退きの指示等の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、市民等に周知するため必要な措置を講じるものとする。

⑵　恵庭市

ア　土砂災害警戒区域等の指定区域においては、避難指示等などの避難情報の発表基準を防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。

イ　警戒区域等の指定があったときは、防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③　災害対策基本法第４８条第１項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避

難訓練の実施に関する事項

④　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤　救助に関する事項

⑥　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ　防災計画において、前項④に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、前項①に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

エ　防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

オ　土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。

⑶　北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を提供するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。

３　形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

⑴　北海道、関係機関

道及び関係機関は、市民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

⑵　恵庭市

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、恵庭市地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市は、土砂災害警戒区域等の市民に対し、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や、市民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

４　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、市町村単位で発表される。

なお、土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。

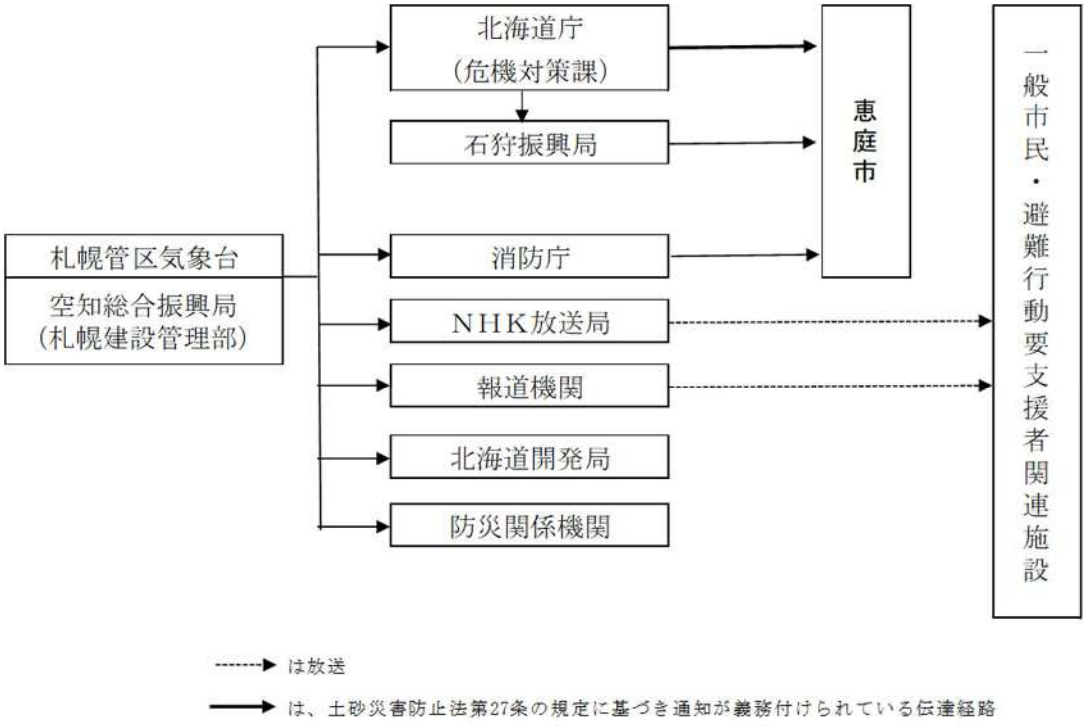

５　土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について

市内の土砂災害警戒区域等の指定状況は（資料２１）のとおりであり、避難指示等の発令にあたって、市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

⑴　避難情報発表の基準

がけ崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20㎜以上、降り始めてからの雨量が 100㎜以上となったら危険性が増すと言われている。また、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と北海道が共同で土砂災害警戒情報を発表することとなっている。以上のことから避難情報の発令を行う時期については、下表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、下記基準によらず、直ちに避難情報の発令を行うものとする。

【避難情報の発令基準】

避難情報	基　準
［警戒レベル５］ 緊急安全確保	１　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる 警戒レベル５に相当 ２　土砂災害の発生が確認された場合
［警戒レベル４］ 避難指示	１　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４ に相当。 ３　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発表された場合
［警戒レベル３］ 高齢者等避難	１　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ２　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

⑵　避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線や広報車の巡回等により周知を行う。

⑶　避難場所

警戒区域指定に伴う近くの避難場所については、下記のとおりである。

警戒区域	避　難　場　所
柏木町１・２	恵庭中学校
柏木町４	
牧場２	
西島松１	
西島松７	
牧場１・４	

※　警戒区域（資料２１）、避難場所（資料１４）

⑷　土砂災害警戒区域等の周知

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。

⑸　土砂災害に対する防災意識の高揚

自主防災組織や町内会等と連携を取りながら、土砂災害警戒区域等に指定される地区住民等に対して防災講座等を実施し、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていく。

第１６節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

⑴恵庭市

積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第９に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

ア　積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。

イ　積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

２　交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

⑴　除雪体制の強化

ア　道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

⑵　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ　道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵や吹雪柵等防雪施設の整備に努める。

３　雪に強いまちづくりの推進

⑴　家屋倒壊の防止

市及び道は、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

⑵　積雪期における避難場所の確保

積雪により、一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所若しくは収容避難所敷地を避難場所として使用できるよう確保に努める。

⑶　積雪期における避難路の確保

市、道及び防災関係機関は、積雪期における避難路の確保に努める。

４　寒冷対策の推進

⑴　被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

⑵北海道

北海道は、市町村における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

⑶収容避難所対策

市は、収容避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、道と連携し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な収容避難所の確保に努める。

なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

⑷　収容避難所の運営

市は、避難者の寒冷対策に特に留意するものとし、また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

⑸　住宅対策

市及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証を進め、改善に努める。

第１７節　複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

⑴　市及び道は、複合災害時における災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
⑵　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
⑶　防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第１８節　業務継続計画の策定

市及び事業者、道は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

１　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害時に市、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

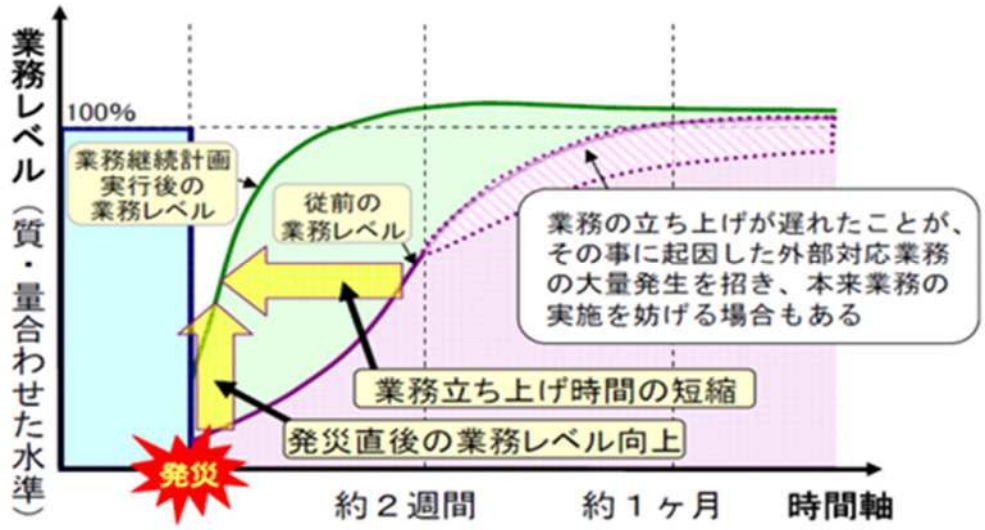

２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市及び道は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。

第５章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第 50 条第 1 項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第１節　基本方針

大規模災害時に限られた人員と装備をもってこれに対処するためには、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもってこれに臨まなければならない。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

本計画においては、早期避難の指示等と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動、避難生活対策に重点をおいた応急対策について定めるものとする。（各体策部）

第２節　災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な通信手段の確保と災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。（各対策部）

１　災害時等における通信手段の確保

災害時における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により災害情報及び被害報告等の通信連絡並びに災害対策に必要な指揮命令の伝達を行うものとする。

⑴　災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよあらかじめ災害時優先電話に指定されている電話番号を利用する。

⑵　電報による通信

ア　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ　非常・緊急電報の利用方法

(ｱ)１１５番(局番無し）をダイヤルしＮＴＴコミュニケータを呼び出す

(ｲ)ＮＴＴコミュニケータがでたら

①「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

②　予め指定した登録電話番号（３３－３１３０、３３－３１４０）と通話責任者名等を告げる

③　届け先、通信文等を申し出る

⑶　専用の通信施設及び無線施設の利用

ア　専用通信施設

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合の通信連絡は次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

(ｱ) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(ｲ) 鉄道電話による通信

鉄道専用電話により通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

(ｳ) 札幌開発建設部専用電話による通信

札幌開発建設部の各事務所の専用電話又は無線電話をもって通信相手機関に最も近い北海道開発局機関を経て行う。

(ｴ) 北海道電力㈱の専用電話による通信

北海道電力㈱本店・支店、営業所、電力センター等を経て行う。

(ｵ) 自衛隊電話による通信

陸上自衛隊の有線及び無線電信電話を経て行う。

イ　専用無線施設

(ｱ) 恵庭市防災無線による通信

恵庭市に設備されている防災無線を利用して、現地情報の収集及び応急措置指令の連絡通信を行う。

（資料２８）恵庭市地域防災行政無線呼出番号

（資料２９）恵庭市防災行政無線屋外放送塔設置場所

（資料３０）水道無線

(ｲ) 消防無線による通信

恵庭市消防署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置指令の連絡通信を行う。

(ｳ) 北海道総合行政情報ネットワークの無線による通信

北海道総合行政情報ネットワークの無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

（資料３１）北海道防災行政無線電話呼出番号

(ｴ) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

(ｱ)～(ｳ)までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して連絡通信を行う。

⑷　通信途絶時における措置（北海道総合通信局による非常災害時等の支援）

北海道総合通信局は、⑴から⑶までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア　措置の内容

(ｱ) 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害時放送局の貸出

(ｲ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、可及的速やかに遡及処理する措置）

イ　アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

【移動通信機器の借受を希望する場合】

(ｱ) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ) 借受希望機種及び台数

(ｳ) 使用場所

(ｴ) 引渡場所及び返納場所

(ｵ) 借受希望日及び期間

【移動電源車の借受を希望する場合】

(ｱ) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ) 台数

(ｳ) 使用目的及び必要とする理由

(ｴ) 使用場所
(ｵ) 借受機関
(ｶ) 引渡場所

【臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合】
(ｱ) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
(ｲ) 希望エリア
(ｳ) 使用目的
(ｴ) 希望する使用開始日時
(ｵ) 引渡場所及び返納場所
(ｶ) 借受希望日及び機関

【臨機の措置による手続きを希望する場合】
(ｱ) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
(ｲ) (ｱ)に係る申請の内容

ウ　連絡先

担当部署	直通電話	携帯電話
総務省 北海道総合通信局　防災対策推進室	０１１－７４７－６４５１	０９０－１５２５－０１０１

※　休日・夜間の緊急連絡は、携帯電話を優先

⑸　その他

市内全域にわたり災害が発生し、上記⑴～⑷による通信が不可能となった場合には、アマチュア無線の利用を図るとともに、自動車、オートバイ、ボート、徒歩等による連絡員を派遣し、口頭等により連絡するなど臨機の措置を講ずるものとする。

２　災害情報等の収集、報告及び伝達

災害時における情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、次に定めるところによる。

なお、市は必要に応じ、関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

⑴　災害情報の伝達系統

（資料３２）災害対策本部内の情報連絡系統図(参集状況報告・指示命令)
（資料３３）災害対策本部内の情報連絡系統図(被害状況報告)
（資料３４）災害対策本部内の情報連絡系統図(火災状況報告)

⑵　異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、電話、無線その他最も有効な方法でその状況を通報するものとする。

なお、地域情報連絡責任者（各町内会長等）は、災害発生のおそれがある場合は、地域住民と協力のうえ警戒にあたり、適切な通報に努めるものとする。

⑶　異常現象発見時及び災害情報の通報先は、平常時の場合は市役所（総務部基地・防災課）又は近くの機関（消防、警察等）とし、本部設置後又は本部設置に準じて対策を講じようとする場合は総務対策部に通報するものとする。

なお、情報の受理については、別記第２号様式「災害情報報告」による。

⑷　異常現象等による災害時は、事項４⑵により石狩振興局に報告するとともに、災害の状況に応じて防災関係機関及び地域住民に対して連絡、周知を図るものとする。

３　災害、被害状況等の調査及び報告

⑴　調査方法等

ア　所管部長は、災害が発生した場合、本部長（又は市長）の指示により直ちに班員を現地に派遣するものとする。

イ　職員は、現地の実態を的確に把握し、別記第２号様式の内容区分により速報するものとする。この場合、各部の情報連絡責任者は別記第３号様式「被害情報報告」により総務対策部に連絡するものとする。

ウ　所管部長は、おおむね災害状況が確定したと認めたときは、別記第４号様式「被災世帯調査表」により調査するものとする。

また、被害状況の調査は、被害状況判定基準（資料３５）に基づき、別記第３号様式により各部が分担し、情報連絡責任者が取りまとめの上、総務対策部に報告するものとする。

この場合、必要に応じて地元町内会長等の協力を得て調査するものとする。

(ｱ)人的被害、社会福祉施設被害・・・・・保健福祉部
(ｲ)被災世帯・・・・・・・・・・・・・・・総務対策部
(ｳ) 住宅等被害・・・・・・・・・・・・・・建設対策部
(ｴ) 農林水産業、商工業被害・・・・・・・経済対策部
(ｵ) 土木被害・・・・・・・・・・・・・・・建設対策部
(ｶ) 文教関係被害・・・・・・・・・・・・・避難教育対策部
(ｷ) 衛生施設被害・・・・・・・・・・・・・生活環境対策部、水道対策部
(ｸ) その他の公共施設等・・・・・・・・・・所管の担当部

⑵　報告

ア　災害時の内容及び通報の時期

(ｱ)防災関係機関への通報

①　災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

②　防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(ｲ)道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により石狩振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

なお、道は、市から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。

①　災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
②　災害対策本部等の設置・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

③　被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

④　被害の確定報告・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(ｳ)国への通報

①　市は、１１９番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

②　市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

イ　被害状況報告

総務対策部（本部を設置しない場合は総務部基地・防災課）は、災害により被害が発生した場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料３６）により、別記第３号様式及び第５号様式を作成し、石狩振興局に報告する。

但し､消防庁即報基準に該当する火災･災害等のうち、一定規模以上のもの（｢直接即報基準」に該当する火災･災害等）を覚知した場合､第一報については､直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については､第一報の報告についても､引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後２０日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

ウ　情報の分析整理

市及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

被害状況等の報告（消防庁報告先）

時　間　帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報　告　先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電話	９０－４９０１３	９０－４９１０２
	ＦＡＸ	９０－４９０３３	９０－４９１３６
地域衛星通信ネットワーク	電話	６－０４８－５００－９０－４９０１３	６－０４８－５００－９０－４９１０２
	ＦＡＸ	６－０４８－５００－９０－４９０３３	６－０４８－５００－９０－４９０３６
中央防災無線		５０１７	５０１７

注）本節に定める様式等は、北海道の前記要領を参考に作成しているが、石狩振興局へ報告する場合、同要領に定める様式を使用することになっているので留意のこと。

第３節　応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。（各対策部）

１　応急措置の実施責任者

災害時、法令上の実施責任者は次のとおりであり、各々必要な措置を講ずる。

⑴　市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第 62 条）

⑵　水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第 2 条第 2 項及び、第 2 条第 4 項）

⑶　消防長又は消防署長等（消防法第 29 条）

⑷　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第 77 条）

⑸　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第 3 項）

⑹　北海道知事（基本法第 70 条）

⑺　警察官等（基本法第 63 条第 2 項）

⑻　指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第 80 条）

２　従事命令等の実施

基本法第 71 条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、別記第６号様式「公用令書等」（別表第１～５号様式）を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、別記第６号様式（別表第６号様式）に定める証票を携帯しなければならないものとする。

３　市等の実施する応急措置

災害時において、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

⑴　警戒区域の設定（基本法第 63 条、第 73 条）

ア　市長は、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

イ　警察官は、市長（市長の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ　災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

エ　市長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

オ　市長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

カ　知事は、災害が発生した場合、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市の市長に代わって警戒区域を設定することとする。

⑵　他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第 1 項）

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用若しくは収用するものとする。

この場合において、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

ア　応急公用負担の実施（占有者等へ通知）

市長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を恵庭市公告式条例（昭和 25 年恵庭市条例第 8 号）を準用して、市役所前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

(ｱ) 名称又は種類
(ｲ) 形状及び数量
(ｳ) 所在した場所
(ｴ) 処分の期間又は期日
(ｵ) その他必要な事項

イ　損失補償（基本法第 82 条）

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

⑶　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項～第 6 項）

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

ア　市長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第 25 条、第 26 条）

イ　市長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保

管に不相当な費用若しくは手段を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第 27 条）

ウ　工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定を準用し、所有権者より徴収する。

エ　保管した工作物等を返還するため、公示の日から起算して６ヵ月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

⑷　他の市町村長等に対する応援の要請等（基本法第 67 条）

ア　市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要あると認めたときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

イ　市長は、他の市町村長から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

ウ　応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

⑸　北海道知事に対する応援の要請等（基本法第 68 条）

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、北海道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

⑹　住民等に対する緊急従事指示等

ア　市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該地域住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させることができる。（基本法第 65 条第 1 項）

イ　市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市の地域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

ウ　消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）

エ　救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 10）

オ　市長は、⑴から⑷までにより、市の地域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

４　災害救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第３７節「災害災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第４節　動員計画

市災害対策本部設置時における市職員、消防職員及び消防団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。（各対策部）

１　動員の方法

⑴　動員の方法

ア　総務対策部長は、本部長の指示に基づき各対策部長に対し、本部の設置及び配備体制を通知するものとする。

イ　各対策部長は、アの通知を受けたときは、各対策部班長に対し、当該通知の内容を通知するものとする。

ウ　各対策班は、各対策部長からイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

エ　各対策部長は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

オ　本部が設置されない場合における職員の動員等は、本計画の定めに準じて行うものとする。

２　動員の伝達系統

⑴　勤務時間内における本部各班への伝達

ア　本部が設置された場合、本部長の指示により、総務対策部長は各対策部長に通知するものとする。

イ　各対策部長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

勤務時間内の伝達系統（伝達の方法は、庁内放送、電話等による。）

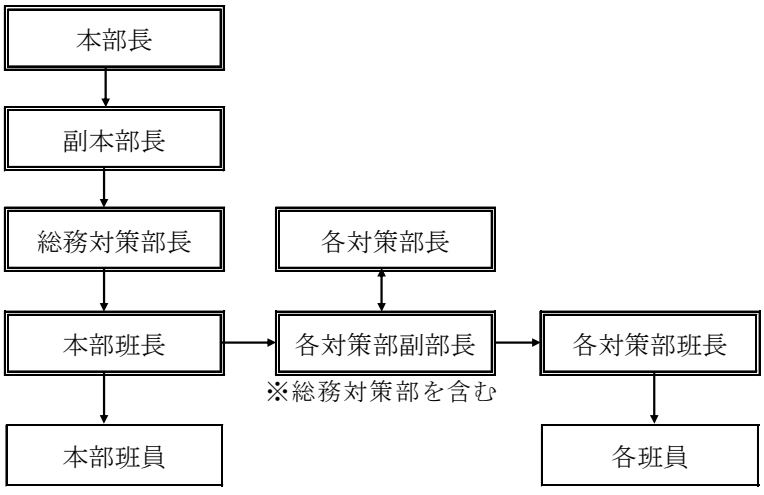

⑵　勤務時間外、休日等における本部各班への伝達

ア　守衛者は、次の情報を受けた場合は直ちに本部班長（基地・防災課長）に連絡するものとする。

(ｱ) 気象警報等の通報を受けた場合

(ｲ)災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合

(ｳ)災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

イ　本部班長（基地・防災課長）は、総務対策部長（総務部長）の指示を受け、必要に応じて関係部（班）長、職員に通知するものとする。

ウ　本部が設置された場合は、前号に準ずるものとする。

勤務時間外、休日等の伝達系統（伝達の方法は、電話等による。）

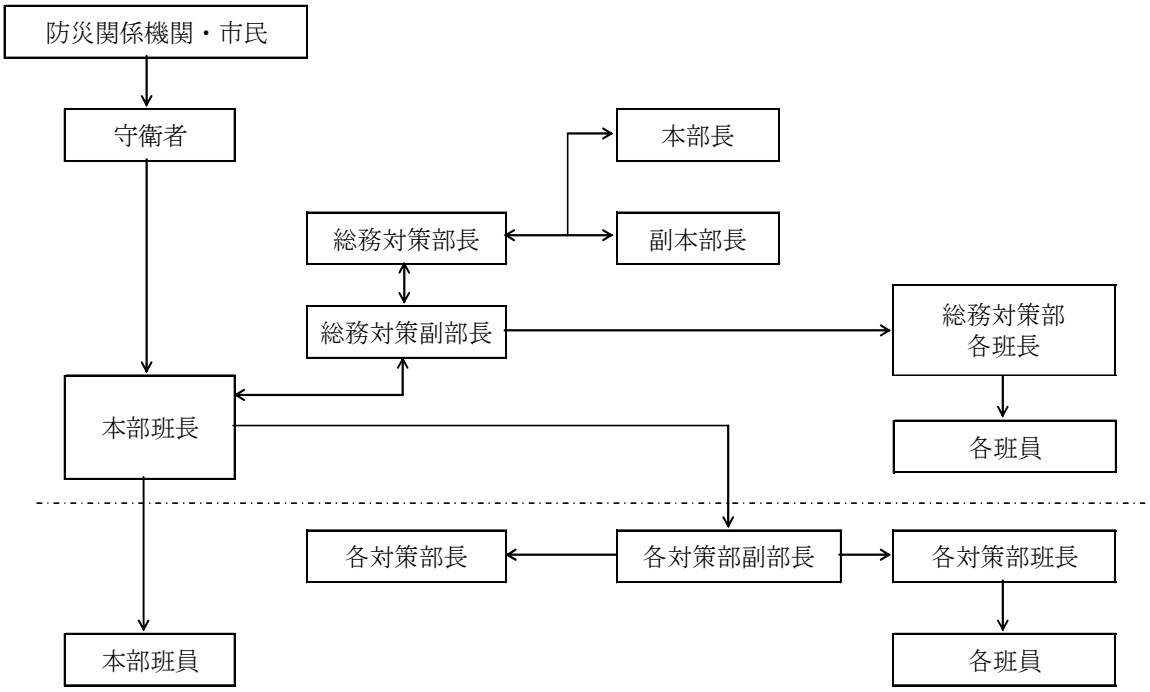

３　職員の非常登庁（勤務時間外、休日等）

⑴　職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し、若しくは発生のおそれがあると判断した場合、速やかに登庁するものとする。

⑵　災害により、道路、橋梁等が損壊し、指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、次の施設に参集し、指示を受けるものとする。

ア　島松支所

イ　恵み野出張所

ウ　その他各対策部（班）にて、災害応急対策上拠点となる施設。その場合には、各部（班）のマニュアルにて参集場所及び、参集状況の把握方法を定めておくことと

する。

⑶　平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると本部長が認めたもの、又は災害時において急病、負傷等で参集が不能となった者は動員対象から除外する。

⑷　各対策部長は、あらかじめ職員非常招集連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

４　動員（非常登庁）時の留意事項

災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動を開始するものとする。

⑴　安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

⑵　動員時の服装・携行品

応急活動に適した服装とし、水・食料（３日分)、筆記用具、帽子、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、ラジオ等その他必要な用具をできるかぎり携行する。

⑶　動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において、災害あるいは人身事故等に遭遇したときは近くの消防又は警察機関等へ通報連絡するとともに適切な措置をとること。

⑷　動員途上の被害状況の報告

動員途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、別記第２号様式「災害情報報告」により、所属の対策部（班）長に詳しく報告する。

⑸　動員状況の把握

各対策部長は、職員の動員状況について、別記第７号様式「職員参集者受付簿」、別記第８号様式「職員安否未確認名簿」及び別記第９号様式「職員未参集者名簿」にその内容を記録し、総務対策部庶務班へ報告するものとする。

総務対策部庶務班は、各対策部の報告に基づき、別記第１０号様式「職員参集状況集計表」を作成し、本部へ報告するとともに、安否確認等を引き継ぐものとする。

⑹　動員後の配備と任務分担

各対策部長は、職員の任務分担について事前に行動マニュアルを定め、任務内容等を掲載した個人業務カード（資料３７）を配布し、平常時から個人の任務内容を周知徹底し、携帯させるものとする。

⑺　配備体制確立の報告

各対策部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、別記第１１号様式「初動体制の報告書」により、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

５　応援要請

各部班の職員が不足する場合は、当該部長は総務対策部長を通じて本部長に対し他部（班）からの応援要請を行うことができる。

また、災害応急対策又は災害復旧のため、本部長が必要と認める場合は、指定地方行

政機関等の長に対して、当該指定及び地方行政機関等の職員の派遣を要請するものとする。

⑴　要請の手続き

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

⑵　派遣職員の身分取扱等

派遣職員の身分取扱等については、関係法令及び北海道地域防災計画に定めるところによる。

第５節　災害広報計画

災害時における住民及び報道機関等に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。（支援対策部、保健福祉対策部）

１　市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等についてコミュニティＦＭやボランティア団体、ＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

⑴　災害情報等の収集要領

災害情報等の収集、記録については、第３章第３節「防災情報等の通信体制」及び本章第２節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の要領による。

ア　市による災害現場の取材及び記録写真の収集

イ　報道機関その他関係機関の取材による資料の収集

ウ　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

⑵　災害情報等の発表及び広報の方法

ア　発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長（市長）の承認を得て、支援対策部長がこれにあたる。

イ　報道機関に対する発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

(ｱ) 災害種別及び発生日時

(ｲ) 災害発生の場所又は被害激甚地域

(ｳ) 被害状況

(ｴ) 応急対策の状況

(ｵ) 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請

(ｶ) 本部の設置又は廃止

(ｷ) 救助法適用の有無

ウ　市民及び被災者に対する広報

(ｱ) 市民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

①　新聞、テレビ、ラジオ（地域コミュニティＦＭ）の利用

②　広報車の利用(資料３８)

③　広報誌、ホームページの利用

④　防災行政無線（戸別受信機を含む。）の利用

⑤　電話、文書等による地域情報連絡責任者（町内会長）への連絡

⑥　恵庭市公式LINE・恵庭市公式ポータルアプリえにわっかの利用
⑦　メール配信
⑧　ＳＮＳ

(ｲ) 広報すべき内容
①　災害に関する情報及び注意事項
②　応急対策又は復旧対策の状況
③　被災地を中心とした交通に関する状況
④　その他必要な事項

⑶　道及び関係機関等に対する情報の提供

道及び市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対して必要に応じ災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

⑷　庁内連絡

市災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報、被害状況等の推移を適宜庁内放送及びメール等を利用して本部職員に周知する。

⑸　偽・誤情報対策

市は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。

２　災害状況速報の作成、活用

前記１の効率的な実施のため、水害時の場合は別記第１２号様式「災害状況速報」を活用するものとし、また、他災害の場合もこれに準じ作成し、活用をはかるものとする。

３　市民並びに被災者相談所の開設

本部長は、当該災害により被災者があることが明らかである場合において、市役所庁舎に被災者のため相談所を開設するものとする。

また、災害現場における住民懇談会等により、市民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

ただし、本部廃止後にあっては、総括的なものを除き各所管課において担当するものとする。

４　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、これに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

５　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

６　安否情報の照会手続

(1) 安否情報の照会は、道又は市町村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(2) 安否情報の照会を受けた道又は恵庭市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の 被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条 の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

(3) 安否情報の照会を受けた道又は恵庭市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4) 道又は市町村は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場 合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認 に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

７　安否情報を回答するに当たっての道又は恵庭市の対応

道及び恵庭市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

(1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助 等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

(2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災 者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で 利用することができるものとする。

(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個 人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

８　災害時の氏名等の公表

恵庭市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第６節　避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する事項は、この計画の定めるところによる。（総務対策部、支援対策部、保健福祉対策部、建設対策部、避難教育対策部、消防部隊本部）

１　避難実施責任者及び措置内容計画

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を行う。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、及び避難指示等及び災害発生情報のほか、一般住民に対して高齢者等避難及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

⑴　市長（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

ア　市長は、災害時、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保指示するとともに、立退き先を指示する。

避難のための立退き又は、緊急安全確保を指示し、又は立退き先を指示したときは、その旨を速やかに石狩振興局長に報告するものとする。（解除の場合も同様）なお、立退き又は、緊急安全確保の指示ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

イ　市長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに避難の指示等を行う。

ウ　水防管理者が、避難のための立退き又は、緊急安全確保の指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ　避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線や広報車など効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

⑵　警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保を指示、立退き先指示等を行

うものとし、その場合直ちに市長に通知するものとする。災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

⑶　知事又はその命を受けた職員

（基本法第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア　知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、収容避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ　知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は、緊急安全確保の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

ウ　石狩振興局長は、市長から避難のための立退き又は緊急安全確保の指示、又は立退き先の指示及び収容避難所の開設等について報告を受けた場合は、市長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

⑷　自衛隊（自衛隊法第 94 条、基本法第 63・64・65 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条の準用）

イ　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項の準用）

ウ　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）

オ　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

２　避難措置における連絡及び協力

⑴　連絡

市長、知事（石狩振興局長）、千歳警察署長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退き又は、緊急安全確保を指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

⑵　協力、援助

ア　千歳警察署

千歳警察署長は、市長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

⑶　助言

市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 市長は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関 係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。 さらに、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

３　災害発生情報及び避難指示等の周知

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するために、避難指示等の発令に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得つつ、住民がとるべき行動について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

⑴　指示等事項

ア　避難指示等の理由及び内容

イ　避難場所及び経路

ウ　火災、盗難の予防措置等

エ　携行品等その他の注意事項

(ｱ)携行品は、必要最小限にする。（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

(ｲ)避難する場合は、戸締りに注意する。

(ｳ)避難する場合は、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

(ｴ)服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

(ｵ) 避難する者は、住所、氏名等確認できるものを携帯すること。

⑵　伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、２つ以上の方法を併用するものとする。

ア　防災行政無線（戸別受信機を含む。）による伝達（音声、文字）

イ　ラジオによる伝達

市は、災害時の放送協定を締結している地域コミュニティＦＭを活用し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

ウ　テレビ、ワンセグによる伝達

エ　広報車による伝達

市、消防機関又は警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

オ　携帯電話（メール配信）による伝達

市のメール配信サービス（登録制）や、携帯電話会社の提供する緊急速報エリアメールを活用した伝達。

カ　各戸又は地域情報連絡責任者（町内会長等）、官公署、会社等への電話、防災行政無線等による伝達。

キ　防災文字情報システム搭載自動販売機による伝達

ク　避難信号による伝達

恵庭市水防計画に定める危険信号（避難立退き）によるものとする。

警鐘信号	サイレン信号	適　　用
乱打	１　　５　　１ 分　　秒　　分 ○―　休止―○―	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退の事をしらせる信号

ケ　伝達員による個別伝達

上記伝達方法が不可能な場合は、支援対策部が伝達班を編成して個別訪問伝達を行う。

※上記伝達方法が不可能な場合とは以下の場合という。

(ｱ) 夜間により、上記伝達方法が効果的に実施できないとき

(ｲ)大規模停電が発生し、上記伝達方法が効果的に実施できないとき

(ｳ) 土砂災害による被害の危険性など、特定の地域に個別に伝達する必要があるとき

(ｴ)その他緊急性により個別伝達が必要であると災害対策本部長が判断したとき

⑶　避難指示等の基準

ア　高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難行動要支援者など避難行動に時間を要する者及び収容避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。

(ｱ)河川が一定時間後に避難判断水位を超えて洪水となるおそれがあり、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(ｲ)大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表された場合

(ｳ)大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合

(ｴ)その他諸般の状況から、避難行動要支援者について避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

イ　避難指示

人的被害の発生する可能性がさらに高まった状況において、地域の居住者等に対して避難のための立退きを指示するもので、その基準は次によるものとする。

(ｱ)河川が氾濫危険水位に達した場合。

(ｲ)火災の同時多発により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。
(ｳ)大噴火により、生命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき。
(ｴ) 大地震が発生し、建物の倒壊などのおそれがあるとき。
(ｵ) 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合
(ｶ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
(ｷ)その他、生命や身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

ウ　緊急安全確保

命の危険が切迫しており、避難所への立退き避難をすることがかえって危険である場合、直ちに安全確保させるもので、その基準は次によるものとする。ただし、必ず発令される情報とも限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないので、発令を待たずに避難しておく。

(ｱ)堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水])、水防団等からの報告等により確認できた場合)。
(ｲ)以下の状況になったと思われる場合。
(a)水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。
(b)洪水の危険度分布で「氾濫している可能性（黒)」になった場合。
(c)堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂等により決壊の恐れが高まった場合。
(d)樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合。
(ｳ) 土砂災害の発生が確認された場合。
(ｴ) 大雨特別警報（土砂災害)(警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル５	指定緊急避難場所への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル４	危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル２	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水・大雨・高潮注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報

４　避難方法

⑴　避難誘導

ア　避難誘導者

市職員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員があたる。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

市長は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ　経路の確保

荷物の運搬、自動車等の運転の制止等避難道路の確保に努めるものとする。

(ｱ)　避難道路の要点については、誘導員を配置し、迅速、適正な避難誘導等にあたるものとする。

(ｲ)　市各対策部及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するために必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか、避難場所への職員の派遣等を行い、避難者の安全収容体制を確保するものとする。

(ｳ)　町内会においては、地域住民の集団避難を促進し、防災関係機関の活動に協力するものとする。

⑵　避難行動要支援者への配慮

避難させる場合は、避難行動要支援者を優先させるものとし、入院患者、施設の高齢者、子ども等介護が必要な人は、避難及び途中に危険がある場合等については、車両等により輸送する。市長は、市だけで対応できない場合は、知事に対して応援要請を行うものとする。

⑶　移送の方法

ア　小規模な場合

避難は、各個が行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、市が車両等により行うものとする。

なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、本章第１０節「輸送計画」に準じるものとする。

イ　大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は道に対し応援を求めて実施する。

５　避難路の指定（資料３９）

災害時における家屋その他建築物の倒壊、車両の路上放置、多発火災の発生等により、住民が避難場所に避難する途中の事故及び危険を回避するため、市内の各主要防災拠点

を結ぶ避難路を指定し、その機能を優先的に確保することに努めるものとする。

６　避難場所の指定

避難指示等については、災害の状況等を判断し次に定める収容避難所及び一時避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定するものとする。

【収容避難所】

大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより家屋を喪失し、若しくは喪失するおそれがある場合に避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資の搬送が可能な地区会館や小中学校、屋内体育施設などの施設とし、原則として１人当り２㎡を基準とする。（資料１３）

【福祉避難所】

一般的な収容避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者のために特別な配慮（段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設備、障がい者用トイレの設置等）がなされた施設で、災害時において本部の判断により開設する二次的避難所として、１人当り４㎡を基準とする。

【一時避難所】

火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等に避難者が一時的に避難する小中学校のグランドや、公園などとし、原則として給食等は行わないものとする。なお、１人当たりの必要面積は２㎡（公園は 3.5 ㎡）を基準として設定するものである。（資料１４）

ただし、一時避難所は市民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を収容避難所へ移動させる必要があるため、市は、一時避難所の状況を把握し、収容避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。

なお、積雪期に一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所及び収容避難所敷地を使用することとする。

⑴　収容避難所の確保

ア　発災時には必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し収容避難所を確保するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て収容避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう等、多様な収容避難所の確保に努めるものとする。

イ　市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボ

ールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

ウ　収容避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に収容避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ　市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

⑵　収容避難所の開設

ア　収容避難所には、本部長の指名する収容避難所担当職員及び補助者を配置して開設及び運営管理に当たるものとする。

イ　収容避難所担当職員は、本部及び当該施設の管理者並びに関係機関と緊密な連絡を保ち避難者の収容に当たるとともに、民間団体の協力を得てその適切な運営管理を行うものとする。

ウ　収容避難所の開設準備は、次の事項とする。

(ｱ) 居住スペース、共有スペース等の割り振り

(ｲ) 緊急車両等の駐車場の確保

(ｳ) 避難者名簿の作成

(ｴ) 備蓄品、生活必需品の確保

(ｵ) 飲料水・食料の確保

(ｶ) その他必要と判断するもの

エ　市民等の自主避難があった場合、災害対策本部長は速やかに開設について判断し、収容避難所を開設又は市が指定した収容避難所へ誘導を図るとともに、迅速に市民等へ周知するものとする。

オ　市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 とともに、収容避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

⑶　収容避難所の管理運営

ア　各収容避難所の管理運営は住民全体で行うこととし、収容避難所ごとに担当職員、施設管理者及び自主防災組織や町内会等が参加して運営委員会を設置して行う。学校である収容避難所については、教職員も運営委員会に参加するものとする。

イ　収容避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、

避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

ウ　市は、収容避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

エ　市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

オ　市は、収容避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び収容避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず収容避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

カ　市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、収容避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ　市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。

ク　収容避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警報や防犯ブザーの配付等による収容避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した収容避難所の運営管理に努めるものとする。又、女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防ぐため、女性用と男性用のトイレを離れた 場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や 子ども 等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供にも努めるものとする。

ケ　市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物

資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

コ　市及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

サ　北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

シ　市及び北海道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、収容避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス　市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

セ　市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

ソ　市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑷　恵庭市避難所運営マニュアル（資料４０）

収容避難所の円滑な運営を行うため、別に恵庭市避難所運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）を定め、収容避難所に常備するとともに、平常時から施設管理者及び自主防災組織や町内会等に周知するものとする。

⑸　収容避難所における記録

収容避難所担当職員は、避難所世帯簿等の次に掲げる記録（別記第１３～２５号様式）を作成し、常に収容状況について明らかにしておくとともに、別記第１７号様式「避難所運営日誌」を作成し、収容状況等を記録しておくものとする。

（別記第１３号式）避難者世帯名簿
（別記第１４号式）避難所収容台帳
（別記第１５号式）避難所設置及び収容状況

（別記第１６号式）救助種目別受払簿
（別記第１７号式）避難所運営日誌
（別記第１８号式）在宅被災者名簿
（別記第１９号式）退所届用紙
（別記第２０号式）外泊届用紙
（別記第２１号式）取材者用受付用紙
（別記第２２号式）郵便物受取り簿
（別記第２３号式）食料依頼伝票
（別記第２４号式）物資依頼伝票
（別記第２５号式）ペット飼育者名簿

⑹　収容避難所における家庭動物対策

ア　収容避難所での介助犬等については、スペースを確保するものとし、家庭動物については、スペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、収容避難所内での飼育は、避難者の責任において行うものとする。

イ　収容避難所生活により、家庭動物の飼育（飼育場所の確保等）を行うことができず、保護が必要な場合、市は北海道及び北海道獣医師会などと家庭動物救護所等について検討した上で開設について協議するものとする。

なお、家庭動物救護所等を開設した場合、必要な飼育用資機材、ペットフード等をあっせんすることができる。

また、飼育方法や飼育スペースについては、各収容避難所において協議するものとする。

⑺　情報通信機器の整備

ア　防災行政無線の活用

イ　臨時公衆電話の設置（ＮＴＴへの要請）

⑻　避難行動要支援者対策

施設管理者は、あらかじめ、収容避難所内に避難行動要支援者用の専用エリアを定め、施設内のバリアフリーに努めるとともに、必要な資機材を整備するものとする。

また、福祉避難所開設までの間、収容避難所へは福祉、保健等の専門職員を派遣し、被災者や家族からの相談に乗り必要なサービスを行うこととする。

⑼　仮設収容避難所及び代替施設の指定

収容避難所が、災害時により使用不能となった場合は、天幕の設営、代替施設の指定など避難住民の安全確保のために適切な措置を講ずるものとする。

７　福祉避難所の開設及び運営等

下記の施設を福祉避難所として、確保するとともに、その開設及び運営を行うにあたっては、別に運営マニュアルを定め、必要な整備に努めるものとする。

また、下記の施設だけでは収容することができない場合などに避難行動要支援者の避難場所の確保のため、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」（資料４１）及び「福祉避難所の開設及び運営における職員の協力に関する協定書」（資料４２）に基づき、民間福祉事業者へ協力を要請する。

【福祉避難所指定施設】　　※　収容人員は１人当４㎡で算定

施　設　名	所　在　地	福祉避難所としての収容人数
福住憩の家	福住町１丁目２１－２９	３９名
柏陽憩の家	柏陽町１丁目２６	６３名
恵み野憩の家	恵み野北２丁目１－３	７３名
島松憩の家	島松東町１丁目１－１５	９２名
和光憩の家	和光町３丁目１－１	５２名
大町憩の家	大町４丁目５－１５	６４名
子ども発達支援センター	黄金南５丁目１１－４	７１名

８　避難所及び避難場所の周知

市民に対し、平常時から避難場所を周知するため、（資料１２）の避難場所標識を設置するとともに、広報誌等を活用して、市民に周知するものとする。

９　道（石狩振興局）及び関係機関への報告

⑴　市長が、避難指示等を発令したときは（市長以外の者が発令したときは、市長経由）、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告する。

ア　発令者

イ　発令日時

ウ　発令理由

エ　避難の対象区域

オ　避難先

⑵　収容避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告する。

ア　開設場所及び日時の把握

イ　開設箇所数及び収容人員（収容避難所の名称及び当該収容人員）の把握

ウ　開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

⑶　避難指示等並びに収容避難所の開設をした場合は、警察署その他関係機関に連絡をとり協力を求めるものとする。

10　広域一時滞在

⑴　道内における広域一時滞在

ア　市長は、災害発生により、被災住民が道内の他の市町村における一時的な滞在（以

下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるとき、道内の他の市町村長に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　市長は、他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けたとき、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときには、速やかに協議元となる市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ　協議元の市町村長は、協議先の市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ　協議元の市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先の市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

カ　市長は、協議元の市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

キ　知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

⑵　道外への広域一時滞在

ア　市長は、災害発生により、被災住民が道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるとき、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めるものとする。

イ　道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　市長より要求があったとき、知事は協議先の知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

エ　知事は、協議先の知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ　市長は、知事より受入決定の通知を受けたとき、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

カ　市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先の知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ　知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先の知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク　知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

⑶　広域一時滞在避難者への対応

市及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村における連携に配慮する。

⑷　関係機関の連携

ア　市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- バスなど被災者の移送手段の確保
- 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- 広域一時滞在先での継続的な支援

イ　市町村は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

ウ　道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

11　被災者の受け入れ及び生活環境の整備

市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資

機材、情報提供の方法等に配慮する。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第７節　救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の市民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。（消防部隊本部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

市（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等の応援を求め、平常時より警察、自衛隊等と救出体制等について協議し、応援体制を確立しておくものとする。

⑵ 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

２　救助救出活動

⑴　被災地域における救助救出活動

市及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機

関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

⑵　救出対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

ア　火災の際、火中に取り残された場合

イ　台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ　水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ　山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合

オ　その他電車、自動車等の大事故が発生した場合

３　救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

⑴　被災者救出用機械器具燃料受払簿（別記第１６号様式）

⑵　被災者救出状況記録簿（別記第２６号様式）

４　現地災害対策本部

被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第３章第２節「恵庭市災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

第８節　災害警備計画

市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警察が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。（総務対策部※1）

１　災害に関する警察の任務

警察は、災害時において、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

２　災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

３　応急対策の実施

⑴　災害の予警報の伝達

ア　千歳警察署長（以下「警察署長」という。）は、市及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

イ　警察官は、基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するものとする。

⑵　事前措置に関する事項

ア　市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

イ　市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合において、市長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

⑶　災害時における災害情報の収集に関する事項

ア　災害情報の収集

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ　災害情報の連絡

警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、市長その他防災関係機関に連絡するものとする。

４　災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

５　避難に関する事項

⑴　警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行った場合は、市長に連絡するものとする。

⑵　警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行う場合は、本章第６節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに市長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。

⑶　住民の避難に当たり警察官は、市、消防本部等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

６　救助に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等に当たるものとする。

７　応急措置に関する事項

⑴　警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。この場合において、市長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

⑵　警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。この場合において、市長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

８　災害時における通信に関する事項

警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡体制の確保を図るものとする。

※1）警察機関との連絡調整

第９節　交通応急対策計画

災害時における道路、航空交通の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。（総務対策部、建設対策部）

１　交通応急対策の実施

自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓開については、北海道道路啓開計画【第 2 版】（一部改訂）（令和 6 年 12 月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

⑴　恵庭市

ア　市が管理している道路で災害が発生した場合は、速やかに被害状況や被害箇所等を把握するものとする。

また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　消防職員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

⑵　北海道公安委員会（北海道警察）

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他

の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

⑶　東京航空局空港事務所

ア　航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。

イ　緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

⑷　北海道開発局

一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

⑸　東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

⑹　北海道

ア　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

エ　道は、必要に応じ、地方管理空港等におけるエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し、国に支援を要請するものとする。

⑺　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

⑻　一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び収容避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

２　道路の交通規制

⑴　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

⑵　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

⑶　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

３　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

⑴　通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

⑵　緊急通行車両の確認手続

知事（振興局長）又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

ア　確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

イ　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（資料４３）、「標章」（資料４４）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ウ　緊急通行車両

(ｱ) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される

車両で次の事項について行うものとする。

① 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
⑨ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(ｲ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

エ 発災前確認手続の普及等

市、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う、など、その普及を図るものとする。

⑶ 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ｱ) 使用者等の申出

北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(ｲ) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ｳ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記(ｱ)に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ｱ)規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

① 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

② 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(ｲ)事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

ウ 放置車両対策

(ｱ)北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(ｲ)道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(ｳ)道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

４ 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

⑴ 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

⑵ 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 10,942 ㎞に上っている。

ア 第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,092 ㎞〉

イ　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く)、第３種漁港、第４種漁港（耐震強化岸壁を有するもの)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 3,579 ㎞〉

ウ　第３次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路〈道路延長 271 ㎞〉

第１０節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実に行うための輸送の実施については、本計画の定めるところによる。（総務対策部）

なお、市及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。

１　実施責任

⑴　恵庭市

災害時における輸送は、市長が防災関係機関の協力を得て行う。

⑵　北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

⑶　北海道旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

⑷　日本通運㈱札幌支店

自動車による輸送を実施する。

⑸　東京航空局空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

⑹　北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

⑺　北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

２　輸送の方法

緊急輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

⑴　恵庭市

緊急輸送は、次の各輸送のうち最も適切な方法によるものとする。

ア　道路輸送

(ｱ) 市の車両等による輸送

災害時には市の車両を確保し、輸送を実施するものとする。

（資料４５）公用車両保有状況調

(ｲ)市有車両以外の車両確保

災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の防災機関に応援を要請し、又、民間車両を借上げるものとする。

(ｳ)燃料の調達

燃料の確保及び調達は、本章第１４節「衣料、生活必需品等物資供給計画」、本章第１５節「石油類燃料供給計画」により行う。

イ　人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、人力輸送を行うものとする。

ウ　空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、本章第３０節「ヘリコプター活用計画」及び本章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

エ　その他の輸送

全ての道路が規制され、緊急輸送の必要性が生じた場合は、千歳川の利用について河川管理者等と協議する。

⑵　北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

⑶　北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

⑷　運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

３　輸送費用の支払

緊急輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

⑴　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う緊急輸送

国の機関が行う緊急輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

⑵　要請により運送事業者が行う緊急輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う緊急輸送に要する経費

については、当該緊急輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

⑶　実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア　輸送記録簿（別記第２７号様式）

イ　輸送関係物資受払簿（別記第１６号様式）

４　避難者への支援

⑴　臨時バスの運行

避難者の通学、通勤、買い物等の必要がある場合、市は臨時バスを運行する。

⑵　その他の支援策

その他の支援策について、市は東日本高速道路㈱北海道支社、北海道旅客鉄道㈱、バス会社と協議する。

第１１節　食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の確保と供給については、この計画の定めるところによる。（総務対策部、保健福祉対策部、避難教育対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

被災者及び災害応急対策従事者に対し、応急用食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

⑵　北海道

必要に応じて、食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

⑶　北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

２　食料の供給

⑴　恵庭市

ア　知事への要請

原則として市が直接、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達を市内業者及び「災害時における物資の供給に関する協定」締結業者等から調達するものとするが、食料の調達及び配給が困難な場合には、その確保について石狩振興局長を通じ知事に要請する。なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

イ　食料の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合は、この限りでない。）に基づいて、食料を受領し、被災者等に配給する。

⑵　北海道

知事は、市長から要請があったときは又は、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待つにいとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が配給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

⑶　北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情

報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

３　供給方法

食料の供給は、次のとおり行うものとする。

⑴　対象者

ア　収容避難所に収容された者

イ　住家が被災して、炊事ができない者

ウ　災害応急対策に従事している者

エ　その他供給が必要と認められる者

⑵　供給場所

ア　配給は、原則として収容避難所において行う。

イ　自宅等に残留する被災者に対しては、近くの収容避難所において配給する。

その際には、事前に防災行政無線や広報車等により周知する。

ウ　被災者に対する配給は、自主防災組織や町内会等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるように配慮する。

⑶　品目

供給品目は、米飯、パン類、缶詰、インスタント食品等とし、乳幼児には、粉ミルクやベビーフード等とする。

４　炊き出し計画

⑴　現場責任者

炊き出しを実施する場合、保健福祉対策部長は、当該対策部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。

⑵　炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部恵庭市地区や、各種団体等の協力を得て、学校給食施設（別表）、その他炊き出しが可能な施設等を利用して行うものとする。

なお、市において炊き出しすることが困難なため、必要とした場合は、石狩振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

⑶　給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア　炊き出し給与状況（別記第２８号様式）

イ　炊き出し等による食品給与物品受払簿（別記第１６号様式）

⑷　期間

炊き出しの期間は、７日を目度とする。

状況により期間の延長や長期にわたることが予測される場合は、通常配給への切替えを行うものとする。

⑸　費用の限度

救助法の基準による。

５　食料輸送計画

食料の輸送に当たっては、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第１０節「輸送計画」及び本章第２９節「労務供給計画」により措置するものとする。

６　食料備蓄の活用

市は、災害時の初期応急対策に対応するため「恵庭市災害用物資備蓄計画」に基づいた食料備蓄を活用するものとする。

【別表・炊き出し施設】

施設名	所在地	調理能力
恵庭市小学校給食センター	恵庭市北柏木町３丁目１２９	６，０００食
恵庭市中学校給食センター		３，５００食

第１２節　給水計画

災害により給水施設が被災し、あるいは飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることができなくなった場合の応急給水及び給水施設の応急復旧に関する事項は、この計画の定めるところによる。（水道対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア　個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ　緊急貯水槽の整備

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備促進に努めるものとする。

ウ　給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車等を調達して、給水にあたるものとする。

⑵　北海道

市の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋調達の調整、給水関始の指導を行う。

２　給水の実施

市は、災害の発生等で、飲料水の供給ができなくなった場合、危機管理対策マニュアル（Ⅰ管路事故・給水装置凍結事故・テロ対策マニュアル、Ⅱ地震対策マニュアル、Ⅲ風水害対策マニュアル、Ⅳ水質汚染事故・テロ対策マニュアル、Ⅴ施設事故・停電・渇水対策マニュアル）に基づき、応急給水業務に万全を期するものとする。

⑴　給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

⑵　給水量の目標

１人１日３リットル

⑶　給水方法

市民への給水方法は、各対策マニュアルの応急給水計画により、拠点給水、運搬給水及び消火栓などからの仮設給水とする。

ア　給水拠点場所

(ｱ)牧場配水池旧量水器室

(ｲ) 牧場系幹線弁室

(ｳ) 柏木配水池

イ　運搬給水拠点

(ｱ) 災害対策本部が指定する避難場所

(ｲ) 災害対策本部が指定する医療機関

(ｳ) その他災害対策本部が指定する場所

ウ　受水槽施設者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、市内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請するものとする。なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行うものとする。

エ　給水場所の周知

応急給水活動を実施する場合において、支援対策部と連携し、あらゆる情報伝達手段を講じて、市民に周知を行うものとする。

３　応援の要請

⑴　恵庭市

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、「災害時における飲料水及び消火用水の供給に関する協定」に基づき、サッポロビール㈱北海道工場へ飲料水の供給を要請するものとする。

また、災害の規模等によっては、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対しても飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

⑵　北海道

知事は、その事態に照らし緊急を要し、市長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たずに応急給水について必要な措置を講ずる。

（資料４６）災害時における飲料水及び消火用水の供給に関する協定

４　給水拠点などの平均保有水量

施　設　名	保有水量	備　考
牧場配水池	5,200 ㎥	6,510 ㎥×80%
柏木配水池	4,690 ㎥	6,700 ㎥×70%
サッポロビール㈱北海道工場	1,600 ㎥	戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 ㎥×2 基

５　運搬給水車両及び資材

（資料４７）給水用資機材保有状況

６　給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

⑴　飲料水の供給簿（別記第２９号様式）

⑵　給水関係物資受払状況（別記第１６号様式）

第１３節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、この計画の定めるところによる。
（水道対策部）

１　上水道

⑴　応急復旧

「管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル」、「風水害対策マニュアル」、「水質汚染事故・テロ対策マニュアル」、「施設事故・停電・渇水対策マニュアル」の該当する何れかにより、初動体制を迅速に確立し、災害時の応急復旧活動を行う。

（資料４８）給配水設備の応急復旧工事業者名

（資料４９）災害時における恵庭市水道協会の協力に関する協定

⑵　外部応援要請

「風水害対策マニュアル」、「水質汚染事故・テロ対策マニュアル」、「施設事故・停電・渇水対策マニュアル」により、水道施設の被害状況を調査し、応急対策の実施体制を計画する。

なお、対応できない場合、関係機関等に応援を要請して応急体制を速やかに整備し、応急給水及び浄水施設・管路などの応急復旧を計画的に実施する。

管路事故及び管路凍結による施設破壊については、「管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル」による。

応援を依頼する場合は、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定に基づき、道央地区協議会区長または支部長に応援を要請する。

（資料５０）日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定

⑶　広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応ついての周知を図る。

２　下水道

⑴　応急復旧

市長は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ　管渠施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。

エ　処理場・ポンプ場施設については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。

⑵　広報

市長は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第１４節　衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する衣料、寝具、その他生活必需品等の確保と供給については、本計画の定めるところによる。（総務対策部、保健福祉対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

ア　救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が実施することとし、適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市長が行うものとする。

イ　物資の調達、輸送

(ｱ) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(ｲ) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(ｳ) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図り、必要に応じ協定を結ぶ等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

⑵　北海道

ア　知事は、災害時における災害救助用物資について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、市における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

イ　市長に物資を配分送達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給（貸）与するよう助言する。

ウ　避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(ｱ) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(ｲ) 被災施設への応接、地域での支援活動を考慮して確保する。

⑶　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

⑷　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

２　供給対象者

⑴　災害による住家の全焼、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

⑵　災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

⑶　その他供給が必要と認められる者

３　給（貸）与物資の調達

⑴　市は、世帯構成員別被害状況を把握し、被害の状況に応じた物資調達（配分）計画を作成する。

⑵　市は、物資の供給に関する協定先及び市内の各衣料品店・日用品取扱店と協議し、調達方法や集積場所をあらかじめ把握しておき、緊急時に調達するものとする。

⑶　日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、市は、必要に応じ日本赤十字社北海道支部恵庭市地区長を通じ、提供を要請するものとする。

⑷　地域内において調達が困難な場合、市は、道や近隣市町村に協力を求め、調達するものとする。

⑸　市は、調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるよう災害用備蓄品を活用する。

４　給（貸）与の方法

市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、避難行動要支援者等を優先的に配分するなどの配慮を行う。

⑴　取扱責任者

物資の給与又は貸与を迅速かつ的確に行うため、各町内会長等の協力を得て取扱責任者を定める。

⑵　台帳の整備

物資の供給又は貸与に当たっては、その経過を明確にしておくため物資受払簿等次に掲げる記録を整備しておくものとする。

ア　救助種目別物資受払簿（別記第１６号様式）

イ　世帯構成員別被害状況（別記第３０号様式）

ウ　物資購入（配分）計画表（別記第３１号様式）

エ　物資の給与状況（別記第３２号様式）

オ　物資給与及び受領簿（別記第３３号様式）

⑶　費用の限定

救助法の基準による。

⑷　物資の管理

ア　確保した物資を管理するため、恵庭市総合体育館に物資管理センターを設置する。

イ　物資管理センターに受け入れた物資を管理するため、ボランティア対策本部等に受け入れ作業を要請する。

ウ　救援物資の取扱いは、物資の提供を申し出た企業を登録し、必要になったときに供給を要請する。

なお、必要に応じ、協力協定により、協定先に対して物資の集積場所としての倉

庫の提供等を要請するものとする。

５　給与又は貸与期間

災害発生日から原則として１０日以内に完了するものとする。

６　日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

⑴　被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

ア　毛布

イ　日用品セット(タオル、洗剤、缶切・栓抜等)

ウ　お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）

エ　安眠セット

⑵　救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄要綱」により予め地区に備蓄するものとする。

第１５節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。（総務対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア　「災害時における物資の供給等に関する協定」により、地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めるものとする。

ウ　ＬＰＧについては、「災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定」により、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。また、都市ガスの供給が停止された場合は、ＬＰＧの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

⑵　北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

⑶　指定地方行政機関

北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

２　石油類燃料の確保

⑴　災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

⑵　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機

関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度のある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

(3)　緊急車両等への優先給油の実施について、道が発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
・規制除外車両事前届出済証を提示した車両
・道路交通法第 39 条第１項に規定する緊急自動車
・自衛隊車両
・優先給油対象車両証明書を提示した車両
・その他、知事が必要と認めた車両

３　平常時の取組

道は、重要施設等に係る燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設等管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。

北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

４　燃料確保の応援協定

（資料５１）災害時における物資の供給等に関する協定～札幌地方石油業協同組合恵庭支部
（資料５２）災害時における救援物資の提供に関する協定～東綱商事株式会社
（資料５３）災害等の発生時における恵庭市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定～北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部
（資料５４）災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定書～北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部

第１６節　電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。（総務対策部※1）

１　電力施設の状況

本市に該当する北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

ア　変電設備

イ　送電設備

ウ　配電設備

エ　通信設備

２　応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道 電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

⑴　北海道電力㈱

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

ア　活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

イ　情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡するものとする。

また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

ウ　通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

エ　広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・ＳＮＳ（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに周知を図るものとする。

オ　要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請をするものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（振興局長）に要請するものとする。

カ　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力各社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所について協力を求めるものとする。

キ　応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

⑵　電源開発㈱東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

※1）関係機関との連絡調整

第１７節　ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。（総務対策部※1）

１　本市に該当するガス会社の名称、所在地、供給区域

本市に該当するガス会社の名称、所在地、供給区域は、次のとおりである。

ガス会社名	所　　在　　地	供給区域
北海道ガス㈱千歳支店	千歳市清水町１丁目１番１号	恵庭市の一部

２　応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

⑴　非常災害の事前対策

ア　情報連絡

(ｱ) 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

(ｲ)災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

イ　各設備の予防強化

(ｱ) 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

①　要員の確保
②　防火、防水、救命用具の点検整備
③　非常持出品の搬出整備
④　建物の補強
⑤　建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
⑥　排水設備の点検整備

(ｲ) 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

ウ　人員の動員連絡の徹底

(ｱ) 保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

(ｲ)社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

(ｳ)道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるも

のとする。

エ　工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

オ　宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当って、遺漏のないよう確保すること。

カ　広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(ｱ) 無断ガス工事を禁止する。

(ｲ) ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

(ｳ) 災害の発生が予想されるときは前もってメーターガス栓の閉止をする。

(ｴ) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

⑵　災害時の対策

災害時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防本部・警察と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

※1）関係機関との連絡調整

第１８節　医療救護・福祉・助産及び歯科医療救護計画

災害の発生によって医療機関が被害を受けた地域における医療救護・助産及び歯科医療の救護の実施は、本計画の定めるところによる。（保健福祉対策部、消防部隊本部）

１　基本方針

⑴　医療救護活動は、災害急性期においては、道は災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は恵庭市が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、道は災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。

⑵　救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

⑶　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

⑷　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

ア　トリアージ

イ　傷病者に対する応急処置及び医療

ウ　傷病者の医療機関への搬送支援

エ　助産救護

オ　道は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、災害支援ナース、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、保健師等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

カ　被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

キ　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

⑸　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

⑹　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

ア　傷病者に対する精神科医療

イ　被災者及び支援者に対する精神保健活動

２　医療救護活動の実施

⑴　恵庭市

市は、災害の程度により医療救護活動、歯科医療救護活動の必要を認めたときは、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ、「災害時の医療救護活動に関する協定」、「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」により、恵庭市医師会、千歳歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

ア　救護所の設置

災害により診療機能が麻痺している地域に対し、被災現場における応急治療を行うため、恵庭市医師会及び千歳歯科医師会へ協力を要請し救護所の設置を行う。

（資料５５）災害時の医療救護活動に関する協定(恵庭市医師会)

（資料５６）災害時における歯科医療救護活動に関する協定(千歳歯科医師会)

イ　救護班の編成

救護班の編成にあたっては、１班につき医師又は歯科医師１名、看護師又は歯科衛生士３名及びその他の補助員２名の計６名を基準とする。

また、災害による急性ストレス反応やＰＴＳＤ(心的外傷後ストレス障害)等に対応するため、精神科医やカウンセラーによる精神保健班(心のケア班)も編成するように要請する。

ウ　要請時における通知項目

(ｱ) 災害発生の日時、場所、原因及び状況

(ｲ) 出動の時期及び場所

(ｳ) 出動を要する人員及び資機材

(ｴ) その他必要な事項

エ　災害の程度により「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」により、歯科医療救護活動の必要を認めたときは、千歳歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

オ　災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

カ　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(ｱ) 避難者の健康状態の把握

(ｲ) 救護班との連絡調整

(ｳ) 投薬・透析患者等通院者に関する医療機関との連絡調整

(ｴ) 福祉機関との連携

(ｵ) 収容避難所内の衛生環境の監視

(ｶ) 手洗い、うがい等病気の予防活動の指導等

⑵　北海道

ア　道は、災害時に市等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

イ　救助法を適用した場合、又は市から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、収容避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて救護センターを併設する。

ウ　被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

エ　災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

オ　道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

カ　被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

⑶　災害拠点病院

ア　道の要請により救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣し、医療救護活動を行う。

イ　被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

⑷　協力機関等

ア　恵庭市医師会

「災害時の医療救護活動に関する協定」により、恵庭市の要請に応じて医療救護活動を行う。

イ　千歳歯科医師会

「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」により、恵庭市の要請に応じて医療救護活動を行う。

ウ　独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

エ　独立行政法人労働者安全福祉機構

道の要請により、所属医療機関の救護班及びこころのケア班を派遣し、医療救護及びこころのケア活動を行う。

オ　日本赤十字社北海道支部

道の要請により、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

カ　その他の公的医療機関の開設者

医療法第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記⑶を除く。）は、道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

キ　北海道医師会

道の要請により、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、１の⑷に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ク　北海道歯科医師会

道の要請により、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ケ　北海道薬剤師会

道の要請により、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

コ　北海道看護協会

道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

サ　北海道柔道整復師会

北海道柔道整復師会は、道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定」の定めるところによる。

３　輸送体制の確保

⑴　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

移動手段については、それぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

⑵　重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。

但し、消防本部の救急車両が確保できないときは、市、道が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

ア　救急車台数

所　属	台数	配　置　先	備　考
恵庭市消防本部	2	恵庭市消防署	高規格救急自動車１台 非常用高規格救急自動車１台
	1	恵庭市消防署島松出張所	高規格救急自動車１台
	1	恵庭市消防署南出張所	高規格救急自動車１台

イ　医療機関

（資料５７）　市内医療機関一覧表

（資料５８）　市内歯科医療機関一覧表

４　医薬品・医療用資機材等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、市内業者等からの調達により確保する。

但し、医薬品等の不足が生じ確保が困難なときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

５　広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

６　医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

⑴　救護班活動状況（別記第３４号様式）

⑵　病院診療所医療実施状況（別記第３５号様式）

⑶　助産台帳（別記３６号様式）

⑷　医薬品及び衛生材料等物資受払状況（別記第１６号様式）

（救助種目別物資受払簿）

第１９節　防疫保健衛生計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。（経済対策部、保健福祉対策部、生活環境対策部）

１　実施責任

市及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

⑴　恵庭市

ア　市は、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

イ　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

ウ　被災が甚大で市のみで防疫が不可能又は困難なときは、市を所管する石狩振興局保健環境部千歳地域保健室の指導のもと収容避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

⑵　北海道

ア　感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

イ　市が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

ウ　地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

２　防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

⑴　検病調査班の編成

ア　知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

イ　検病調査班は、医師１名、保健師１名（又は看護師）その他職員１名をもって編成するものとする。但し、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）１名、その他の職員１名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

⑵　防疫班の編成

ア　市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

イ　防疫班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって編成するものとする。

３　感染症の予防

⑴　知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

ア　消毒方法の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
イ　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
ウ　家用水の供給に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
エ　物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
オ　公共の場所の清潔方法に関する指示
カ　臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

⑵　検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

ア　検病調査は、滞水地域においては通常２日に１回以上、集団避難所においては、市等と連携し、少なくとも１日１回以上行うこと。
イ　関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
ウ　検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

⑶　予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市長に実施させるものとする。

⑷　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、市長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

イ　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

⑸　消毒方法

市長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 11 年 3 月 31 日、健医感発第 51 号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア　被災地の家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
イ　避難所、感染症隔離病棟(臨時隔離病棟)の便所、その他不清潔場所の消毒を１日１回以上実施する。

⑹　ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

⑺　生活用水の供給

市長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は１日１人当たり約２０リットルとすることが望ましい。

⑻　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

４　患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

５　収容避難所等の防疫指導

市長は、収容避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

⑴　健康調査等

収容避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

⑵　清潔方法、消毒方法等の実施

石狩振興局保健環境部千歳地域保健室等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うように指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

⑶　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

⑷　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

６　家畜防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、伝染病が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

⑴　実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

⑵　実施の方法

ア　家畜防疫の実施

(ｱ) 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

(ｲ) 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

(ｳ) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

(ｴ) 家畜衛生者の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

⑶　家畜の救護

振興局長は、市、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第２０節　廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴う発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「恵庭市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第２６節「障害物除去計画」による。（生活環境対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

ア　災害廃棄物の処理は、市が行うものとする。なお、当該市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

イ　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

⑵　北海道

ア　振興局長は、市が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ　道は、被災地の市長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　廃棄物等の処理方法

次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

⑴　ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

また、市長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

ア　応急措置

(ｱ) 作業能力(市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両)の掌握とごみ処理場の使用不能に伴う作業職員及び作業車両の臨時集結場所の設置

(ｲ) ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴い、復旧工事の完了までかなり長期にわたる場合には、緊急処理方法の決定と地区別の臨時処理場の位置選定

(ｳ) 終末処理施設(下水道終末処理場)、し尿処理場の早期復旧対策(下水道班)

(ｴ) ごみ及びし尿の収集作業対策の決定と市民周知

イ　廃棄物等の処理

(ｱ) 倒壊建物の瓦礫

発生現場におけるコンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底するとともに、可能な限りリサイクルに努める。

(ｲ) 生活ごみ

予想発生量、特性(大きさ、腐敗性、可燃等)を考慮して、収集順位、収集方法を決定する。

中間処理施設や最終処分場への短期間大量投入が困難な場合には、ごみの仮置場を定める。ごみ処理は、指定の埋立地に搬入し、覆土処理する。

(ｳ) し尿

① 大災害の場合、かなりの被災者が避難所に避難するものと推定されるので、避難場所、被災地区を重点に収集にあたるものとし、既存の便所が不足するときは、応急仮設便所を設置するものとする。

② し尿処理計画においては、水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯に関しても考慮する。

建物自体には被害がない場合で下水道管の破損、配水管の破損並びに浄化槽の破損等を考慮し、公園その他空地等を使用し、地域の状況に応じた仮設便所を可能な限り設置するものとする。

ウ 廃棄物等の収集

(ｱ) 災害がある程度落ちついた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたる。作業内容は、被災地区のごみ収集のほか、ごみ集積場所の消毒を行う。

(ｲ) 災害時のごみ集積場所は、在来のところのほか、市有地、公園、グランド、校庭等とする。

(ｳ) 交通障害等、収集車両の通行が困難な場合には、夜間収集を行う。

(ｴ) ごみの衛生的管理と処理作業の円滑化を図るため、臨時にポリ袋の配布を行う。

【収集車両体制】

（資料５９）し尿運搬車等

（資料６０）ごみ運搬車等

エ 清掃作業班の編成

(ｱ) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

(ｲ) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。

(ｳ) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時的にごみ入れ容器を設置する。

⑵ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する石狩振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ　移動できないものについては、石狩振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ　前ア及びイにおいて埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第２１節　飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。
（生活環境対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

⑵　北海道

ア　振興局長は、市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ　道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　飼養動物の取扱い

⑴　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

⑵　災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

⑶　同行避難

避難所への飼養動物との同行避難に関して、市は飼養動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には飼養動物との同行避難が円滑に行われるよう飼養動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて飼養動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第２２節　文教対策計画

文教施設の被災により、小・中学校及び高等学校の児童生徒の通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。（保健福祉対策部、避難教育対策部）

１　実施責任

⑴　学校管理者等

ア　防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ　児童生徒等の安全確保

(ｱ) 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

①　災害の規模、状況に応じ、児童生徒を的確に掌握し安全確保のため、適切な指示と誘導を行う。

②　使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、防災に努める。

③　災害発生後速やかに、児童生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者の発生の場合は、応急手当をする。

④　被害状況を調査把握し、速やかに市教育委員会に報告する。

⑤　市教育委員会の指示又は学校長の判断により避難場所への誘導あるいは帰宅等の適切な措置を行う。

⑥　その他必要な措置をとる。

(ｲ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

⑵　恵庭市・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市長が知事の委任により実施する。

２　予防措置

⑴　学校管理者等

ア　学校長は、「学校安全計画」を作成するとともに、災害時における児童生徒の安全確保のため避難救助訓練を定期的に実施する。

イ　児童生徒に対し、各種災害についての知識及び災害時の心得等の指導を行う。

ウ　災害に備え、消火設備、階段、出入口及び非常口等を定期的に点検する。

エ　避難経路、避難場所を確認しておく。

オ　保護者及び教職員との連絡方法を確認しておくとともに、日々の児童生徒の現状を的確に把握しておく。

⑵　市教育委員会

ア　災害に備え、小・中学校、体育施設、公民館等の教育施設の状況を把握し、必要に応じて予防措置を行う。

イ　災害時における各施設との情報伝達体制を確立する。

ウ　学校を通じ、児童生徒に各種災害についての知識及び心得について指導の徹底を図る。

エ　災害に備え、学校の児童生徒及び社会教育施設の利用者の避難救助訓練を定期的に行うように指導する。

オ　各施設の常設消火設備、階段、出入口及び非常口等の定期的な点検の実施を指導する。

⑶　ＰＴＡ

ア　学校と協議し、緊急時の連絡方法や協力体制を整えるとともに、通信不能の場合を想定した連絡方法を確認しておく。

イ　児童生徒の在校時及び登下校時に災害がおこった場合の安全確保や連絡方法について、地域別に確認しておく。

３　学校施設の応急・復旧措置

⑴　応急措置

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

ア　学校管理者等

被害状況を調査把握し、市教育委員会に報告するとともに災害の状況に応じ、業務を分担し、できる範囲の応急措置に努める。

イ　市教育委員会

学校、その他関係機関と的確な情報収集や、状況に応じた応急措置に努め、被害に即応した計画を作成する。

⑵　復旧措置

ア　学校管理者等

(ｱ) 施設の復旧、あるいは児童生徒の家庭の被災状況を考慮し、措置を実施する。

(ｲ) 市教育委員会の指示に基づき、学用品等の配付並びに仮施設による授業再開に努める。

(ｳ) 被害児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員等によるカウンセリング及び電話相談等を実施する。

イ　市教育委員会

(ｱ) 復旧計画を作成し、各災害対策班と緊密な連絡をとり、学校施設及び給食施設の復旧に努める。

(ｲ) 学校施設の管理運営並びに学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布する。

学用品の確保について北海道教育委員会に要請する。

(ｳ) 災害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは近くの学校等に被災校の児童生徒を臨時収容するなどの措置をとる。

(ｴ) 通学が困難となった児童生徒のために、収容避難所等から学校までの通学手段を確保する。

ウ　児童生徒及びＰＴＡ

学校からの指示、連絡に基づき、学習の再開への協力に努める。

⑶　施設の確保

施設の確保に当たっては、学校建築物の応急危険度判定又は安全点検マニュアルによる建物の安全を確認した後に実施するものとする。

ア　校舎の被害が比較的軽微な場合

各学校において、速やかに応急措置を取り授業を行う。

学校が収容避難所として、利用されてる場合は、体育館等の体育施設が使用できないので、カリキュラムの編成等を変更する。

イ　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業など授業の確保に努める。

ウ　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は近くの学校の校舎等を利用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業など授業の確保に努める。

また、児童生徒等が他市町村等へ集団避難した場合は、避難先の教育委員会と十分連携をとり、速やかな受け入れが図られるよう努める。

なお、校舎の使用が、比較的短期間で復旧する見込みがあるときは、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習の内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

エ　仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

⑷　教育の要領

ア　災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できる限り授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ　特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ｱ) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法を工夫する。

(ｲ) 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の弾力化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ｳ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）

(ｴ) 学校に収容避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意する。

(ｵ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

⑸　教職員の確保

道教育委員会及び市教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないよう努める。

⑹　授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）に対して、次の措置を要請するものとする。

ア　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

⑺　学校給食等の措置（学校給食センター）

ア　給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ　給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。

ウ　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

エ　復旧計画により施設を整備し、給食用施設、備品等の清掃及び消毒を行い、学校給食再開の準備を整える。

⑻　衛生管理対策

学校が収容避難所として使用される場合、市及び市教育委員会は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア　校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ　校舎の一部に避難者を受け入れて授業を継続する場合、授業に集中できるよう配慮すること。

ウ　収容避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。

エ　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

４　社会教育施設の応急・復旧措置

⑴　応急措置

被害の程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

ア　施設管理者等

(ｱ) 被害状況に応じ、あらかじめ定めた対策業務に基づき適切な措置をとり、状況に応じて、利用者を屋外に避難誘導し、安全確保に努める。

(ｲ) 被害状況を調査把握し、速やかに市教育委員会に報告する。

イ　市教育委員会

施設管理者や、その他関係機関等と連携し、的確な情報収集に努め、応急措置を実施する。

⑵　復旧措置

市教育委員会は、社会教育施設における被害状況を把握し、復旧計画を作成するとともに、施設の利用再開に努める。

５　保育施設の応急・復旧措置

保育園は、学校施設の応急・復旧措置と同様の措置をとる。

また、必要に応じて収容避難所及び避難先に近い施設で、託児施設を開設し、保育士による応急保育を実施する。

６　文化財等保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び恵庭市文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

７　実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、別記第３７号様式「学用品の給与状況」によりその状況を記録しておくものとする。

第２３節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。（建設対策部）

１　実施責任

⑴　恵庭市

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

⑵　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

２　実施方法

⑴　避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第６節「避難対策計画」により、公共施設等を利用し、収容避難所を開設するものとする。

⑵　公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　応急仮設住宅

⑴　応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

⑵　入居対象者

原則として、いずれかの条件に該当していなければならない。

ア　住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

⑶　入居者の選定

ア　生活能力が低く、かつ住居の必要度の高いものより順次選ぶものとする。

イ　入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。

⑷　建設戸数（借上げを含む。）

全壊、全焼及び流失戸数とし、被害状況により必要数を道へ要請する。

また、必要に応じて障害に配慮した構造、設備を有するものを要請する。

⑸　建設地

建築場所はあらかじめ選定された用地に建設するが、二次災害などの影響を受けない安全な区域かつ仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて公共用地を選定する。

又、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育、居住地その他生活上の利便等を考慮して選定する。

⑹　規模、構造、存続期間及び費用

ア　建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ　費用は救助法の規定による。

⑺　着工期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から２０日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

⑻　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任する。

⑼　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、女性の参画をふまえ、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

４　住宅の応急修理

救助法が適用された場合、次の修理を行う。

⑴　応急修理を受ける者

ア住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

⑵　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

⑶　修理の実施期間

災害発生の日から１月以内に完了するものとする。

⑷　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

５　災害公営住宅の整備

⑴　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の一以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

(ｱ)被災地全域の滅失戸数が５００戸以上のとき

(ｲ)１市町村の区域内の滅失戸数が２００戸以上のとき

(ｳ)滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　火災による場合

(ｱ) 被災地域の滅失戸数が２００戸以上のとき

(ｲ) 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

⑵　整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の市に譲渡し、管理は建設地の市が行うものとする。

⑶　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア　入居者の資格

(ｱ) 当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(ｲ) 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下のものであること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ｳ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ　構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ　国庫補助

(ｱ) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取に要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。

(ｲ)借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5。

６　資材及び暖房用燃料の調達

⑴　市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

⑵　道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業名等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

（資料６１）災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

（資料６２）仮設住宅建設予定地

７　被災建築物に対する指導・相談

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住等を継続できる住宅・事務所、その他各種建築物の応急措置及び応急復旧を推進するとともに、技術的相談・指導を行う。

⑴　倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を広報班に要請する。

⑵　電気・ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

⑶　被災建築物の復旧に関する技術的指導、融資制度及び相談を行うため、住宅事業者の団体等と連携して相談窓口を設置する。

８　応急仮設住宅及び修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

（別記第３８号様式）応急仮設住宅台帳

（別記第３９号様式）住宅応急修理記録簿

第２４節　被災宅地安全対策計画

市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。（建設対策部）

１　危険度判定の実施

市は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施の有無を決定する。

２　危険度判定の支援要請

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、必要に応じ道へ被災宅地危険度判定士の派遣等を要請する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

⑴　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

⑵　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

⑶　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　　分	表　示　方　法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）により、支援対策部は次の業務を行う。

⑴　宅地に係る被害情報の収集

⑵　判定実施計画の作成

⑶　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

⑷　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

⑸　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

市は災害の発生に備え、実施マニュアルにより行う。

⑴　市は、道と相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。

⑵　市は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

⑶　市は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

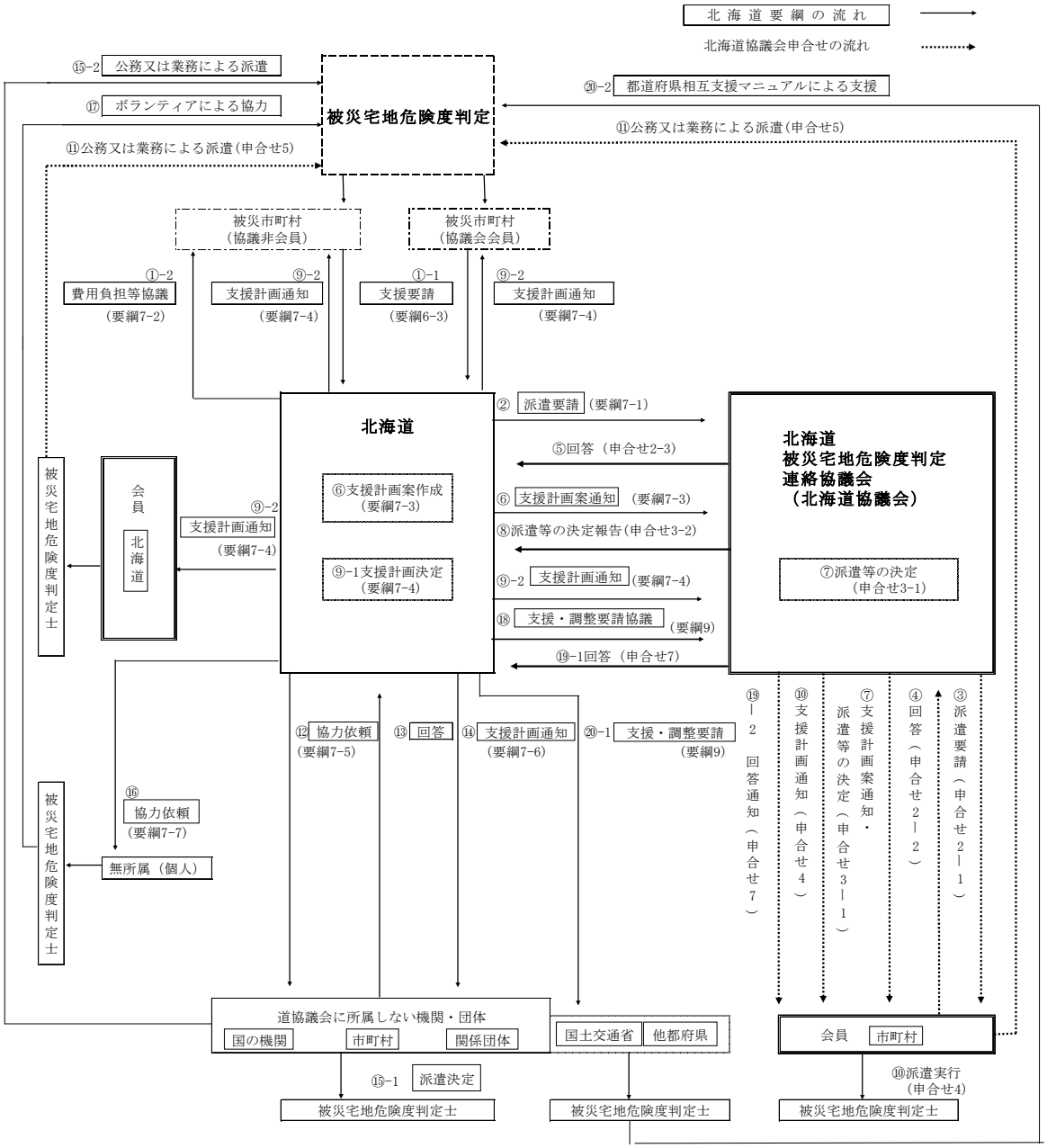

第２５節　行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画

災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。（総務対策部、生活環境対策部、消防部隊本部）

１　実施責任

⑴　市長

ア　災害による行方不明者の捜索は、市長が警察署等と協力して行うものとする。

イ　遺体の処理及び埋葬は、警察署等の協力を得て行うものとする。

ウ　救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

⑵　警察官

行方不明者の捜索及び遺体の検視・見分を行うものとする。

２　実施の方法

⑴　行方不明者の捜索

ア　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ　捜索班の編成と実施

市長は、警察署、自衛隊に協力を要請し、捜索班を編成し、必要な機械器具を活用して実施するものとする。

災害の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、市の地域内にて被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は関係市町村に対し捜索を要請する。

⑵　応援要請等

ア　関係市町村への要請

本市において被災し、本市のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市の応援を要する場合は、隣接市町村に対し、捜索の応援を依頼する。

イ　応援の提示事項

(ｱ) 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

(ｲ) 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

３　遺体の処理

⑴　対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

⑵　実施の方法

遺体の処理計画及び実施は、収容処理班を編成する。

また、必要に応じて、恵庭市医師会、日本赤十字社北海道支部、地域住民等の協力を求めて実施する。

⑶　処理の範囲

ア　遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、又、撮影により身元の確認をとるものとする。

イ　遺体の一時保存

身元識別に時間を必要とし、又、死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合、遺体を特定の場所（市内寺院、公共施設）に安置し埋葬の処理をするまで保存する。

ウ　検案

遺体について、死因等医学的検査をする。また、千歳歯科医師会は、検視・検案に際しての法歯学上の協力をするものとする。

エ　遺体見分

変死体については、直ちに警察署に届出、検視後に遺体の処理にあたる。

４　遺体の埋葬

⑴　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

⑵　埋葬の方法

ア　市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ　事故死の遺体については、警察署から引継ぎを受けた後に埋葬する。

ウ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理するものとする。

エ　埋葬の実施が市において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

⑶　広域火葬の調整等

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、又は火葬場が被災して稼動できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

５　他市町村から漂着した遺体の処理

⑴　遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、市において処理するものとする。

⑵　身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合

は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

６　火葬場の状況

火葬場名	所　在　地	処理能力	電　話
恵浄殿	恵庭市西島松２４８－１	１回４体	３６－５５４１

７　安否確認に関する事務

市は、行方不明者の届出等を行う窓口を開設し、事務は別途マニュアルを定めて行う。

なお、安否確認には、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムの活用や、被災者支援システムの導入などにより、安否確認等を行えるよう情報管理に努める。

８　実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

⑴　行方不明者の捜索

ア　行方不明者の捜索に係る物資受払状況（別記第１６号様式）

イ　遺体の捜索状況記録簿（別記第４０号様式）

⑵　遺体の処理遺体処理台帳（別記第４１号様式）

⑶　遺体の埋葬埋葬台帳（別記第４２号様式）

第２６節　障害物除去計画

水害、山崩れ、火山噴火等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。（建設対策部）

１　実施責任

⑴　道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

⑵　鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

⑴　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

⑵　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

⑶　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

⑷　その他公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物の除去の方法

⑴　実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

⑵　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

４　除去した障害物の集積場所

⑴　除去した障害物は、市、道及び防災関係機関等、相互に連携しつつ公共用地等の有効活用に配慮し、それぞれの実施機関において集積するものとする。（基本法第 64 条第 2 項）

⑵　除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から１４日間その旨を公示するものとする。（基本法施行令第 26 条）

５　放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第９節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

６　実施状況の記録

障害物を除去した場合は、別記第４３号様式「障害物除去の状況」によりその状況を記録しておくものとする。

第２７節　応急土木対策計画

災害時により被害を受けた、道路、河川及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害対策及び応急復旧対策を講じるのに必要な事項は、本計画に定めるところによる。

（建設対策部）

１　災害の原因及び被害種別

⑴　災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水
地すべり
土石流
がけ崩れ
地震
火山噴火

⑵　被害種別

路面及び路床の流失埋没
橋梁の流失
河川の決壊及び埋没
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水
土地改良施設

２　応急土木復旧対策

⑴　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

なお、被害が甚大な場合、管理者間の連携、他の機関への支援要請、広域的な支援を要請する。

⑵　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、被害の拡大を防止するため応急措置及び応急復旧対策は、次により実施するものとする。

ア　応急措置

(ｱ) 施設の点検、調査
(ｲ) 施設の巡回監視
(ｳ) 対策実施のための機材を整備し機材調達方法を定めておく
(ｴ) 職員の非常配備計画の整備
(ｵ) 応急対策施工後は(ｱ)により予防に努める

イ　応急復旧対策

応急対策による対応が終了した後、速やかに施設の緊急度に応じた応急復旧対策を実施する。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

（体系図）

恵庭市管理施設の場合及び巡視による他機関施設状況発見の場合

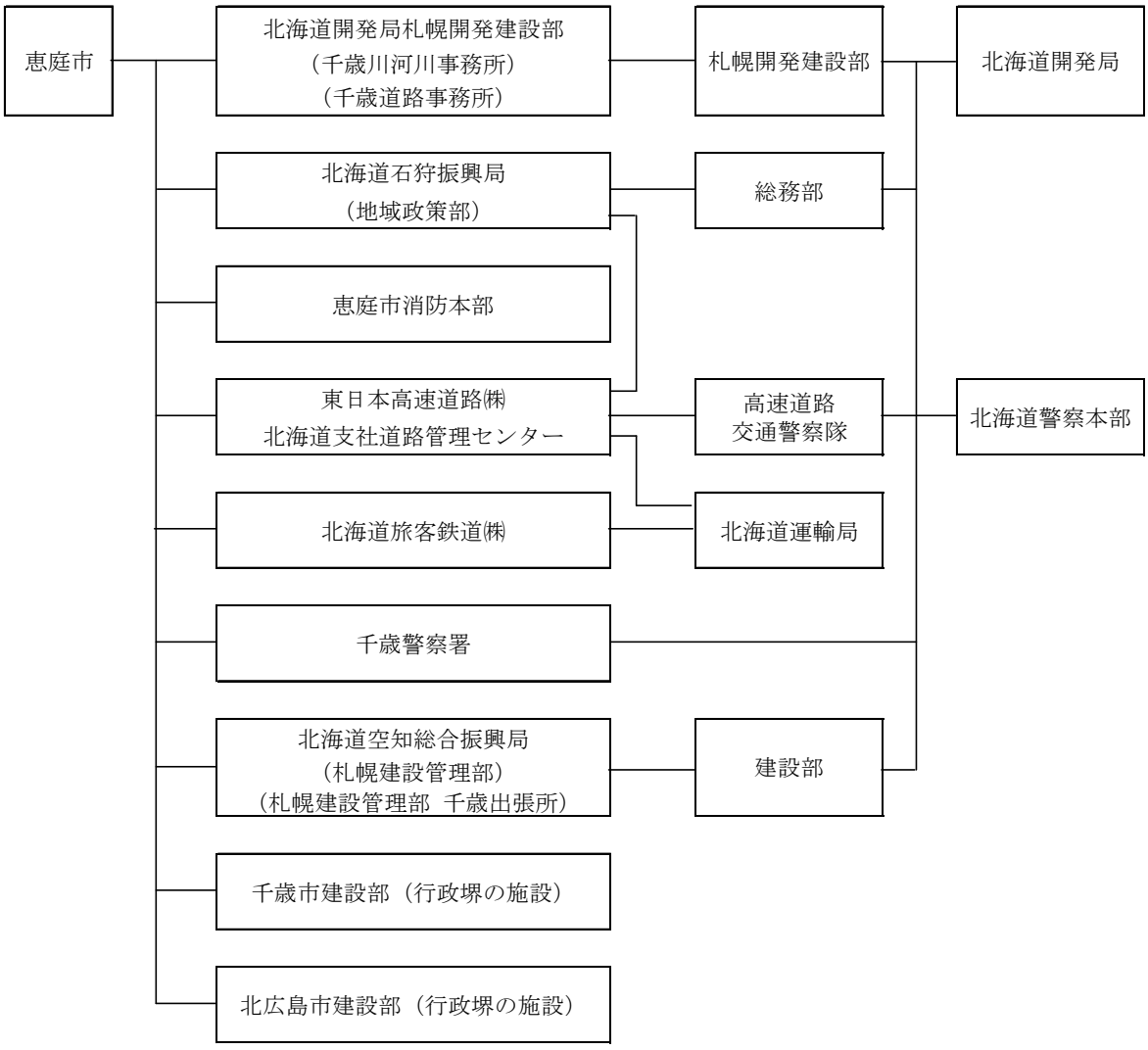

第２８節　応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。（経済対策部）

１　実施責任

市長は、家畜飼料の応急対策を円滑に行うものとする。

２　実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

⑴　飼料(再播用飼料作物種子を含む)

ア　家畜の種類及び頭羽数

イ　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

ウ　購入予算額

エ　農家戸数等の参考となる事項

⑵　転飼

ア　家畜の種類及び頭数

イ　転飼希望期間

ウ　管理方法（預託、附添等）

エ　転飼予算額

オ　農家戸数等の参考となる事項

第２９節　労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。(総務対策部)

１　実施責任

市長は、市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げを行うものとする。

２　労務者の雇用の範囲

⑴　被災者の避難のための労務者
⑵　医療・助産の移送労務者
⑶　被災者の救出のため機械器具資材の操作の労務者
⑷　飲料水供給のための運搬労務者
⑸　遺体の捜索処理のための労務者
⑹　その他災害応急対策のために必要な労務者

３　供給方法

⑴　市長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、千歳公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
⑵　前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
ア　職業別、所要労働者数
イ　作業場所及び作業内容
ウ　期間及び賃金等の労働条件
エ　宿泊施設等の状況
オ　その他必要な事項
⑶　公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

４　賃金及びその他の費用負担

⑴　労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
⑵　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

５　災害時の応援協定に基づく要請

災害時応援協定に基づき協定先より労務者の確保に努めるよう体制を確保すること。

６　実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、別記第４４号様式「賃金作業員雇用台帳」によりその状況を記録しておくものとする。

第３０節　航空機及び無人航空機活用計画

災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本計画の定めるところによる。（総務対策部、消防部隊本部）

１　基本方針

災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

２　航空機の活動内容

⑴　災害応急対策活動
　ア　被災状況調査などの情報収集活動
　イ　救援物資、人員、資機材等の搬送
⑵　救急・救助活動
　ア　傷病者、医師等の搬送
　イ　被災者の救助・救出
⑶　火災防御活動
　ア　空中消火
　イ　消火資機材、人員等の搬送
⑷　その他
　航空機の活用が有効と認める場合

３　航空機保有機関の活動等

⑴　北海道
　道災害対策本部等の指示、又は市の要請により、災害応急対策等の活動を行う。
災害が大規模で、所管航空機で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第３２節「広域応援要請計画」により、他都府県及び他の市町村への航空機の応援要請などを行う。
⑵　札幌市
　北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。
⑶　北海道開発局、北海道警察
　所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。
　また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。
⑷　自衛隊
　知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

４　無人航空機の活動等

防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。

５　航空機及び無人航空機保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、第一管区海上保安本部、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機及びドローン等の無人航空機被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、ヘリコプター等の航空機については、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、航空機を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため 、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

６　市の対応等

⑴　緊急運航の要請

市長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料６３）により知事に対し要請するものとする。

ア　災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ　市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合

ウ　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

⑵　要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより別記第４５号様式「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出するものとする。

ア　災害の種類

イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ　災害現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

オ　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要な事項

⑶　要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・ＴＥＬ：０１１－７８２－３２３３・ＦＡＸ：０１１－７８２－３２３４

・総合行政情報ネットワーク電話：６－２１０－３９－８９７、８９８

⑷　報告

市長は、災害が収束した場合には、別記第４６号様式「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

⑸　緊急患者の緊急搬送手続等

ア　応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料６４）に基づき行うものとする。

イ　救急患者の緊急搬送手続き

(ｱ) 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後石狩振興局及び千歳警察署にその旨を連絡するものとする。

(ｲ) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより、別記第４７号様式「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出するものとする。

(ｳ) 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

(ｴ) 市長は、知事（危機対策室危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

⑹　受け入れ体制等の確保

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

ア　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

イ　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

⑺　ヘリコプターの離着陸可能地（資料６５）

本市におけるヘリコプターの離着場所は、資料のとおり。

第３１節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要がある場合には、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。（総務対策部）

１　災害派遣要請

⑴　派遣要請者等

市長は、派遣要請権者である知事（石狩振興局長）に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

⑵　要請先（指定部隊等の長）

陸上自衛隊北部方面隊第７師団第７２戦車連隊長

⑶　要請基準

災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、緊急性、公共性、非代替性の３要素を満たした上で、概ね次の基準によるものとする。

ア　人命救助のため応援を必要とするとき

イ　水害等の災害又は発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき

ウ　大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき

エ　救助物資輸送のため、応援を必要とするとき

オ　主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき

カ　応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

⑷　要請手続等

ア　市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第４８号様式）をもって要請権者に依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域(図面添付)及び活動内容

(ｴ) 派遣部隊が展開できる場所

(ｵ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ　要請権者は前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

ウ　市長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者と指定部隊等との連絡が不能である場合については、直接指定部隊等の長に通知することができる。但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記⑷の手続を行なうものとする。

なお、緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

要　請　先	連　絡　窓　口	所　在　地
陸上自衛隊北部方面隊 第７師団第７２戦車連隊長 （北恵庭駐屯地司令）	第３科 ３２－２１０１ （内線　２３５） （当直　３００）	恵庭市柏木町５３１

⑸　受入体制

市長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

ア　受入準備の確立

(ｱ) 宿泊所等の準備

宿泊は、原則として自衛隊駐屯地又は天幕露営とし、給食設備についても自ら実施するものとするが、市長は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所を準備する。

(ｲ) 作業計画の作成

市長は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をし、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておく。

イ　派遣部隊到着の措置

(ｱ) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとし、現地には必ず責任者を立会わせ、作業に支障をきたさないよう留意するものとする。

(ｲ) 石狩振興局への報告

総務対策部本部班は、到着後及び必要に応じて次の事項を石狩振興局に報告する。

①　災害派遣部隊の長の官職氏名
②　隊員数
③　到着日時
④　従事している作業の内容及び進捗状況
⑤　その他参考となる事項

⑹　調整

市長は、派遣部隊の受入れに関し、必要に応じて、使用する施設・場所等について、知事（総合振興局長及び振興局長を含む。）と調整を行うものとする。

⑺　経費等

ア　次の費用は、派遣部隊の受入側において負担するものとする。

(ｱ) 資材費及び機器借上料
(ｲ) 電話料及びその施設費
(ｳ) 電気料
(ｴ) 水道料
(ｵ) くみ取料

イ　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

ウ　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

⑻　撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第４９号様式）をもって知事（石狩振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。但し、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

２　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

⑴　被害状況の把握
⑵　避難の援助
⑶　遭難者等の捜索救助活動
⑷　水防・消防活動
⑸　道路又は水路の啓開
⑹　応急医療、救護及び防疫
⑺　通信支援
⑻　人員及び物資の緊急輸送
⑼　給食、給水及び入浴支援
⑽　交通規制
⑾　物資の無償貸付又は譲与
⑿　危険物の保安及び除去
⒀　その他

３　自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

４　知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

⑴　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
⑵　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

⑶　航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
⑷　その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

５　自衛隊との連携強化

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、要請先となる陸上自衛隊北部方面隊第７師団第７２戦車連隊との「災害時の連携に係る協定書」（資料６６）に基づき、平常時から連絡体制や防災に関する情報を共有し、連携強化に努めるものとする。

６　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

⑴　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）
⑵　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
⑶　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）
⑷　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
⑸　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）
⑹　自衛隊用緊急通行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等災害時における交通の規制等（基本法第 76 条の 3 第 3 項）

第３２節　広域応援要請計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、本章第６節「避難対策計画」による。（総務対策部）

１　恵庭市

⑴　他の市町村長に対する応援要請

大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料６７）及び市が協定する道内外の市町間との各種相互応援協定等（資料６７～７０）に基づき応援を要請する。また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

（資料６７）災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定
（資料６８）姉妹都市災害相互支援協定（山口県和木町）
（資料６９）災害時相互応援に関する協定（苫小牧市・千歳市・恵庭市）
（資料７０）災害時相互応援協定（静岡県藤枝市）

⑵　知事に対する応援要請等

ア　市長は、市の区域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

イ　市長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

⑶恵庭市災害時受援計画

災害発生時は短期間に膨大な業務が発生する一方、職員自身や庁舎も被災する中で円滑に業務を遂行することは困難であり、初動対応を確実なものとするため様々な支援を受ける必要である。このうち、国や道、他市町村からの応援職員を迅速・的確に受入れ出来るよう、情報共有や各種調整を行う体制を定めること及び応援を受ける対象となる業務を明らかにすることを目的とした恵庭市災害時受援計画を定める。

２　北海道

⑴　市に対する応援

ア　大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき応援の実施を図る。

また、各市町村の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なう。

イ　知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要

があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行なう。

ウ　知事は、市長等から応援の求め又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。

⑵　他の都府県等に対する応援の要求

ア　北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

イ　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れ体制は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。また、他県等の応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、受け入れ体制を確立しておく。

⑶　国に対する応援の要求等

ア　北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。

また、知事は、市から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）（資料７１）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

イ　知事は、道内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

ウ　知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

エ　知事は、内閣総理大臣より災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求める。

３　消防機関

⑴　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料７２）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援、他都府県の緊急消防援助隊（資料７３）による応援等を要請する。

⑵　他の消防機関等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、受入体制を確立しておく。

⑶　緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

４　北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に広域緊急援助隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

５　国

大規模自然災害時において、市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、国に設置される緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の現地活動拠点施設を市に要請する。

６　防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第３３節　職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は市長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。（総務対策部）

１　要請権者

市長又は市の委員会若しくは委員(以下本節において「市長等」という。)

なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

２　要請手続等

⑴　職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

⑵　職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

３　派遣職員の身分取扱

⑴　派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

⑵　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

⑶　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。

⑷　派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

⑸　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第３４節　ボランティア活動の支援調整計画

大規模災害時においては、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア団体、ＮＰＯ等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効果的な支援活動ができるように、活動の調整、受入れ体制、事前の育成などについては、この計画に定めるところによる。（支援対策部）

１　ボランティア活動の環境整備

(1)市及び道は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。

(2) 市及び道は、平時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(3) 市及び道は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育 成・確保に努めるものとする。

(4) 市及び道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(5) 市及び道は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 市及び道は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(7) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び道は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。

(8) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、恵庭市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（恵庭市社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置

予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、恵庭市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

２　ボランティアの受け入れ

ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

⑴　応急支援型ボランティア

ボランティアの受け入れや調整及び運営は、ボランティア自身など第三者機関に委ねるものとし、市は、その活動のために場所、情報等を提供するなどの側面支援を行う。

⑵　事前調整型ボランティア

市は、ボランティアの活動分野を定め、必要な技能、資機材を明確にして、それぞれの専門分野別のボランティアの受け入れ、活動等の調整を行う。発災時の活動の拠点は、「災害行動マニュアル」の中に予め定めておくものとする。

３　ボランティア団体やＮＰＯ等の活動内容

活動の主な内容は、次のとおりとする。ただし、災害の規模、内容及び需要により臨機に支援を要請するものとする。

⑴　救援物資の仕分け、配送、配分
⑵　収容避難所の管理、運営の補助
⑶　災害、安否、生活情報の収集・伝達
⑷　避難行動要支援者の介護、看護補助
⑸　給水、炊出し、食料の配布
⑹　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
⑺　清掃及び防疫
⑻　被災建築物の応急危険度判定
⑼　災害応急対策事務の補助
⑽　救急・救助活動
⑾　医療・救護活動
⑿　外国語通訳
⒀　非常通信
⒁　被災者の心のケア活動
⒂　被災母子の心のケア活動
⒃　被災動物の保護・救助活動
⒄　ボランティア・コーディネート

４　災害ボランティアセンターの設置

市は、被害の状況により、災害復旧及び被災者支援において、ボランティア等の支援

が必要となる場合、直ちに恵庭市社会福祉協議会と調整し、災害対策本部の協議・決定の上、「災害ボランティアセンター」を公共施設等に設置し、その運営を恵庭市社会福祉協議会へ要請する。

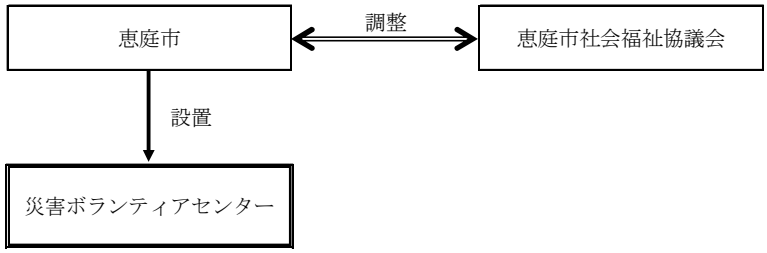

５　災害ボランティアセンターの運営

⑴　恵庭市社会福祉協議会は、市と連携のもと、市の要請やボランティアニーズを把握し、ボランティアの受入や配置、関係機関との調整、資機材の供給等を行う。

なお、活動に必要な資機材の調達については、市と調整することとする。

⑵　恵庭市社会福祉協議会は、センターの運営に関し、予め運営要領等を定めておくものとする。

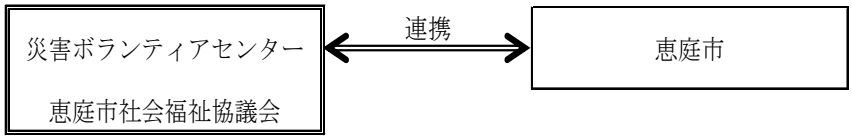

第３５節　災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。（保健福祉対策部）

１　実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たるものとする。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分するものとする。

２　運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料７４）の定めるところによるものとする。

３　義援金の受付（配分）

日本赤十字社は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、北海道支部及び恵庭市地区に義援金配分委員会（資料７５）を設置し、被害状況に応じて義援金をり災者に配分するものとする。

市長は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

第３６節　災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、次のとおりである。（総務対策部）

1　生活福祉資金
2　母子父子寡婦福祉資金
3　災害援護資金貸付金
4　災害復興住宅資金
5　農林漁業セーフティネット資金
6　天災融資法による融資
7　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
8　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）、水産業施設資金（災害復旧）
9　造林資金
10　樹苗養成資金
11　林道資金
12　主務大臣指定施設資金
13　共同利用施設資金
14　備荒資金直接融資資金
15　中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
16　勤労者福祉資金
17　「被災者生活再建支援法」に基づく支援

（大要については、資料７６）

第３７節　災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。（総務対策部）

１　実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものとする。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの責任と判断において実施するものとする。

２　災害救助法の適用基準

救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条により、市に適用される基準は次のとおりである。

適　用　基　準				適　　要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上） 住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1　住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：３世帯で滅失１世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2　世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
5,000 人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000 人以上 15,000 人未満	40	20		
15,000 人以上 30,000 人未満	50	25		
30,000 人以上 50,000 人未満	60	30		
50,000 人以上 100,000 人未満	80	40		
100,000 人以上 300,000 人未満	100	50		
300,000 人以上	150	75		

３　災害救助法の適用手続

⑴　市長は、市内における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を石狩振興局長に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　法の適用を要請する理由
エ　法の適用を必要とする期間
オ　既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
カ　その他必要な事項

⑵　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに石狩振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

４　救助の実施と種類

⑴　救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した市に対し、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市・日赤道支部 市
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～市 設置～道 （ただし、委任したときは市）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市

医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
助産	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市
福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（但し、委任したときは市）
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬 を除く）をする	市・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺	市

	に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	

⑵　救助の程度、方法及び期間災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

⑶　救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

５　災害対策基本法と災害救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第６章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路施設の整備等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節　航空災害対策計画

１　基本方針

市の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

⑴　実施機関

ア　東京航空局空港事務所、空港管理事務所

(ｱ) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

(ｲ) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(ｳ)災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(ｴ)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｵ)災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(ｶ)災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

(ｷ)関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

イ　航空運送事業者

(ｱ)航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(ｲ)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｳ)関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

３　災害応急対策

航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

⑴　情報通信

ア　情報通信連絡系統

(ｱ) 発生地点が明確な場合

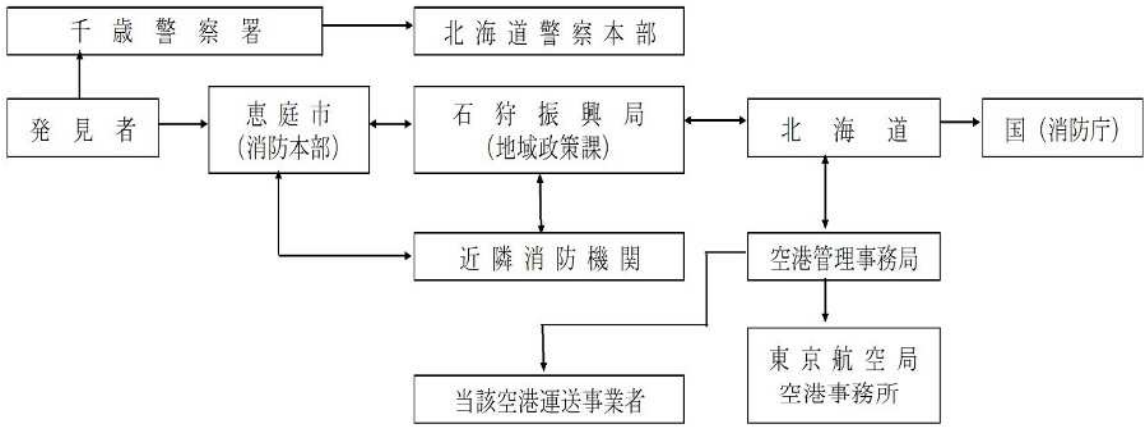

(ｲ) 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

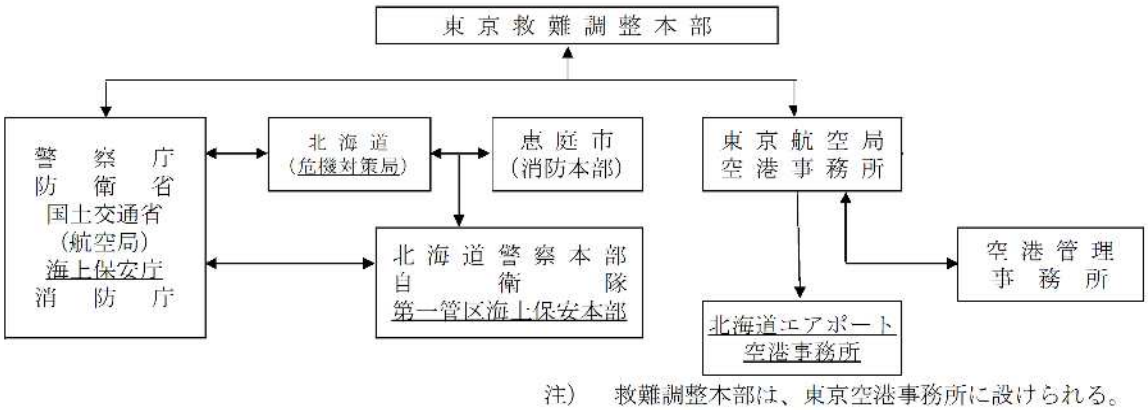

注)　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(ｲ)市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ｳ)市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア　実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、恵庭市、北海道、北海道警察

イ　実施事項

(ｱ) 被災者の家族への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

①　航空災害の状況
②　被災者の安否情報
③　医療機関等への情報
④　関係機関の災害応急対策に関する情報
⑤　その他必要な事項

(ｲ)旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

①　航空災害の状況
②　旅客及び乗組員等の安否情報
③　医療機関等の情報
④　関係機関の災害応急対策に関する情報
⑤　航空輸送復旧の見通し
⑥　避難の必要性等、地域に与える影響
⑦　その他必要な事項

⑶　応急活動体制

ア　市の災害対策組織

市長は、航空災害時その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害時その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

⑷　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

⑸　救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第７節「救助救出計画」により実施する。

⑹　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第５章第１８節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」により実施する。

⑺　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

ア　市（消防本部）は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ　市（消防本部）は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

⑻　行方不明者の捜索及び
の収容等

市及び各関係機関は、第５章第２５節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

⑼　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第９節「交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

⑽　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

ア　実施機関

市、北海道

イ　実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第５章第１９節「防疫保健衛生計画」により、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第５章第２０節「廃棄物処理等計画」により廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

⑾　自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

⑿　広域応援

市（消防本部）及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第３２節「広域応援要請計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。

第２節　鉄道災害対策計画

１　基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

⑴　実施要項

ア　北海道運輸局

(ｱ)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｲ)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(ｳ)踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに広報活動に努める。

イ　鉄軌道事業者

(ｱ)踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(ｲ)鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。

(ｳ)自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。

(ｴ)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｵ)災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

(ｶ)関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(ｷ)災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

３　災害応急対策

⑴　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア　情報通信連絡系統

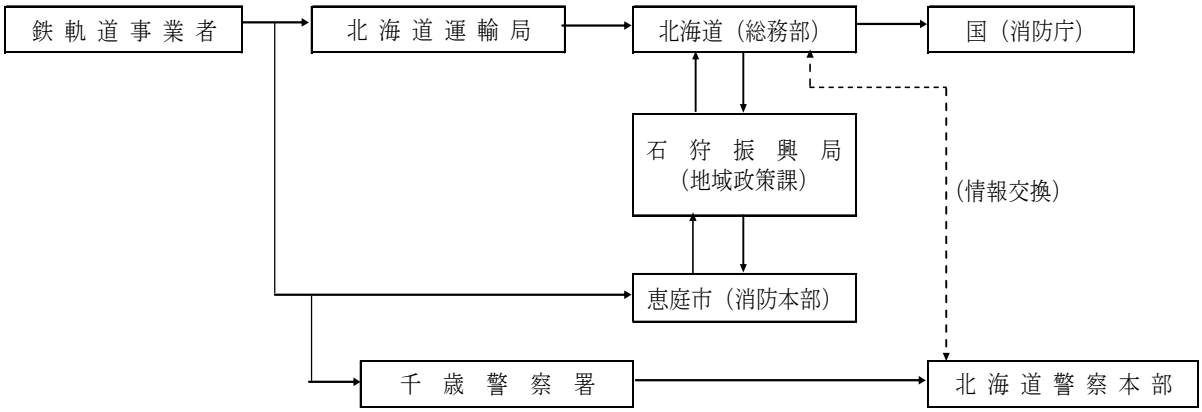

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(ｲ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ｳ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施するものとする。

ア　実施機関

恵庭市、鉄軌道事業者、北海道、北海道警察

イ　実施事項

(ｱ) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

①　鉄道災害の状況
②　被災者の安否情報
③　医療機関等の情報
④　関係機関の災害応急対策に関する情報
⑤　その他必要な事項

(ｲ) 旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

① 鉄道災害の状況
② 旅客及び乗務員等の安否情報
③ 医療機関等の情報
④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
⑤ 施設等の復旧状況
⑥ 避難の必要性等地域に与える影響
⑦ その他必要な事項

⑶ 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害時その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害時その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

⑷ 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第７節「救助救出計画」により実施する。

⑸ 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第５章第１８節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」により実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力する。

⑹ 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 消防本部

(ｱ)消防本部は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(ｲ)消防本部は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

⑺ 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、第５章第２５節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

⑻ 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第９節「交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

⑼ 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険

物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

⑽　自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請については、第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

⑾　広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第３２節「広域応援要請計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。

⑿　災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第３節　道路災害対策計画

１　基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

２　災害の予防

市は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

⑴　実施事項

ア　道路管理者

(ｱ) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(ｲ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

(ｳ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(ｴ) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(ｵ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

(ｶ)道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(ｷ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

(ｸ) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

イ　千歳警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

３　災害応急対策

⑴　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア　情報通信連絡系統

(ｱ) 国の管理する道路の場合

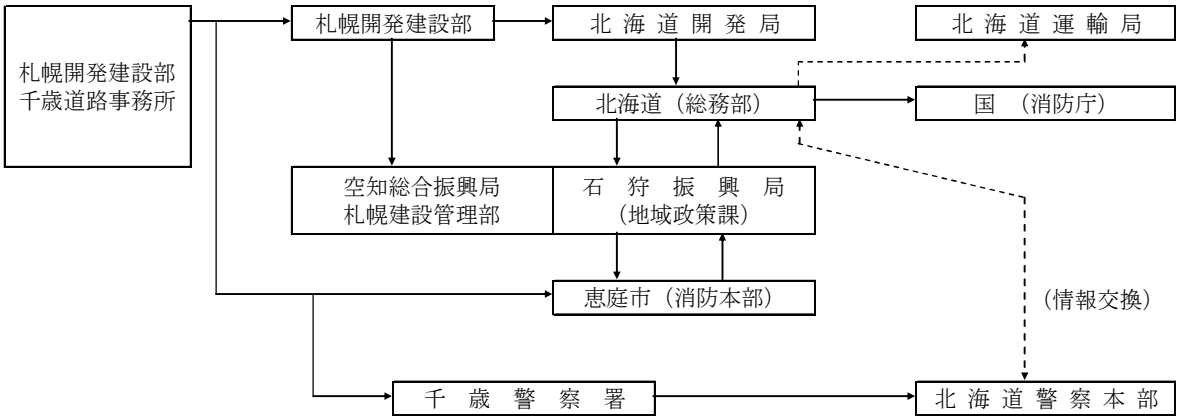

(ｲ) 道の管理する道路の場合

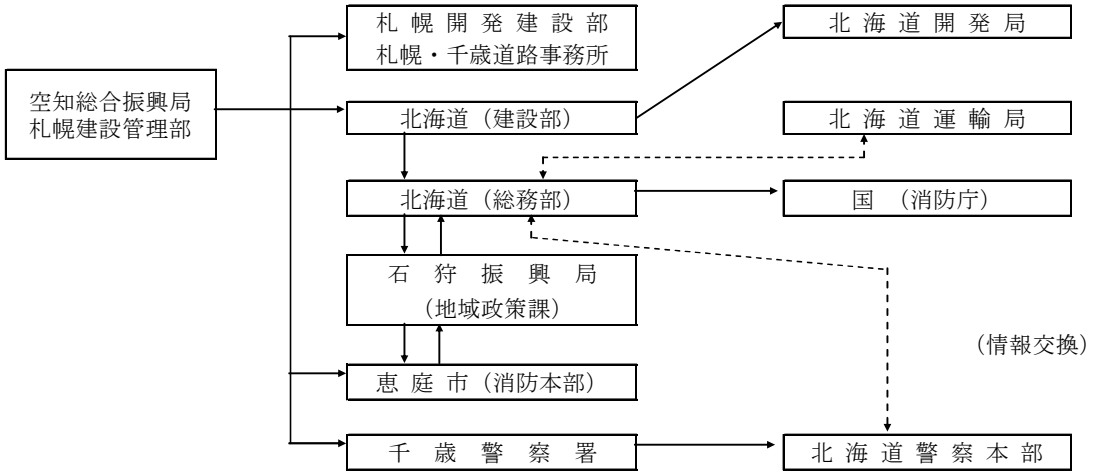

(ｳ) 恵庭市の管理する道路の場合

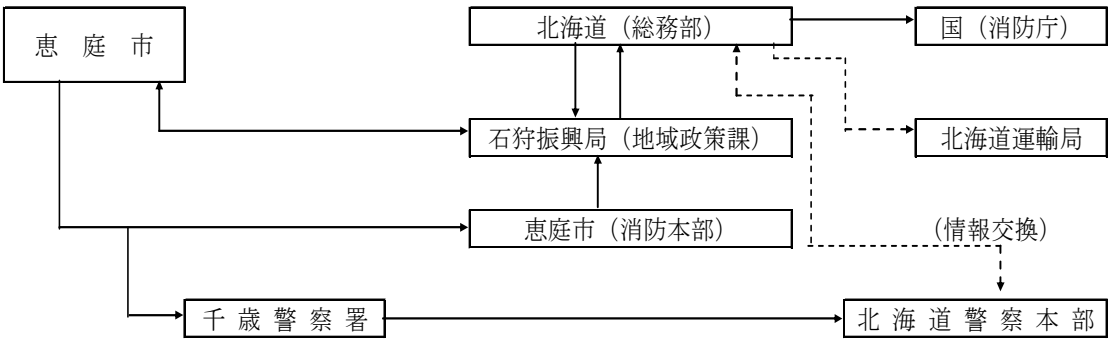

(ｴ) 高速自動車国道の場合

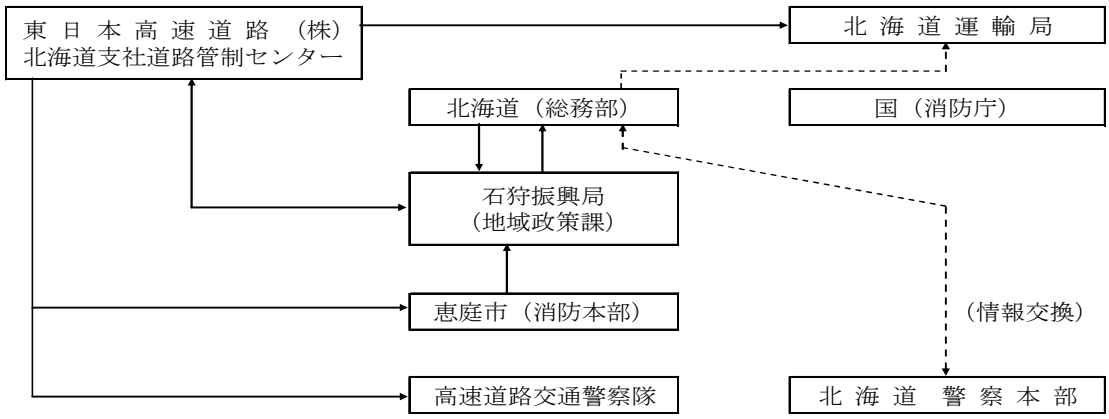

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(ｲ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ｳ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施するものとする。

ア　実施機関

道路管理者、恵庭市、北海道、千歳警察署

イ　実施事項

(ｱ) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

①　道路災害の状況
②　被災者の安否情報
③　医療機関等の情報
④　関係機関の災害応急対策に関する情報
⑤　その他必要な事項

(ｲ)道路利用者及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

①　道路災害の状況
②　被災者の安否情報
③　医療機関等の情報
④　関係機関の災害応急対策に関する情報

⑤　施設の復旧状況

⑥　避難の必要性等、地域に与える影響

⑦　その他必要な事項

⑶　応急活動体制

ア　市の災害対策組織

市長は、道路災害時その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時その状況に応じて応急活動体制を整え、他の関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

⑷　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第５章第７節「救助救出計画」により実施する。

⑸　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第５章第１８節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

⑹　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

ア　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防本部による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

イ　消防本部

(ｱ)　消防本部は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(ｲ)　消防本部は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

⑺　行方不明者の捜索及び遺体の処理等

市及び関係機関は、第５章第２５節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

⑻　交通規制

道路災害時における交通規制については、第５章第９節「交通応急対策計画」により実施する。

ア　千歳警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

イ　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

⑼　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

⑽　自衛隊派遣要請

道路災害時に災害の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣が必要な場合は、第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

⑾　広域応援

市は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第３２節「広域応援要請計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。

⑿　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

ア　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。

イ　関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

エ　災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

４　高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

⑴　事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行なうものとする。

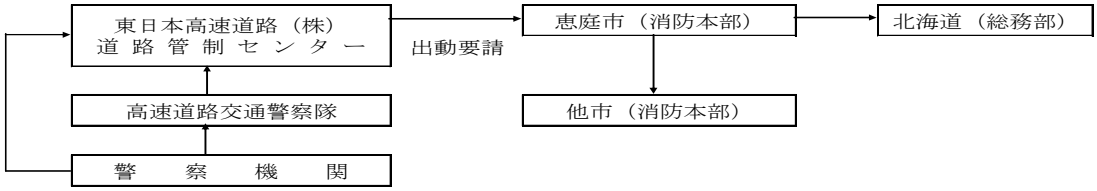

（注）1 東日本高速道路㈱から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。
2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

⑵　事故等対策現地本部の設置等

ア　事故等対策現地本部の設置

(ｱ) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(ｲ) 「事故等対策現地本部」の構成は、恵庭市消防本部、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路㈱の３機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ　事故等対策現地本部の業務

(ｱ)　「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行なうとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行なうものとする。

(ｲ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

(ｳ) 関係機関

陸上自衛隊北部方面隊第７師団第７２戦車連隊、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路㈱北海道支社、北海道医師会、北海道。

⑶　事故等対策連絡本部の設置等

ア　事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

イ　事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請により事故等の対策を行なうものとする。

⑷　事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行なうものとする。

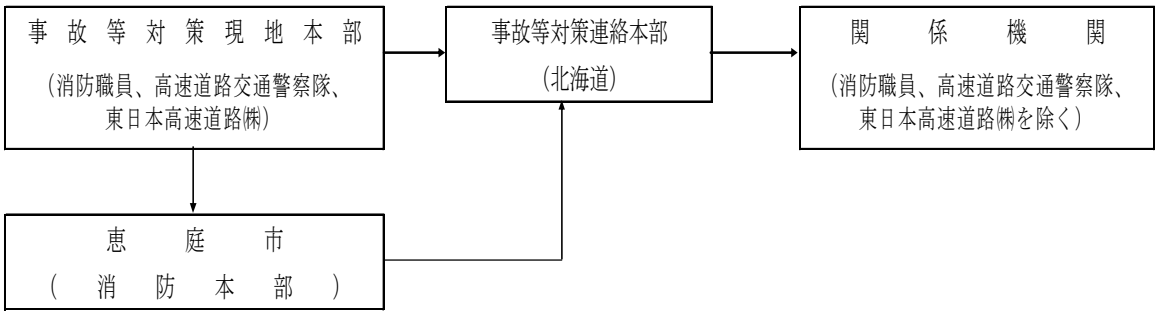

第４節　危険物等災害対策計画

１　基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

なお、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については、北海道地域防災計画の別冊である「原子力防災計画編」の定めるところによる。

２　危険物の定義

⑴　危険物

消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

⑵　火薬類

火薬類取締法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号)第 2 条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

⑶　高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)第 2 条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（ＬＰＧ)、アセチレン、アンモニアなど

⑷　毒物･劇物

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)第 2 条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

⑸　放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

３　災害予防

市（消防本部）及び道は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

⑴　危険物等災害予防

ア　事業者

(ｱ)消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ｲ)危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(ｳ)　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ　恵庭市（消防本部）、北海道

(ｱ)　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ)　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ　千歳警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

⑵　火薬類災害予防

ア　事業者

(ｱ)　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ｲ)　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈した時は、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届けるとともに道に報告するものとする。

イ　恵庭市（消防本部）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ　北海道産業保安監督部

(ｱ)　火薬類取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ)　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ｳ)　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(ｴ)事業者の予防対策について監督、指導する。

エ　北海道

(ｱ) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ｳ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

オ　千歳警察署

(ｱ) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入り検査を実施する等その実態を把握するとともに、資材を整備充実し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(ｲ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ｳ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

⑶　高圧ガス災害予防

ア　事業者

(ｱ) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ｲ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官等に届け出るものとする。

イ　恵庭市（消防本部）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ　北海道産業保安監督部

(ｱ) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ) 事業者の予防対策について監督、指導する。

エ　北海道

(ｱ) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(ｳ) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

オ　千歳警察署

(ｱ) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

(ｲ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

⑷　毒物・劇物災害予防

ア　事業者

(ｱ) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ｲ) 劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を石狩振興局保健環境部千歳地域保健室、千歳警察署又は恵庭市消防本部に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ　恵庭市（消防本部）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ　北海道

(ｱ) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

(ｲ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

エ　千歳警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

⑸　放射性物質災害予防

ア　事業者

(ｱ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ｲ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防本部等関係機関へ通報するものとする。

イ　恵庭市（消防本部）

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ　千歳警察署

(ｱ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

(ｲ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

４　災害応急対策

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信は、次により実施する。

⑴　情報通信

ア　情報通信連絡系統

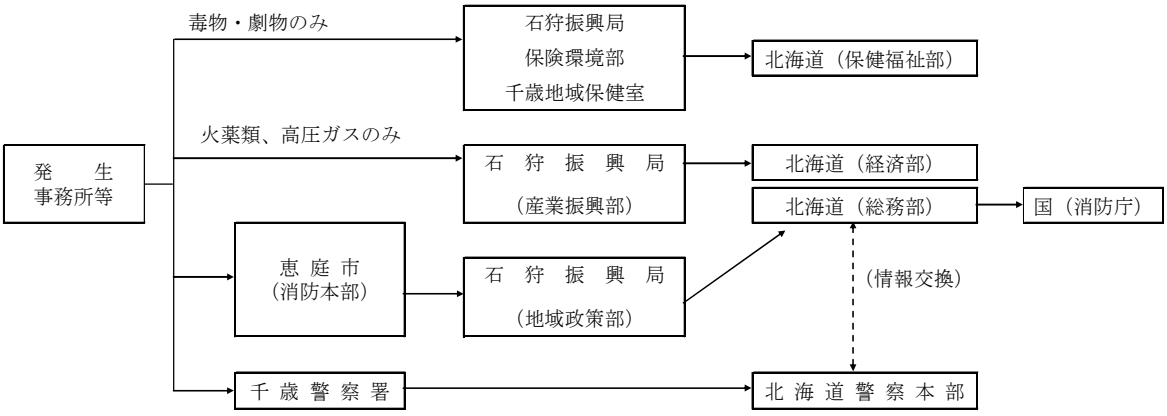

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(ｲ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ｳ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア　実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ　実施事項

(ｱ) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

①　災害の状況
②　被災者の安否情報
③　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
④　医療機関等の情報
⑤　関係機関等の実施する応急対策の概要
⑥　その他必要な事項

(ｲ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

①　災害の状況
②　被災者の安否情報
③　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
④　医療機関等の情報
⑤　関係機関の実施する応急対策の概要
⑥　避難の必要性等、地域に与える影響
⑦　その他必要な事項

⑶　応急活動体制

ア　市の災害対策組織

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ　道の災害対策組織

知事は、危険物等災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

⑷　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ　危険物の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

⑸　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に務めるものとする。

イ　恵庭市（消防本部）

(ｱ)　事業所と緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

(ｲ)　消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

⑹　避難措置

市及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第６節「避難対策計画」により、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

⑺　救助救出及び医療救護活動

市及び関係機関は、第５章第７節「救助救出計画」及び第５章第１８節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

⑻　行方不明者の捜索及び遺体の処理等

市及び関係機関は、第５章第２５節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

⑼　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第９節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。

⑽　自衛隊派遣要請

第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

⑾　広域応援

市は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章３２節「広域応援要請計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。

第５節　大規模な火事災害対策計画

１　基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

市は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

⑴　恵庭市（消防本部）

ア　大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

ウ　予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

エ　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

オ　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、避難行動要支援者対策に十分配慮する。

カ　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

キ　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

ク　消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応

力を高めることとする。

ケ　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

コ　火災警報の発令

市長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

⑵　北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市（消防本部）が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

３　災害応急対策

⑴　情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア　情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

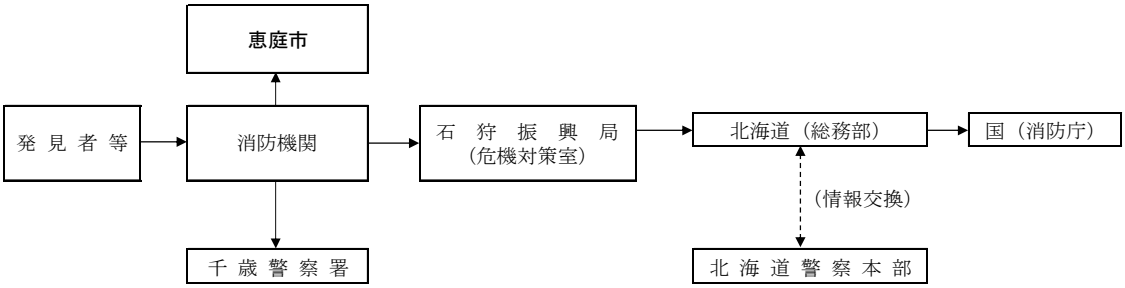

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(ｲ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ｳ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施するものとする。

ア　被災者の家族への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提

供するものとする。

(ｱ) 災害の状況

(ｲ)被災者の安否情報

(ｳ)医療機関等の情報

(ｴ)関係機関の実施する応急対策の概要

(ｵ)その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

(ｱ)災害の状況

(ｲ)被災者の安否情報

(ｳ)医療機関等の情報

(ｴ)関係機関の実施する応急対策の概要

(ｵ)避難の必要性等、地域に与える影響

(ｶ)その他必要な事項

⑶　応急活動体制

ア　市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

⑷　消防活動

消防本部は、「恵庭市消防計画」によるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行うものとする。

ア　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ　避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ　消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

⑸　避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第６節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施するものとする。

⑹　救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第５章第７節「救助救出計画」及び第５章第１８節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第５章第２５節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

⑺　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第９節「交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

⑻　自衛隊派遣要請

第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

⑼　広域応援

市は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章３２節「広域応援要請計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

４　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第７章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第６節　林野火災予消防計画

１　基本方針

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消化処置については、この計画の定めるところによる。

２　予防対策

⑴　実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、国、道、市及び関係機関は次により対策を講ずる。

ア　恵庭市、石狩森林管理署、北海道

(ｱ) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

①　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報誌、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

②　入林の許可・届出等について指導する。

Ⅰ　入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

Ⅱ　入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

③　林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。

④　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(ｲ) 火入対策

林野火災危険期間（概ね３月～６月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

①　森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）及び恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例（平成 8 年恵庭市条例第 5 号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

②　市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

③　林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。

④　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

⑤　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

⑥　林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

(ｳ) 消火資機材等の整備

① 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

② ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

(ｴ) 防火林帯の整備

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

(ｱ) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

(ｲ) 巡視員の配置

(ｳ) 無断入林者に対する指導

(ｴ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

(ｱ) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。

(ｲ) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所の設置、標識及び消火設備の完備。

前記(ｱ)における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

(ｳ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

(ｱ) 演習地出入者に対する防火啓発

(ｲ)演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(ｳ)危険区域の標示

(ｴ)防火線の設定

(ｵ)巡視員の配置

オ　北海道旅客鉄道㈱及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道㈱及びバス等運送事業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

(ｱ) 路線の巡視

(ｲ) ポスター掲示等による広報活動

(ｳ) 林野火災の巡視における用地の通行

(ｴ) 緊急時における専用電話の利用

⑵　林野火災予消防対策協議会

林野火災予消防対策については、千歳・恵庭地域林野火災予消防対策会議が定める「千歳・恵庭地域林野火災予消防対策要領」（資料７７）によるものとする。

⑶　気象情報等連絡対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため注意報、警報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。

また、火災発生時の通報連絡を徹底するなど、次の系統図によるものとする。

ア　気象情報伝達系統

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第３章第３節「防災情報の通信体制」のとおりである。

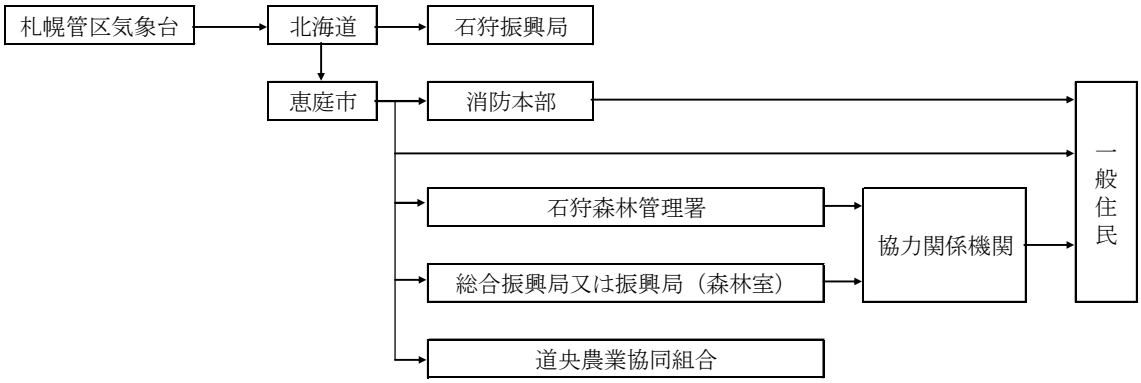

市は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を石狩森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発令することができる。

３　応急対策

⑴　情報通信

ア　林野火災発生通報系統

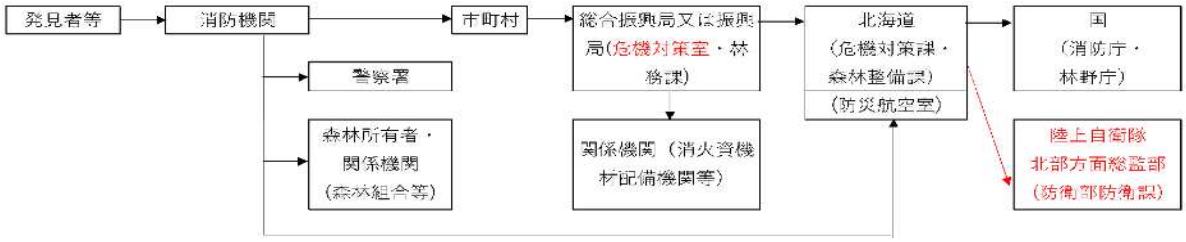

イ　実施事項

(ｱ) 市及び関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(ｲ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

(ｳ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(ｴ) 市及び関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。

(ｵ) 市及び関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。(ｶ) 市及び振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第５章第５節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア　被災者の家族への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ｱ) 災害の状況

(ｲ) 被災者の安否情報

(ｳ) 医療機関等の情報

(ｴ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(ｵ) その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 被災者の安否情報
(ｳ) 医療機関等の情報
(ｴ) 関係機関の実施する応急対策の概要
(ｵ) 避難の必要性等、地域に与える影響
(ｶ) その他必要な事項

ウ　応急活動体制

(ｱ) 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時において、その状況に応じて第３章第２節「恵庭市災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(ｲ) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ　消防活動

消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(ｱ)　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとし、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。

また、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(ｲ) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第５章第３０節「航空機及び無人航空機活用計画」により、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給

方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。

なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。

オ　避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第６節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

また市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

カ　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第９節「交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

キ　自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

ク　広域応援

市（消防本部）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第３２節「広域応援要請計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。

ケ　二次災害の防止活動等

(ｱ)治山事業等

市は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(ｲ)自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第７節　大規模停電災害対策計画

１　基本方針

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

⑴　実施事項

ア　恵庭市

避難所への非常用発電機の配置、停電対策としての電源代替車両の配置や避難所の非常用電源設備の充実等、大規模停電を含めた災害に対応できる体制を整えるよう努めるものとする。

イ　北海道電力ネットワーク株式会社

(ｱ)　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

(ｲ)　電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(ｳ)　災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害時に対策が有効に機能することを確認する。

ウ　北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

エ　北海道産業保安監督部

(ｱ)　電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

(ｲ)　電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

オ　防災関係機関

(ｱ)　災害時における応急活動等に関し，あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

(ｲ)　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応

できる電源を確保するものとする。

(ｳ) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

(ｴ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(ｵ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(ｶ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

カ　病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

３　災害応急対策

⑴　情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記１のとおりとする。

イ　実施事項

(ｱ) 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するも　のとする。

(ｲ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ｳ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

⑵　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第５章第５節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア　実施機関

恵庭市、北海道、北海道警察、北海道電力ネットワーク株式会社

イ　実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

(ｱ)　停電及び停電に伴う災害の状況
(ｲ)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(ｳ)　停電の復旧の見通し
(ｴ) 避難の必要性等、地域に与える影響
(ｵ) その他必要な事項

⑶　応急活動体制

ア　恵庭市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ　北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ北海道地域防災計画第３章第１節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

ウ　防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ　北海道電力ネットワーク株式会社

(ｱ)　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。
(ｲ)　早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
(ｳ) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

⑷　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。
(ｱ) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
(ｲ) 火災発生に対する迅速な消火活動
(ｳ) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

⑸　医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第５章第 18 節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」の定めにより実施する。

⑹　交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第 9 節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア　北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ　道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

⑺　避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第５章第６節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

⑻　応急電力対策

ア　緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や恵庭市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ　通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

⑼　給水対策

恵庭市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

⑽　石油類燃料の供給対策

道及び恵庭市は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第５章第１５節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

⑾　防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

⑿　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第５章第３１節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

⒀　広域応援

道、恵庭市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対

策を実施できない場合は、第５章第３２節「広域応援要請計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記１

情報通信連絡系統図

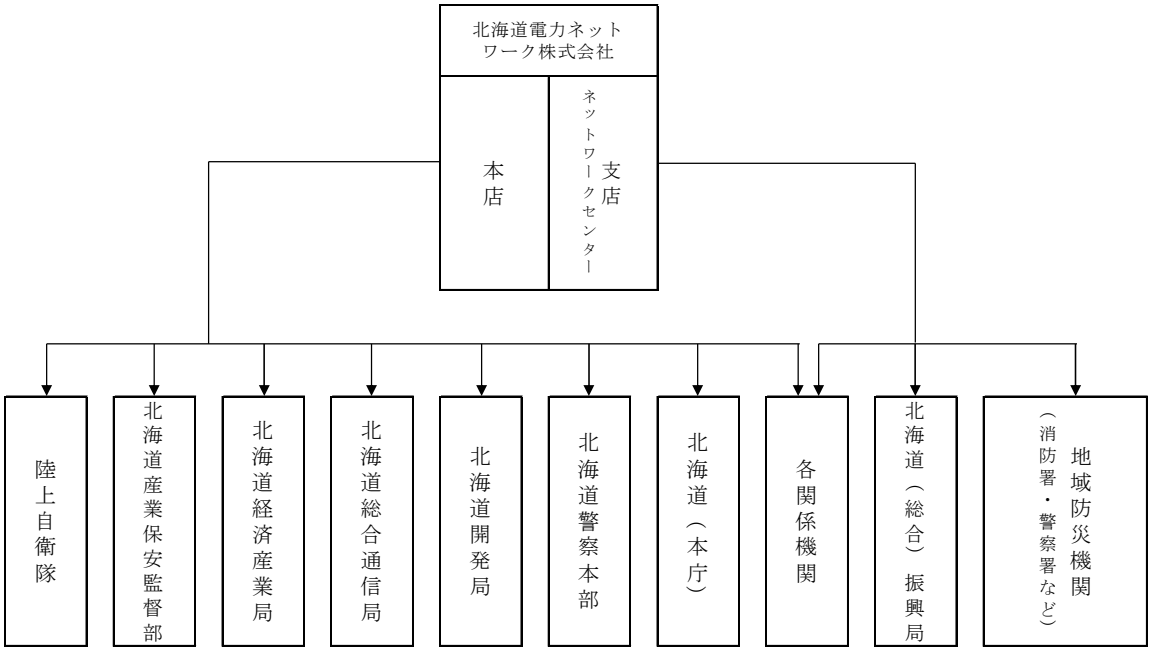

※上記のほか、北海道電力ネットワーク株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第７章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、被災者の生活や社会経済活動の早期回復を目指し、公共施設等の復旧は、単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、計画の策定にあたっては住民等の意見を十分聴取した上で、関係機関と調整を図るものとする。

１　実施責任

市長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

２　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川

イ　砂防設備

ウ　林地荒廃防止施設

エ　地すべり防止施設

オ　急傾斜地崩壊防止施設

カ　道路

キ　下水道

ク　公園

⑵　農林水産業施設災害復旧事業計画

⑶　都市施設災害復旧事業計画

⑷　上水道災害復旧事業計画

⑸　住宅災害復旧事業計画

⑹　社会福祉施設災害復旧事業計画

⑺　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

⑻　学校教育施設災害復旧事業計画

⑼　社会教育施設災害復旧事業計画

⑽　その他災害復旧事業計画

３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

５　生活資金の貸し付け及び生活再建支援

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び見舞金、災害援護資金の貸付を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、道は、「被災者生活再建支援法」に基づき、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、生活再建資金を支給する。

６　租税措置

市は、災害の状況に応じて、市税等に関する申告、納付の期限延長、減免、納税義務の免除、納税の猶予等租税措置をとる。

７　緊急雇用の確保

国、北海道及び恵庭市は、災害発生に伴い離職等を余儀なくされた者に対して、臨時応急の就労先が確保できるよう必要な措置を講ずることとする。

８　職業のあっせん

公共職業安定所は、北海道及び恵庭市と連携して災害により離職を余儀なくされた被災者の再就職を行うため、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談等の措置を講ずる。

９　中小企業への支援

北海道は、災害活動により影響を受けている中小企業者等を対象に中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」を貸し付ける。

北海道及び商工会議所は、特別相談室の設置、巡回相談を実施し、北海道の融資制度等の手続き、相談等を受け付ける。

10　農林水産業への支援

北海道は、専門技術員、普及職員、家畜保健衛生所職員等で構成された営農特別班を編成し、農家の巡回、技術指導、営農相談を行う。

また、災害により被害を受けた農家の経営再建や減少した収入の補填のため、農林漁業金融公庫の農業経営維持安定資金（災害資金）の円滑な融通及び農地、農業用施設に被害を受けた農家の復旧のため、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金が円滑に融通されるよう支援する。